

# 地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：神野 直彦)

令和3年3月

一般財団法人 自治総合センター



## はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」、平成28年5月に「第6次一括法」、平成29年4月に「第7次一括法」、平成30年6月に「第8次一括法」、令和元年5月に「第9次一括法」、令和2年6月には「第10次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応のため、リモート形式により研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和3年3月

一般財団法人 全国市町村振興協会  
理事長 坂本 森 男  
一般財団法人 自治総合センター  
理事長 荒木 慶 司



# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会

## 委員名簿

座長	神野 直彦	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授
	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	佐藤 滋	東北学院大学経済学部准教授
	関口 智	立教大学経済学部教授
	高端 正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授
	半谷 俊彦	和光大学経済経営学部教授
	古市 将人	帝京大学経済学部准教授
	星野 泉	明治大学政治経済学部教授
	諸富 徹	京都大学大学院地球環境学堂/経済学研究科教授
	中垣内隆久	日本大学経済学部教授



## 目 次

### 第1章 令和2年度調査報告

- 「保有から利用へ」軸足を移した自動車関連税制の将来像に関する検討  
- 「自動車関係諸税に係る調査研究WG」報告書より- . . . 3
- 再分配政策に関する近年の研究のサーベイと課題  
- 国際比較研究に注目して- . . . . . 27
- 日本型福祉国家としての勤労国家の形成、そして崩壊 . 39

### 第2章 参考資料

- 新型コロナウイルスに係る地方財政への対応について . 57
- 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興施策について . . . . . 66
- 地方公営企業の現状と課題等 . . . . . 81



# 第 1 章

## 令和 2 年度調査報告





京都大学  
KYOTO UNIVERSITY

第1回地方分権に関する基本問題についての調査研究会

# 「保有から利用へ」軸足を移した自動車関連 税制の将来像に関する検討

～「自動車関係諸税に係る調査研究WG」報告書より～

2020年7月10日(金) 18:00-20:00

諸富 徹(京都大学大学院経済学研究科/地球環境学堂)

別紙

令和元年度 自動車関係諸税に係る調査研究WG委員

座 長 諸富 徹 京都大学大学院 経済学研究科 教授

委 員 川勝 健志 京都府立大学 公共政策学部 教授

藤岡 祐治 東北大学 法学研究科 准教授

百澤 俊平 東京都 主税局 税制部  
税制課 税制改正担当課長

浅場 周 神奈川県 総務局 財政部 税制企画課長

(令和元年5月まで 小泉 洋 現神奈川県相模原県税事務所長)

東 高士 総務省 自治税務局 自動車税制企画室長

(令和元年6月まで 平木 省 現岐阜県副知事)

(敬称略)

## 自動車関係諸税に係る調査研究WGの実施状況

■ 5月16日（木）15:30～17:30 第1回WG

- ①自動車関係諸税の状況について
- ②WGにおける議論のポイントについて

■ 6月20日（木）10:00～12:00 第2回WG

- ①自動車を取り巻く環境変化について
- ②欧州における自動車関連税制の概要について
- ③海外調査について

■ 7月8日（月）～12日（金） 海外調査

- ベルギー、ドイツ、フランスを訪問（※川勝委員及び事務局1名）

■ 9月11日（水）10:00～12:00 第3回WG

- 海外調査のとりまとめ報告

※ 10月25日（金）に地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会（親会議）にて、海外調査結果報告。

■ 11月1日（金）13:30～15:30 第4回WG

- 走行距離課税について

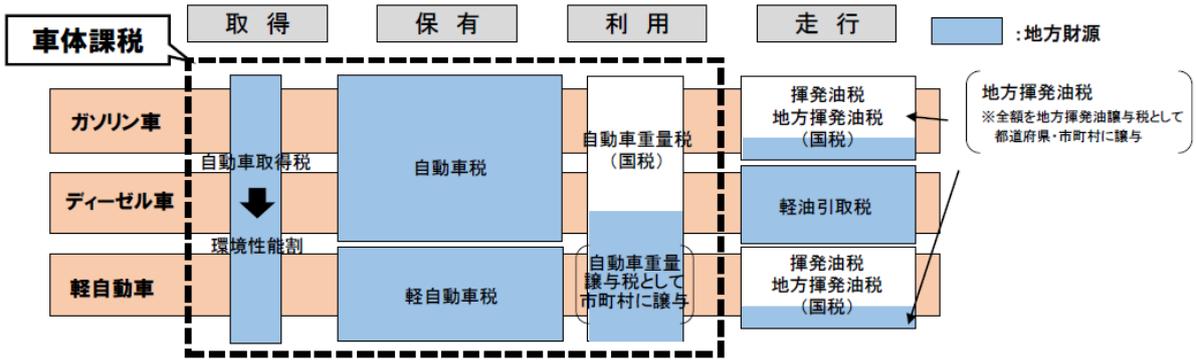
■ 1月16日（木）10:00～12:00 第5回WG

※ 2月13日（木）に地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会（親会議）にて、WG実施状況報告。

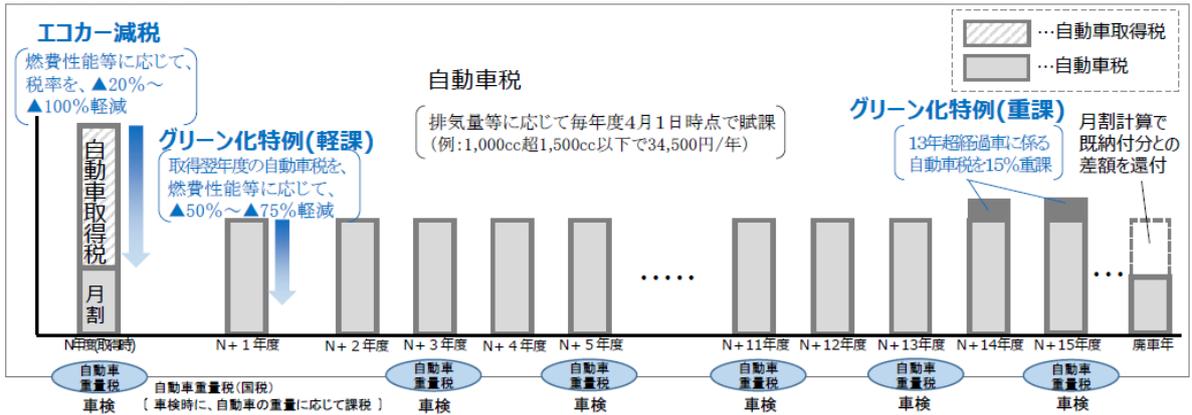
■ 2月19日（水）15:30～17:30 第6回WG

# 自動車関係諸税

## 自動車関係諸税の現状



〔自家用乗用車に係る課税のイメージ〕



## 車体課税の概要

税目	税の性格・経緯等	税率等	税収(億円) 令和元年度 地財・予算ベース
自動車取得税 (R1.9で廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車取得税は、権利の取得、移転など各種の経済的取引等に担税力を認めて課する流通税であり、道路に関する費用に充てる目的税として創設。</li> <li>平成21年度に道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、道路等の行政サービスから得る受益に着目するとともに、環境への配慮の必要性を考慮して課税されることとなった。</li> </ul>	「自動車の取得価額」を課税標準とし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車 取得価額の3%</li> <li>・営業用及び軽自動車 " 2%</li> </ul>	870
自動車税・軽自動車税 環境性能割 (R1.10から導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車をもたらすCO2排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担的な性格。</li> <li>・環境インセンティブを最大化する政策的意図に基づいて、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとして設計。</li> </ul>	「自動車の取得のために通常要する価額」を課税標準とし、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃費基準達成度等に応じて0～3% (軽自動車、営業用は0～2%)</li> </ul>	550
自動車税 (R1.10から種別割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車に対し、その所有の事実に応じた担税力を見出し、その所有者に課する普通税。</li> <li>・道路等との間に極めて直接的な受益関係を持つ特殊な財産税としての性格を持つもので、財産的な性格のほか道路損傷負担的な性格を持つ。</li> </ul>	(例) 乗用車 排気量2,000ccクラス <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用 39,500円 (36,000円)</li> <li>※ ( ) 内はR1.10～以降の税率</li> <li>・営業用 9,500円</li> </ul>	15,383
軽自動車税 (R1.10から種別割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車等の所有に担税力を見出して課する財産的な性格を有する税で、軽自動車等が道路等を損傷することにより課する道路損傷負担的な性格も併せ有する。</li> <li>・軽自動車税の税率は登録車に比べて低く設定されているが、自転車や荷車等に対する税として課されていた経緯等によるものと考えられる。</li> </ul>	(例) 軽乗用車 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用 10,800円</li> <li>・営業用 6,900円</li> </ul>	2,668
自動車重量税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検等によって自動車の運行が可能になるとして権利創設的な性格がある。また、車両重量を課税の指標としていることから道路損傷負担的な性格がある。</li> <li>・平成21年度の道路特定財源の一般財源化に伴い、完全に一般財源化されている。</li> </ul>	(例) 乗用車 車両重量0.5t/年につき <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用 4,100円</li> <li>・営業用 2,600円</li> <li>(本則税率: いずれも2,500円)</li> </ul>	6,510
			(国分 3,760 地方譲与分 2,750)

※ 地方財源: 2.2兆円(車体課税の税収2.6兆円) 3

## 自動車取得税と環境性能割の概要

### 自動車取得税（～令和元年9月）

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時  
(購入時)

〔税額の計算方法〕

自動車の  
取得価額

× 3%

〔営業用自動車及び  
軽自動車は2%〕

(計算例: 自家用の自動車)  
取得価額が150万円の場合  
150万 × 3% = 4万5千円

〔税込規模〕 870億円 (元年地財)

※ 税込の95/100のうち、7/10を市区町村に交付  
(更に政令市には国県道管理分として政令市特例分を交付)

※ 燃費性能が良い自動車には、税率を軽減する特例措置である  
「エコカー減税」が講じられる。

計1,420億円(※環境性能割は臨時的軽減あり)

※ 自動車取得税は消費税率10%引上げ時に廃止し、  
自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入。

### 環境性能割（自動車税・軽自動車税）（令和元年10月～）

〔税率は、燃費基準達成度等に応じて決定される仕組み〕

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時  
(購入時)

〔税額の計算方法〕

自動車の  
取得価額

×

○ 燃費基準達成度については、技術開発の動向や  
地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直し。

〔税込規模〕 自動車税環境性能割 519億円 (元年地財)  
軽自動車税環境性能割 31億円 (元年地財)

※ 自動車税環境性能割の税込の95/100のうち、47/100を  
市区町村に交付  
(更に政令市には国県道管理分として政令市特例分を交付)

燃費基準達成度等	税率(元年改正後)		
	自家用		営業用
	登録車	軽自動車	
電気自動車等	非課税	非課税	非課税
平成32年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	非課税
平成32年度燃費基準+10%達成車	1%		
平成32年度燃費基準達成車	2%	1%	0.5%
平成27年度燃費基準+10%達成車			1%
上記以外	3%	2%	2%

※上記に加え、一定の排出ガス性能を要求

## 平成31年度与党税制改正大綱（抄）

(平成30年12月14日  
自由民主党・公明党)

### 第三 検討事項(抄)

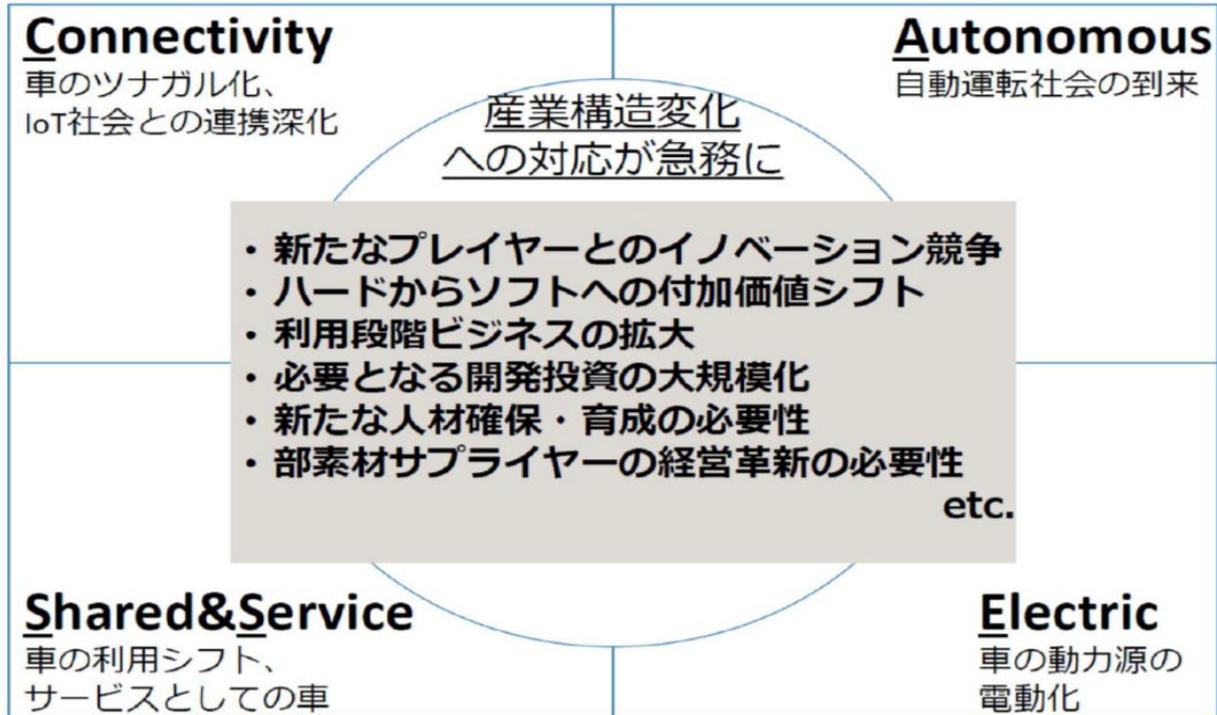
6 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

## 論点メモ

- 「技術革新」
  - ・自動車業界の構造変化に対する認識、考えられる自動車税制に及ぼす影響
  - ・自動車の電動化の進展に伴う、電気自動車等の負担の考え方（道路損傷への負担、Well to Wheelの考え方からの負担等）
  
- 「保有から利用への変化」
  - ・利用量に対応した課税のあり方（燃料課税か、それ以外の課税がありえるのか）
  - ・車体課税と燃料課税のバランス
  - ・走行距離課税の（実務を含めた）課題
  
- 「環境負荷の低減に対する要請の高まり」
  - ・保有課税におけるCO<sub>2</sub>排出量ベース導入の評価（インセンティブ機能、税収変動の観点等）
  - ・取得課税においてCO<sub>2</sub>排出量を考慮する措置の評価（インセンティブ機能、低燃費車の普及の観点等）
  
- 「国・地方を通じた財源を安定的に確保」
  - ・自動車関係諸税の理屈（応益負担、財産課税、国と地方等）
  - ・排気量以外の課税指標の可能性（重量等）
  - ・自動車関係諸税として、あるいは、税体系全体としての財源確保

## 技術革新

## 自動車を取り巻く状況の変化(CASE)



(出典) 経済産業省「自動車新時代戦略会議」(第1回)資料(平成30年4月18日)

## ガソリン車及びディーゼル車の販売禁止に係る各国の動向① (国交省資料)

※ 赤・オレンジはガソリン・ディーゼル車の販売禁止を表明・検討している国  
青・水色はガソリン・ディーゼル車の販売規制を行う予定がない国

### 【イギリス】

- 2040年までにガソリン・ディーゼル車の販売を禁止(HV除く)し、2050年までにほとんどの車をゼロエミッション車(EV, FCEV)にする旨を発表



### 【ドイツ】

- ガソリン・ディーゼル車を特定の期限までに廃止することは想像できないと言及
- また、ディーゼル車の改良とEVへの投資を同時に進める「二正面作戦」が必要と言及



### 【フランス】

- 2040年までにガソリン・ディーゼル車の販売禁止を発表
- ※ ハイブリッド車が含まれるかは不明



### 【中国】

- 2019年以降、NEV規制を導入
- さらに、ガソリン・ディーゼル車の生産・販売禁止の検討を表明
- ※ 国内での新車販売台数のうち一定割合の新エネルギー車(PHEV, EV, FCEV)の販売を義務付け



### 【インド】

- 2030年までにガソリン・ディーゼル車の販売を禁止し、EVのみに限定すると発表



### 【米国】

- ガソリン・ディーゼル車の販売を禁止する計画はない
- 一方、カリフォルニア州等一部の州ではZEV規制※を導入
- ※ 州内での新車販売台数のうち一定割合のゼロエミッション車(PHEV, EV, FCEV)の販売を義務付け



### 【日本】

- これまで世界で最も厳しいレベルの排ガス規制や燃費規制を実施
- 2030年までに次世代自動車の新規販売割合を5~7割にする目標を設定



## ガソリン車及びディーゼル車の販売禁止に係る各国の動向②（国交省資料）

	主な目標・発言	全自動車台数 (2015年)	EV・PHV 定量台数目標			
			2016年	2020年	2030年	2040年
日本	2030年までにEV・PHVの新車販売20~30%を目指す (経済産業省)	8,000万台	15万台 (累計)	100万台 (累計)	20~30% (新車販売)	
英国	2040年までにガソリン・ディーゼル車販売終了 <sup>※1</sup> (運輸省、環境・食料農村地域省)	4,000万台	9万台 (累計)	150万台 (累計)		ガソリン・ディーゼル販売終了
フランス	2040年までにGHG排出自動車の販売終了 <sup>※1</sup> (ユロ・エコロジー大臣)	4,000万台	8万台 (累計)	200万台 (累計)		ガソリン・ディーゼル販売終了
ドイツ	ディーゼル・ガソリン車の禁止は独政府のアジェンダには存在しない (政府報道官)	5,000万台	7万台 (累計)	100万台 (累計)	600万台 (累計)	
中国	2019年から生産量の一部 <sup>※2</sup> をEV・FCV・PHVとするよう義務化 (工信部)	1億6,000万台	65万台 (累計)	500万台 (累計)	8,000万台 (累計)	
米国 (加州)	販売量の一部 <sup>※3</sup> をZEV <sup>※4</sup> とする規制あり (2018年からHVが対象外に) (カリフォルニア州)	2,500万台	56万台 (累計)	150万台 (累計)		※2025年の目標

※1PHV・HVの終了については明言されていない ※2 2019年10%,2020年12% ※3 2020年 6% (EV・FCVのみの値) ※4 Zero Emission Vehicle (EV・FCV・PHV)

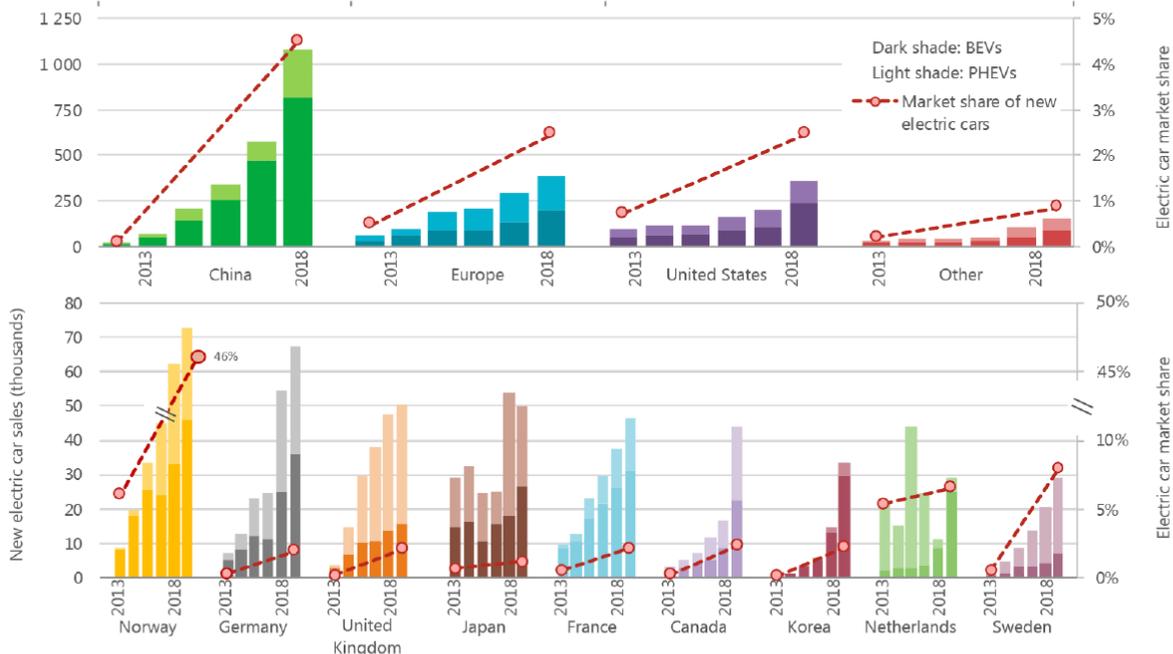
(出典)総合資源エネルギー調査会資料

6

## 世界各国の電気自動車の販売数と市場シェア

○ 2018年の電気自動車販売数は、中国(約110万台)、欧州(約38.5万台)、米国(約36.1万台)の順となっている。

<出典：IEA Global EV Outlook 2019 (Released 27 May 2019)>



Source: IEA analysis based on country submissions, complemented by ACEA (2019); EAFO (2019); EV Volumes (2019); Marklines (2019); OICA (2019).  
Notes: BEVs = battery electric vehicles; PHEVs = plug-in hybrid electric vehicles. Europe includes Austria, Belgium, Bulgaria, Croatia, Cyprus\*, Czech Republic, Denmark, Estonia, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Iceland, Ireland, Italy, Latvia, Liechtenstein, Lithuania, Luxembourg, Malta, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Romania, Slovakia, Slovenia, Spain, Sweden, Switzerland, Turkey and United Kingdom. Other includes Australia, Brazil, Chile, India, Japan, Korea, Malaysia, Mexico, New Zealand, South Africa and Thailand.

7

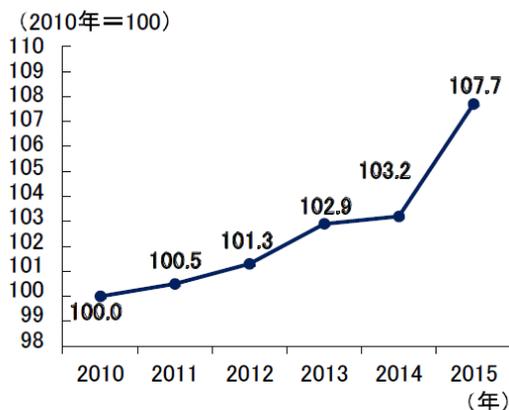
# 保有から利用への変化

## レンタカー、カーシェアリングの動向

### 7-①. レンタカー、カーシェアリングの動向

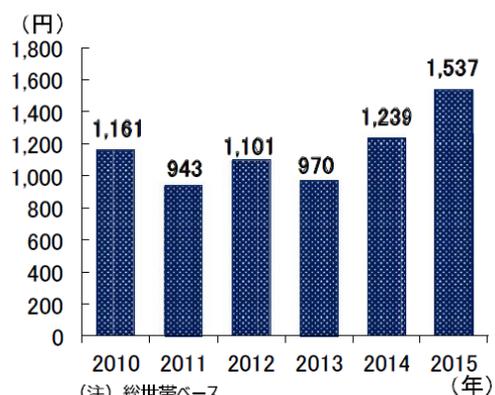
- 特定サービス産業動態統計調査によれば、2015年の「自動車レンタル業（個人向け）」の売上高は992億6,100万円と前年比4.9%、契約台数は642万5,183台と同5.6%増加した。
- 第3次産業活動指数をみると、「自動車レンタル業（個人向け）」活動指数は上昇傾向で推移している。
- 需要側から、総務省の家計調査で、1世帯あたりの「レンタカー・カーシェアリング料金」の支出額の動向を確認してみると、2014年以降増加している。

「自動車レンタル業（個人向け）」活動指数の推移



資料：経済産業省「第3次産業活動指数」から作成。

1世帯当たり「レンタカー・カーシェアリング料金」支出額の推移



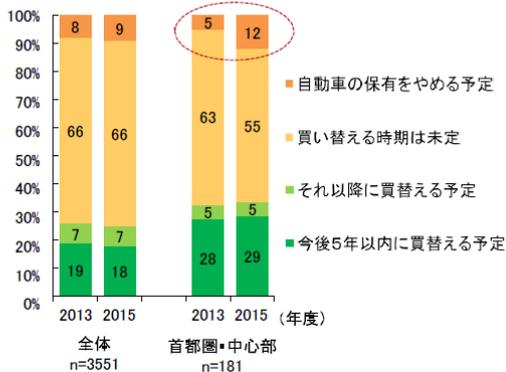
(注) 総世帯ベース。  
資料：総務省「家計調査」から作成。

## レンタカー、カーシェアリングの動向

### 7-③. レンタカー、カーシェアリングの動向

- 一般社団法人自動車工業会の「2015年度乗用車市場動向調査」によれば、自動車の今後の買替え・保有意向について、「自動車の保有をやめる予定」と回答した率は上昇している。特に、首都圏・中心部における上昇幅が大きい。
- 国土交通省によれば、レンタカー型カーシェアリング（※）は、事業者数、車両数、貸渡拠点数とも年々増加傾向にある。

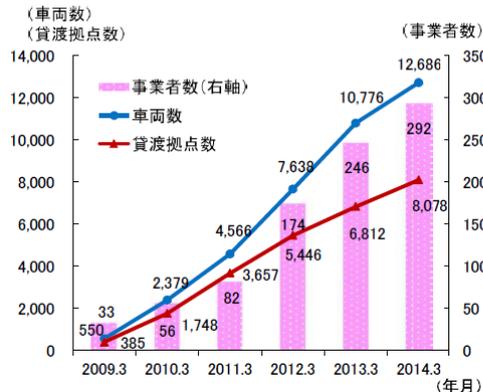
#### 自動車の今後の買替え・保有意向



資料：一般社団法人自動車工業会「2015年度 乗用車市場動向調査」から作成。

※「レンタカー型カーシェアリング」とは、道路運送法第 4 条第 1 項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。

#### レンタカー型カーシェアリングの推移



資料：国土交通省

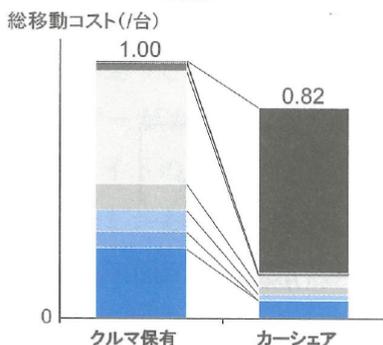
経済産業省作成資料 2016年

### 「モビリティ革命2030」(デロイト・マツコンサルティング著、日経BP社、2016)より

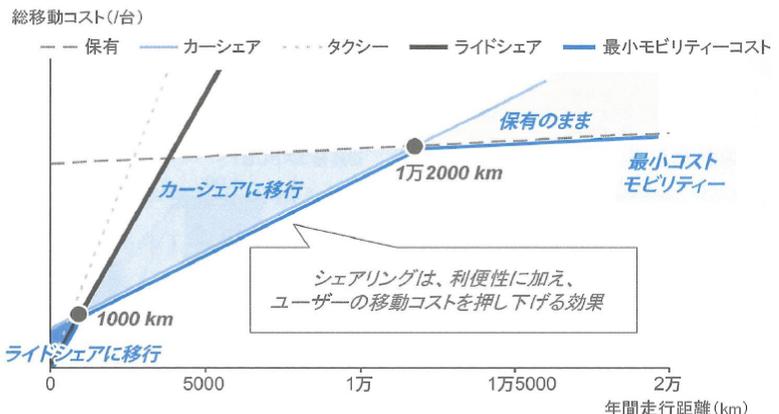
- カーシェア・ライドシェア共に、マイカーやタクシーなどの既存の交通手段に比べて圧倒的にユーザーコストが低い (下左図)
  - デロイトの試算によると、移動コストは、
    - 年間1万2000km以上走行する場合、クルマを保有する方が安い
    - 年間1万2000km以下の場合、カーシェアの方が安い
    - 1000kmを下回るとライドシェアが最も経済合理性が高まる。
- なお、タクシーは走行距離に関わらず、ライドシェアよりコスト高となる (下右図)。

#### 保有 vs 利用 (都内23区内在住。年間9000km走行)

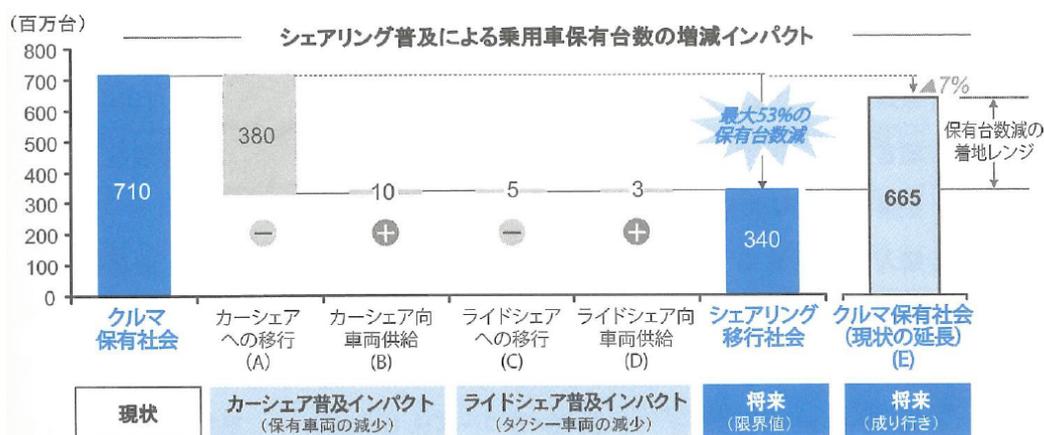
- 追加費用
- その他諸経費
- 税金
- 駐車場代
- メンテナンス代
- 保険代
- 燃料コスト
- 車両コスト



出所：デロイト作成



- 年間走行距離が1万2000km以下のユーザーがカーシェアもしくはライドシェアに移行した場合、デロイトの試算によると主要8地域の乗用車保有台数が最大で53%減少の可能性
- 当然、全てのユーザーが経済合理性に基づきシェアリングに移行することは現実には起こりえないが、大きな普及ポテンシャルを秘めていることは明らか



(対象国：日本、米国、英国、フランス、ドイツ、中国、インド、ASEAN)

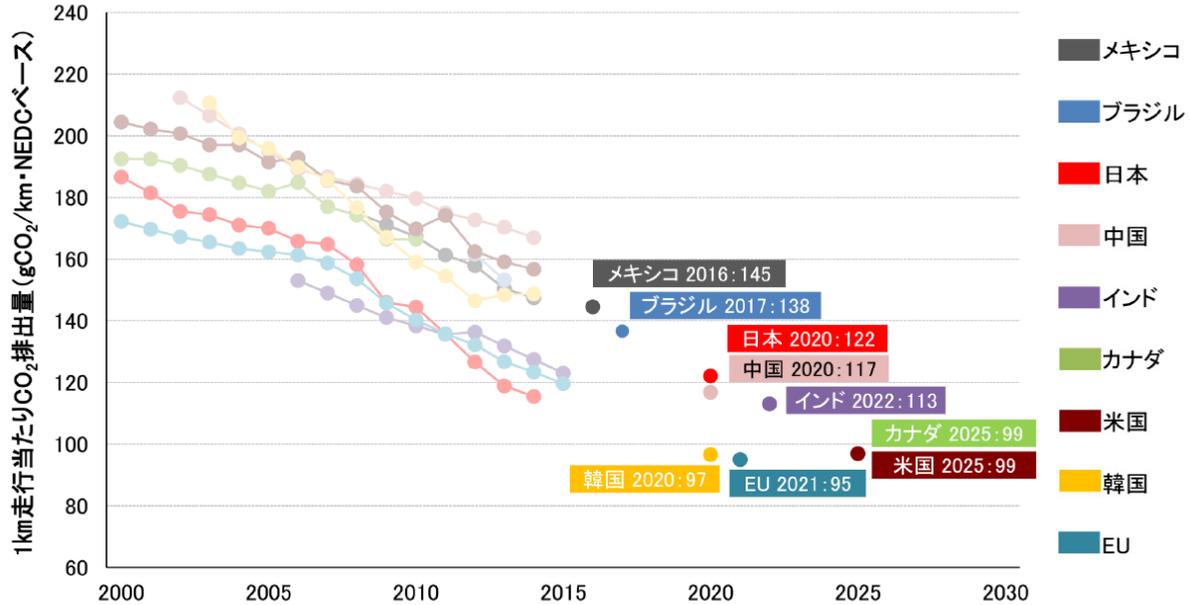
- (A) クルマの年間走行距離に基づく総移動コストで、カーシェアが最小となるユーザーが100%移行した場合の保有台数減
- (B) カーシェア1台あたりで、カバー可能な会員数を40と仮定した場合の車両供給
- (C) 対象8地域におけるタクシー保有台数 (ライドシェアはタクシーに代替すると仮定)
- (D) 平均乗車人数について、タクシーを1.5名、ライドシェアを2名と仮定した場合の保有台数増
- (E) 最もカーシェアが浸透しているスイス並 (総人口あたり約1.3%) に全世界で普及した場合の保有台数

## 環境負荷の低減に対する要請の高まり

## 主要国における乗用車のCO<sub>2</sub>排出目標

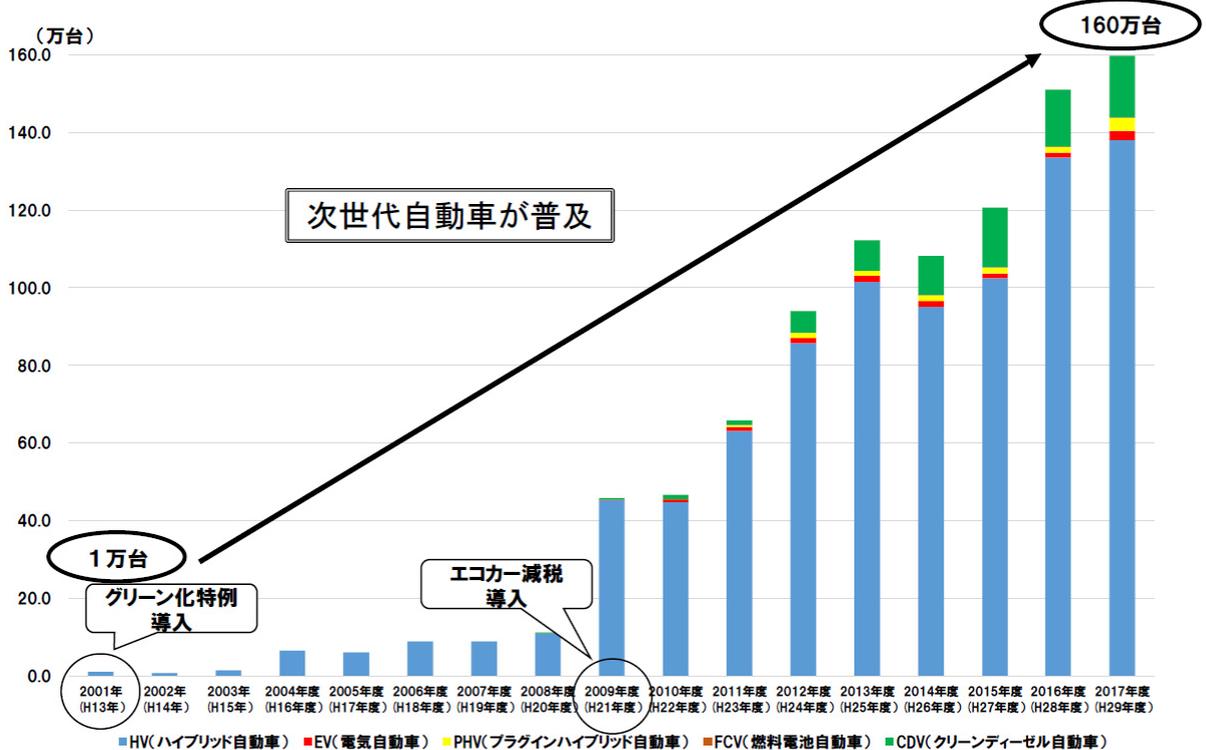
○ 乗用車の燃費(CO<sub>2</sub>排出量)目標値を見ると、EUが2021年95gCO<sub>2</sub>/km、米国が2025年99gCO<sub>2</sub>/km、日本が2020年122gCO<sub>2</sub>/km※となっている。

### CO<sub>2</sub>排出の将来目標



※ 国土交通省及び経済産業省は、平成30年3月6日より2020年以降の新たな燃費基準策定に向けた検討を開始している。  
 (備考) ICCT(The International Council on Clean Transportation)が各国の目標値をNEDCテストサイクルベースでCO<sub>2</sub>換算したもので、日本は90.3km/l(2020年)、中国は5l/100km

## 次世代自動車に係る新車販売台数推移(国内)



注1) 2004~2017年度までは、日本自動車工業会等のデータに基づき作成。(2018年12月17日開催 第6回 自動車燃費基準小委員会 合同会議 資料)  
 注2) 2001~2003年までは、自動車登録統計情報(日本自動車販売協会連合会)等に記載されているプリウス(HV車の代表車種/トヨタ)の販売台数(暦年)に基づき作成

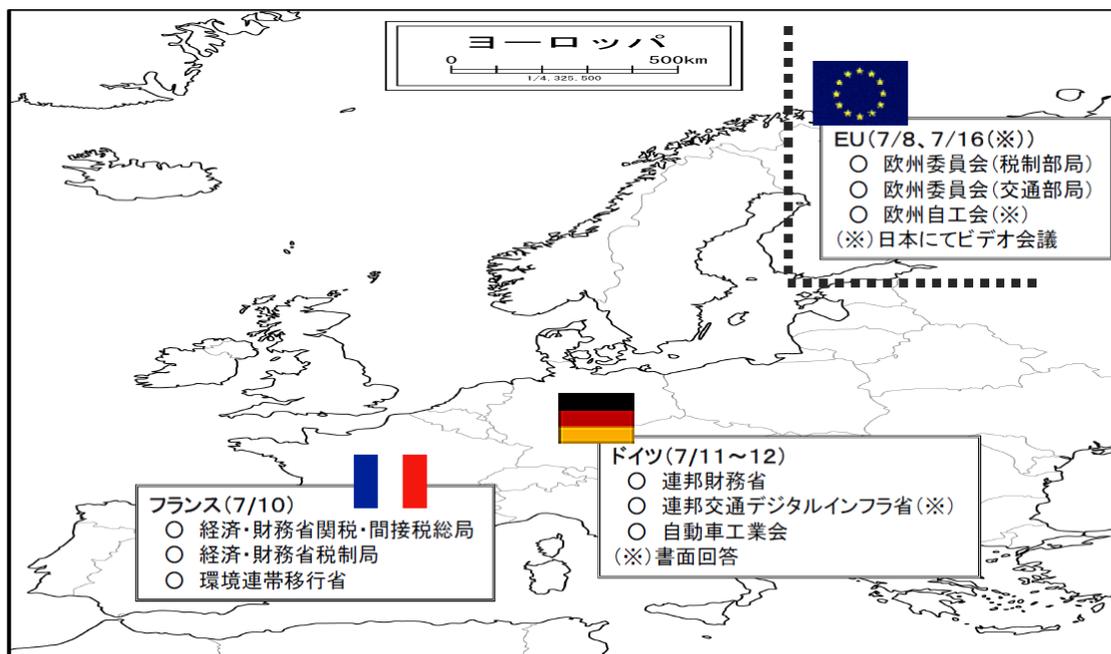
# 海外調査について

## 海外調査結果の概要について

### 1 期間

令和元年7月8日～12日（川勝委員、片山補佐）

### 2 調査実績



# 道路課金に関するEU指令について

5

## 道路課金に関するEU指令の概要(1/3)

### 1 背景

EUの加盟国増加を背景とした国境のボーダーレス化に伴い、広域的な交通流動（特にインフラ建設や商工業品の配送等の重量貨物車の往来）が活発化し、他国の自動車による通過車比率が高まっていた。

当時、フランス等では高速道路が有料である一方、ドイツやオランダ等では、道路は料金制ではなく、主に燃料税が道路の整備や維持管理費用とされていたが、他国の通過車両の場合には国内での燃料の購入がな

い限り費用負担をせずに自国の道路を通行することとなっていた。  
こうした状況を背景に、1995年に、EUとしての道路課金の方向性が示され、同年、ドイツ等において、重量貨物車に対してビニエット（ステッカー等）の購入を義務付ける道路課金制度が導入され、1999年には、EUにおいて道路課金に関する指令であるユーロビニエット指令（数度の改正を経ており、現行は2011年9月EU議会にて合意）が制定された。

なお、指令はEUが基本方針を示し、加盟国が別途国内法で実施方法を定めるものであり、課金する場合の共通ルールを定めるもので、課金することを加盟国に義務付けているものではないと位置付けられている。

### 2 変遷

#### ① ユーロビニエット I（1999年指令）制定

EU諸国において12トン以上の重量貨物車にインフラ費用を課金するもの。対象道路は高速道路又はそれに類する道路。

#### ② ユーロビニエット II（2006年指令）改正

対象車を12トン以上から3.5トン超に変更。また、対象道路も欧州横断道路ネットワーク（※）全体に拡大。

（※）欧州横断交通ネットワーク（Trans-European Transport Networks）は、EU域内の道路、鉄道、水道、航空等のネットワークであり、域内の経済、社会及び領域としての結束を強化するために、1993年のマーストリヒト条約により正式に位置づけられたもの。

#### ③ ユーロビニエット III（2011年指令）改正

この指令は、外部費用の内部化の考え方をより強く反映したものとなり、従来のインフラ費用の課金に加えて、騒音や大気汚染費用等の環境費用を課金することが可能となった。

#### ④ ユーロビニエット IIIの改正案を欧州委員会が提出（2017年5月）

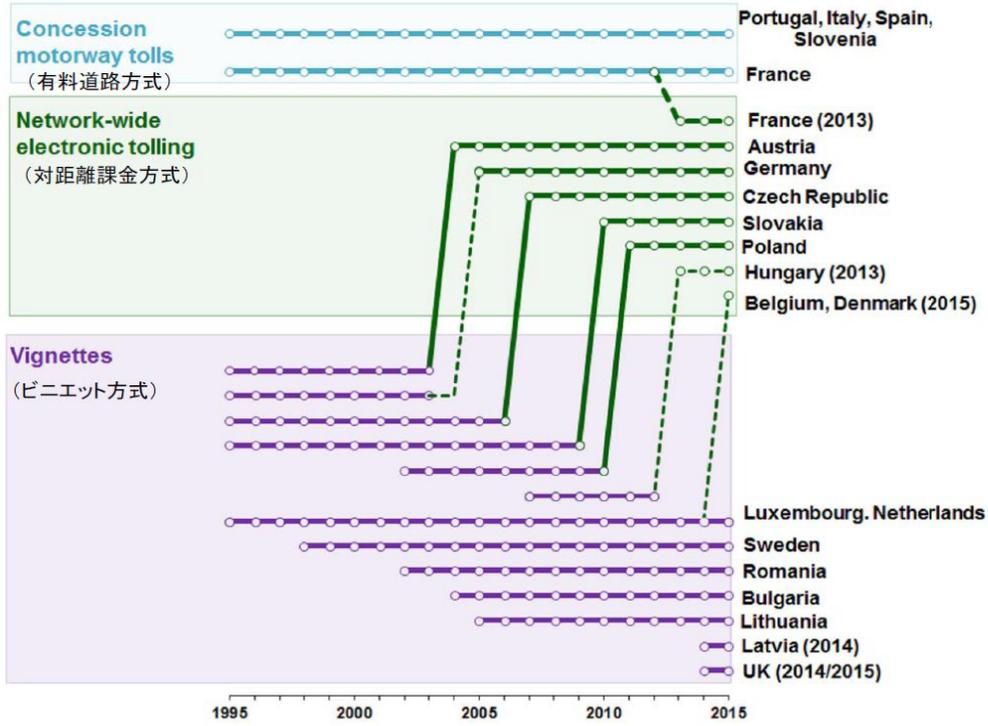
乗用車や軽量貨物車等への走行距離課金を政策オプションの1つに掲げている。

※道路新産業開発機構資料及び環境省（H31年3月5日 第3回税制全体のグリーン化推進検討会）資料を基に作成。

6

## EU各国の走行課金の状況

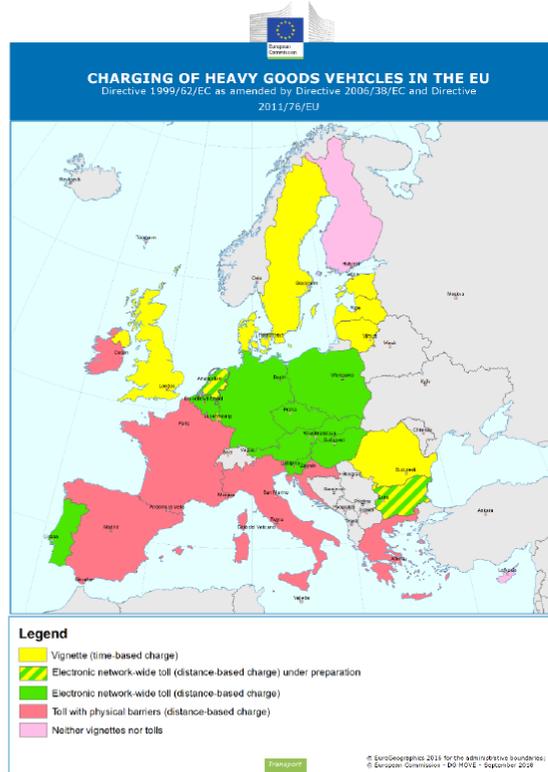
○ オーストリアやドイツを始め、ビニエツ方式から対距離課金方式へ移行している国が見られる。



出典: EC資料を元に一部加工

## 重量貨物車に対する走行課金の状況

○ 2018年9月現在、ベルギー、ドイツ、ポーランド、チェコ、オーストリア、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、ポルトガルにおいて、重量貨物車への対距離課金方式を導入している。

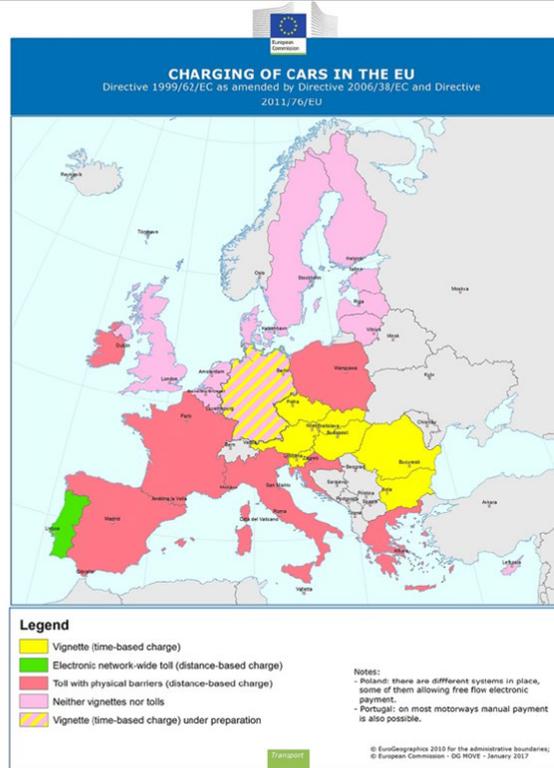


(ビニエツ方式)  
(走行距離課金方式)(準備中)  
(走行距離課金方式)  
(有料道路方式)  
(課金なし)

出典: EC資料を元に一部加工

## 乗用車に対する走行課金の状況

- 乗用車に対する課金制度は、有料道路方式が中心。チェコ、オーストリア、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、ルーマニア、ブルガリアにおいて、乗用車へのビニエツ方式を導入している。



(ビニエツ方式)  
(走行距離課金方式)  
(有料道路方式)  
(課金なし)  
(ビニエツ方式)(準備中)

(備考)

- ・ポーランドは場所によって異なるシステムが導入がある。そのうちの一部は電子的支払いによるフリーフロー方式。
- ・ポルトガルは多くの高速道路において、手動の支払いも可能。

出典: EC資料を元に一部加工 11

## フランス調査について

## フランスの自動車税制

### 取得段階

- 登録税  
次の式により算出される **C V (課税標準馬力)** に応じて税額決定。  
$$C V = (P/40)^{1.6} + U/45$$
  
P: 最大出力 (kw)、U: CO2 排出量 (g/km)  
算出されたCVに対する税率は州ごとに異なり、例えば、イル・ド・フランス州では46.15€/CV、ローヌ・アルプ州では、43.00€/CVなどとなる。
- Malus (ペナルティー) 税  
新車自家用車の登録時に課税される。型式認証された当該車両の **平均的なCO2排出量に基づき算定**。等級の階層は1km当たりのCO2排出量117g(35 €)から191g以上(10500 €)まで。  
当該税金に関してはエコカー取得補助制度の財源となる。

### 保有段階

- 車軸税  
総重量12t以上の貨物車に対して、**総重量、車軸(車輪を取り付ける軸)数、サスペンション(路面からの衝撃、振動を吸収して車体を安定させる装置)の種類**により税額決定。  
(例: 総重量12t、車軸2、エアサスペンション⇒274.4€/年)

### 利用段階

- 法人乗用車特別税  
法人が使用する乗用車に対して、CO2排出量に応じて毎年課税。

### 走行段階

- 有料高速道路の通行料金として課金 (EU指令に基づく)
- 重量貨物車を対象とした道路課金  
フランスでは、利用者負担を徹底し、道路利用に関してできる限り公平な状況を形成するという目的から、対象となる道路は、既に有料の高速道路を除く高速道路及び一部地方道であり、対象車両は多国籍車両も含めた対象道路を利用する3.5t以上の重量貨物車に対して課金する制度を計画。  
2013年4月から段階的な導入が予定されていたが、**反対運動等により、現在は無期延期を発表**。

※ACEA TAX GUIDE2018、道路新産業開発機構資料、国際交通安全学会誌、フランス環境連帯移行省資料を基に作成。

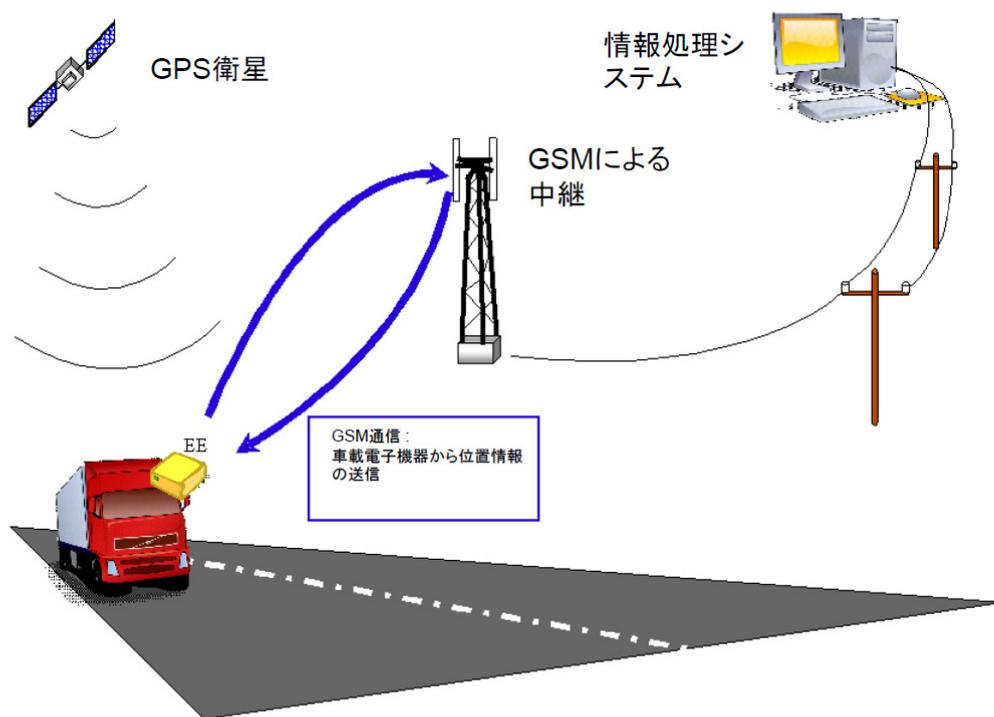
17

## フランスにおける重量貨物車課金(エコタックス)の概要

- 1 目的  
フランスの重量貨物車課金は、「利用者負担」を徹底し、道路利用に関して、できるかぎりフェアな状況を形成するという目的をもった道路課金制度。
- 2 対象道路  
重量貨物車課金は高速道路と国道を対象とするが、すでに有料である高速道路、国道の有料部分は除外。
- 3 対象車両  
課税対象車両は、3.5トン超の重量貨物車であり、フランス国内の車両も外国籍の車両も同様に課金の対象。
- 4 料金体系  
料金は設定された1kmあたりのベースレートと走行距離によって決定。
- 5 システムの仕組み  
対象車両はGPS対応の車載器を搭載する必要。課金区間を走行したら車載器に距離を記録し、携帯電話の通信網を利用してその情報をバックオフィスへと送信して課税額が計算される。なお、情報は暗号化され、本部でシステム処理されている。後払い利用者には請求書が送付され、前払い利用者には、プリペイドのクレジット分から課金額が差し引かれる。
- 6 取り締まり・違反对応  
取り締まりには固定の装置による自動取り締まりと、それを補完する人手による移動取り締まりがある。課税対象道路には最新技術を備えたガントリーが設置されており、課税対象車両に車載器が搭載されているかどうかを確認。車載器の搭載が確認されない場合には、自動的に車体とナンバープレートの写真が写される。
- 7 導入の延期  
2013年4月から段階的な導入が予定されていたが、反対運動等により、現在は無期延期を発表。

※道路新産業開発機構資料を基に作成。 19

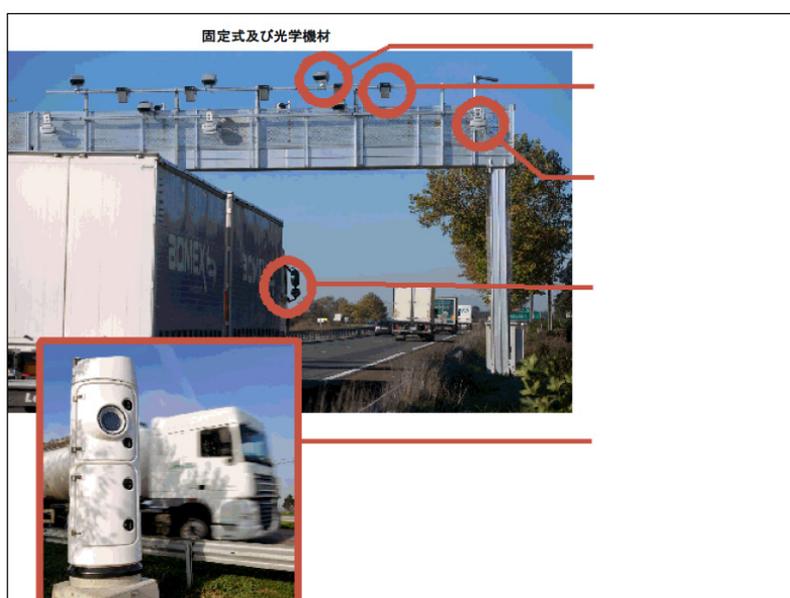
## フランスにおけるエコタックス(重量貨物車課金制度)の技術的側面



出典:フランス環境連帯移行省資料

20

## フランスにおけるエコタックス(重量貨物車課金制度)の技術的側面



カメラ: 違反トラックの場合は写真を撮る  
信号受信器: トラックが信号機器を搭載しているか認識

レーザー: トラックの種類を認識

車載電子機器: トラックに設置され、GPSと無線送信の機能を持つ

移動式取締機: 機器に隣接している車線しか認識ができない

- 固定式及び移動式設備は徴税には必ずしも必要ではないが、違反者の取り締まりに対する人的動員を抑制することが可能となった。

出典:フランス環境連帯移行省資料

21

## 道路課金制度に対するコメント

- 重量貨物車を対象とした道路課金制度を導入できなかった理由は、
  - ① 税負担の増や個人の移動の自由に対する反対が起きたこと
  - ② 国境を越える業者と越えない業者間の格差等の懸念から、業界が抵抗したこと
  - ③ 運用コストが高いといった誤解が広がったことといったものであった。
  
- もし日本で、乗用車を含む走行課税を導入したければ、課税対象となる者に対し、例えば公共交通の整備などにより、代替する移動手段を確保しておく必要がある。  
(フランス経済・財務省(関税・間接税総局)担当者より聞き取り)
  
- 道路課金制度については、ドイツやスイスでは導入できている一方で、フランスでは実現する一歩手前までいったものの結局、導入できなかった。導入できれば国益になったと思っている。
  
- 走行課税の目的はトラック運送を効率化すること、トラック運送に伴う道路の維持管理費用の捻出であった。
  
- 重量貨物車を対象とした道路課金制度は実現できなかったが、優れた制度だと評価している。  
導入できなかった理由は、
  - ① すでに燃料税などが十分課されていたこと
  - ② 元々輸送業者が反対をしていたこと
  - ③ 過疎地が不利になること
  - ④ 啓蒙活動の不足  
が挙げられる。
  
- この失敗の教訓としては税収中立で制度を仕組むべきであったこと、もしくは、そうでなければ収入の用途を明確に説明すべきだったことであった。  
(フランス環境連帯移行省担当者より聞き取り)

22

## ドイツ調査について

31

## ドイツの自動車税制

### 保有段階

#### ○ 自動車税

排気量を基準に課税されていたが、**2009年7月より環境の要素を導入し、従来の排気量基準課税に加えて、CO<sub>2</sub>排出量に応じた課税を導入**した経緯あり。

排気量基準課税は、ガソリン車が100ccごとに2ユーロ、ディーゼル車が同9.5ユーロ。

CO<sub>2</sub>排出量基準課税では、ガソリン車、ディーゼル車にかかわらず、**免税基準（120g/km）を超えるCO<sub>2</sub>排出量に比例し、g/kmあたり2ユーロ税額が上昇。**

車両区分		税負担額		備考
内燃機関車(ハイブリッドを含む)	ガソリン等	基礎負担 2.0€/排気量100cc	CO <sub>2</sub> 排出量に応じた負担 2.0€/(CO <sub>2</sub> g/km) 最小120 CO <sub>2</sub> g/km	
	ディーゼル	9.5€/排気量100cc		Euro VIの車両は150€免税
電気自動車	車両総重量200kgごとに、11.25～12.78€ (総重量が大きくなると単価が大きくなる)		登録年に応じて、全額免税～50%割引(※)	(※)2020年までに登録した電気自動車及び燃料電池車に対しては、登録から10年は非課税

※ バス、トラックについては、CO<sub>2</sub>排出量の測定が義務付けられておらず、個車ごとのCO<sub>2</sub>排出量が把握できていないため対象外となっており、排気量基準のみ適用。

### 走行段階

#### ○ 道路課金制度（EU指令に基づく）

ドイツは、EU東西交通の要として域内交通が活発であり、税負担のない他国車両が、自国道路を走行し負荷をかけているという状況から、負担の公平性、受益者負担、損傷者負担の考え方に基づき、貨物自動車に対する道路課金制度が導入されている。

対象車は、2015年10月から車両総重量7.5トン以上の貨物車となっており、**地図や課金情報が内蔵された車載器をGPSと連動させることにより走行距離を算定**している。

(なお、上記車両に対する自動車税は、EUの最低許可レートへと引き下げが行われており、負担軽減措置が講じられている。)

※ACEA TAX GUIDE2018、道路新産業開発機構資料、国際交通安全学会誌を基に作成。32

## 電気自動車に対する課税

## 電気自動車に対する課税に対するコメント

- EVについては、（2020年までに登録された車は、）最初の10年間は非課税で、その後は重量に応じて課税している。こういった最初の10年間以降に課税する形では、（最初の10年間の非課税による）減収は解決できない。税制全体の抜本的な見直しが必要だと認識している。EVの普及のためには、補助金が必要であり、非課税としてもEVはまだ高い。
- ドイツの課税基準の算定方式は大きく3つある。①排気量（自動車税）、②車両総重量（重量貨物車道路課金）、③CO2排出量（自動車税）。EVは（排気量やCO2排出量がなく、）消去法的に車両総重量となった。  
(ドイツ連邦財務省担当者より聞き取り)
- 電気自動車については、2020年までは非課税となっているが、2030年まで延長してほしいと要望している。また、対象車をEVだけでなく、PHVまで広げてほしいと要望している。
- （EVの普及が進み、自動車の動力源が電気に偏在すれば、災害に弱くなるのではという問いかけに対して、）EVに対する災害リスクについては考えたことがなかった。
- 自動車工業会としても、EVといえども、バッテリーの製造時にはCO2が排出されるのであって、本当にEVやPHVがどれだけ環境によいかという議論がある。  
(ドイツ自動車工業会担当者より聞き取り)

34

## 走行距離課税の（実務を含めた）課題

35

## (参考)ドイツの重量貨物車道路課金

○ドイツは2005年に走行距離、大気汚染基準、車両重量及び車軸数に応じた重量貨物車通行税(Lkw-Maut)を導入。GPS及びカメラセンサ等のITSを活用し、自動的に徴収する仕組みを実現。

### ドイツの重量貨物車通行税の概要

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年、車両総重量12トン以上の貨物車を対象に導入</li> <li>2012年8月及び2015年7月に区域を拡大</li> <li>2015年10月、車種を車両総重量7.5トン以上の貨物車に拡大</li> <li>2018年7月、区域を高速道路(全長約40,000km)に拡大</li> </ul>																																				
<b>対象車種</b>	ドイツ国内の対象区域を通行する車両総重量7.5トン以上の全ての貨物車(国外登録車も含む)																																				
<b>対象区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦高速道路及び連邦幹線道路(全長52,000km)</li> <li>※一部の高速道路区間は対象外</li> </ul>																																				
<b>税率</b> (2019年1月時点)	<p>徴収額は以下の数式で計算される:  <math>\text{走行距離あたり税率(セント/km)} \times \text{走行距離(km)}</math>                  ※走行距離あたり税率は、車両総重量及び車軸数に応じた道路損傷の税率、排出クラスに応じた大気汚染の税率、騒音に対する税率(一律0.2セント/km)の合計値</p> <p>&lt;道路損傷に対する税率&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>重量・車軸数</td> <td>7.5-11.9t</td> <td>12-18t</td> <td>18t超・3軸</td> <td>18t超・4軸以上</td> </tr> <tr> <td>税率(セント/km)</td> <td>8.0</td> <td>11.5</td> <td>16.0</td> <td>17.4</td> </tr> </table> <p>&lt;大気汚染に対する税率&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>排出クラス</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>税率(セント/km)</td> <td>1.1</td> <td>2.2</td> <td>3.2</td> <td>6.4</td> <td>7.4</td> <td>8.5</td> </tr> </table> <p>※排出クラスの定義(欧州排ガス基準に則る場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>A</td> <td>Euro 6</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>EEV 1又はEuro 5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>Euro 4又はEuro 3(粒子状物質の削減率が一定以上の場合)</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>Euro 3又はEuro 2(粒子状物質の削減率が一定以上の場合)</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>Euro 2</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>Euro 1又はEuro 0</td> </tr> </table>	重量・車軸数	7.5-11.9t	12-18t	18t超・3軸	18t超・4軸以上	税率(セント/km)	8.0	11.5	16.0	17.4	排出クラス	A	B	C	D	E	F	税率(セント/km)	1.1	2.2	3.2	6.4	7.4	8.5	A	Euro 6	B	EEV 1又はEuro 5	C	Euro 4又はEuro 3(粒子状物質の削減率が一定以上の場合)	D	Euro 3又はEuro 2(粒子状物質の削減率が一定以上の場合)	E	Euro 2	F	Euro 1又はEuro 0
重量・車軸数	7.5-11.9t	12-18t	18t超・3軸	18t超・4軸以上																																	
税率(セント/km)	8.0	11.5	16.0	17.4																																	
排出クラス	A	B	C	D	E	F																															
税率(セント/km)	1.1	2.2	3.2	6.4	7.4	8.5																															
A	Euro 6																																				
B	EEV 1又はEuro 5																																				
C	Euro 4又はEuro 3(粒子状物質の削減率が一定以上の場合)																																				
D	Euro 3又はEuro 2(粒子状物質の削減率が一定以上の場合)																																				
E	Euro 2																																				
F	Euro 1又はEuro 0																																				

<b>課税方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車載器(On-Board Unit; OBU)を運転者が設置</li> <li>GPS及びカメラセンサ等によるモニタリングシステムで走行距離の測定及び不正取締を実施</li> <li>TOLL COLLECT社がOBUから無線通信で走行情報を収集し、利用者に対して税金を請求</li> </ul>
<b>罰則</b>	税金の滞納等に対して最大2万EURの罰金、不正確な走行情報の報告等に対して最大1万EURの罰金を科す
<b>免税還付措置</b>	商業的な道路輸送を目的としていない車両は免税(具体例)バス・コーチ、軍用車両、警察車両、消防車両、緊急用救急車、道路メンテナンス車両等
<b>税収使途</b>	Tollシステムの管理費用、運送会社の雇用・環境・安全等の連邦プログラム資金(上限0.45億EUR)に充当した後、残りは一般財源となる
<b>税収規模</b>	4.63億EUR(2016年)、4.68億EUR(2017年)

(参考)左図:車載器 右図:路上に設置されたカメラセンサ



(備考)為替レート: 1EUR=約126円(2016~2018年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)  
 (出典) BMVI(連邦交通デジタルインフラ省)ウェブサイト「The HGV tolling scheme」、BAG(連邦貨物輸送局)ウェブサイト「Lkw-Maut」、ドイツ連邦司法省「Bundesfernstraßenmautgesetz - BFStrMG」、Toll Collect社ウェブサイト等より作成。

(出典)環境省(H31年3月5日 第3回税制全体のグリーン化推進検討会資料 36)

## (参考)ドイツの乗用車道路課金制度へのEU裁判所判決について

○EU裁判所は、ドイツで導入が検討されている乗用車道路課金制度は、ドイツ国内の自動車所有者については、自動車税から控除することによって、ドイツ国外の者のみが負担することになるため、EUの差別禁止法に違反するとの判決を出した。

EU court rules against autobahn tolls

The ECJ has rejected the fees known as "vignettes" after Austria, with support from the Netherlands, had lodged a complaint. The EU has said the German concept for the fees breaches anti-discrimination laws.

The European Court of Justice (ECJ) ruled against the implementation of tolls on German motorways on Tuesday as non-residents would be penalized. The Union's top court ruled that plans to charge highway users was in breach of anti-discrimination laws.

Austria, with support from the Netherlands, had argued that the levy is not in line with European agreements, as it singles out EU citizens.

Vienna welcomes decision

Austrian Transport Minister Andreas Reichhardt said that the judgement was a strong show of support for the bloc's single market.

"It's a signal of fairness for Europe," Reichhardt said. "I expect that the plans will be scrapped, or that they will have to be adapted in a massive way."

Reichhardt was keen to lend Berlin a helping hand after having positive experiences with Austria's own toll blueprint that applies uniformly to all vehicle holders. "We will gladly offer our know-how if requested."

German Transport Minister Andreas Scheuer said the toll was "unfortunately off the table in its current form" but that the ECJ's verdict did not rule against tolls as such "as they exist in more than 20 countries in the EU." He announced a task force to look into possible alternatives.

Rare set of circumstances

At the beginning of February, the ECJ advocate general said Austria's view that non-German EU citizens would be discriminated against in Germany is based on a "fundamental misunderstanding." Vehicle owners who do not reside in Germany cannot be compared because non-residents are not subject to German motor vehicle tax, the opinion said.

However, the ECJ's decision goes against their own advocate general, which adds to what was already an unusual case given that one of its own members, Austria, had launched infringement procedures against another, Germany.

Normally it is up to the European Commission to take these kind of measures but having previously aired concerns about the scheme in 2016, the governing body then decided to drop them.

German Transport Minister Andreas Scheuer wanted the levy to take effect in October 2020. Preparations were already underway. Last year, the government secured contracts with companies to ensure the tolls could be implemented.

jsi/ng (dpa, AFP, Reuters)

<出典:Deutsche Welle (June 18, 2019)> 37

## 走行課税の課題についてのコメント

- (GPSによって走行距離が記録される場合のプライバシーの問題については) 保護法律により、料金所の事業者、連邦貨物交通局(事業者の監視当局)によってデータが採取、記録、利用、送信されることを許可することを定めており、データは不正を防止する目的でのみ加工、利用できる。

(ドイツ連邦交通デジタルインフラ省担当者より聞き取り)

- 乗用車への課金は、測定方法が課題である。そのため、ドイツでは、トラックに対しては既に距離方式を導入しており、乗用車に対してはビニエツト方式による課金を計画していたが、訴訟により中断されている。(乗用車への課金によって、)道路インフラ財源を確保したい。

- (計画では)乗用車はビニエツト方式(定額制)なので、走行距離が伸びがちな地方部だからといって不利になることはなく、特に反対はなかった。

- EUからは乗用車に対しても走行距離に応じて課金すべきと言われているが、大変な技術を駆使しないとできず、実現困難。仮に、乗用車に対しても距離に応じて課金した場合は、地方部が不利になり、反発はあるだろう。

(ドイツ連邦財務省担当者より聞き取り)

- 道路インフラの維持・更新が求められている中、自動車関係税収を補う有力な財源として、乗用車に対する走行課金が計画されていた。自動車工業界として反対はしなかったが、懐疑的。導入したとしても、本当にインフラ費用をまかなうことが可能か不明であり、また、徴収コストが収入に見合うかも不明である。

- EUとしては、全車両に距離ベースでの課金を推進したい。加盟国としてはEUに誰にどのように課金するかという裁量を握られたくない。

(ドイツ自動車工業会担当者より聞き取り)

## (参考)米国オレゴン州の走行課金の概要

- オレゴン州は2015年に、10,000ポンド以下の車両(上限5,000台)を対象に、走行距離に応じた道路利用課徴金を適用するプログラム(Oregon's Road Usage Charge Program: OREGO)を導入。

### 米国オレゴン州の道路利用課徴金の概要

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2006年3月、初の試験プログラム実施(~2007年3月)</li> <li>2012年11月、2度目の試験プログラム実施(~2013年3月)</li> <li>2015年7月、10,000ポンド(約4.5トン)以下の車両5,000台を対象としたプログラム「OReGO」を導入。</li> <li>参加者(保有者・リース契約の借主)は、州燃料税(State fuel tax; 34セント/gallon(2019年1月時点の税率))が還付される。</li> </ul>	<b>課税方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は納税・還付の管理を行う口座管理団体を選択。(州交通局・民間企業2社のうち1つを選択する。)</li> <li>&lt;各口座管理団体の特徴&gt;</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">団体名</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">GPS対応・非対応</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">支払い方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Azuga</td> <td>どちらも可能</td> <td>口座に前払い</td> </tr> <tr> <td>emovis</td> <td>GPSのみ可能</td> <td>四半期毎の後払い</td> </tr> <tr> <td>州交通局</td> <td>GPS非対応のみ可能</td> <td>四半期毎の後払い</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国で搭載が義務化されている車両診断情報取得用のOBD II (On-board diagnostics II) コネクタに、専用のMRD (マイルージ・レポーティング・デバイス)を接続。MRDはGPS受信モジュールと広域通信モジュールを内蔵。</li> <li>GPSにより車両が対象区域内かを識別。走行距離データは無線通信で管理団体に転送され、納税額・還付額が集計処理される。</li> </ul>	団体名	GPS対応・非対応	支払い方法	Azuga	どちらも可能	口座に前払い	emovis	GPSのみ可能	四半期毎の後払い	州交通局	GPS非対応のみ可能	四半期毎の後払い
団体名	GPS対応・非対応	支払い方法													
Azuga	どちらも可能	口座に前払い													
emovis	GPSのみ可能	四半期毎の後払い													
州交通局	GPS非対応のみ可能	四半期毎の後払い													
<b>対象車種</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オレゴン州で登録されている10,000ポンド以下の車両。任意参加。</li> <li>課税対象車両の上限は5,000台。うち燃費が17 mile per gallon[mpg](約7.2km/L)未満、17~22mpg(約7.2~9.4km/L)の車両の上限は、各1,500台。</li> <li>※2016年、州交通局道路利用課徴金タスクフォース(RUJTF)は2025年までに道路利用課徴金の対象を燃費が20mpg(約8.5km/L)以上の全新規車両に拡大するよう提言。</li> </ul>	<b>罰則</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車載器未接続・機能不全の放置や車載器への意図的な細工による虚偽報告は、個人には最大2,000USD、企業には最大4,000USDの罰金を科す。</li> </ul>												
<b>対象区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のプライバシー保護の観点から、参加者はGPS対応・非対応の選択が可能。GPS対応を選択した場合は対象区域は州内の公道となり、GPS非対応を選択した場合は対象区域は州内外の道路(私道含む)となる。</li> <li>※GPS非対応の場合、走行位置の州内・州外の識別ができないため、州外における走行距離も課税対象となる。</li> </ul>	<b>免税還付措置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GPS対応：対象区域内での燃料消費量相当の州燃料税、州内の私道走行にかかる道路利用課徴金を還付</li> <li>GPS非対応：全走行にかかる州燃料税を還付</li> </ul>												
<b>税率</b> (2019年1月時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.7セント/mile</li> <li>税率は2020年、2022年に引上げ予定</li> <li>&lt;道路利用課徴金の税率推移&gt;</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">年月</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">2015年7月</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">2018年1月</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">2020年1月</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">2022年1月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #4F81BD; color: white;">税率(セント/mile)</td> <td>1.5</td> <td>1.7</td> <td>1.8</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table>	年月	2015年7月	2018年1月	2020年1月	2022年1月	税率(セント/mile)	1.5	1.7	1.8	1.9	<b>課税使途</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>州の高速道路基金に充当。州交通局に50%、郡に30%、市に20%配分。道路・橋・サービスエリアの建設、維持管理に活用。</li> </ul>		
年月	2015年7月	2018年1月	2020年1月	2022年1月											
税率(セント/mile)	1.5	1.7	1.8	1.9											
		<b>課税規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>842.8USD(2015) ※税収から州燃料税還付額を減じた後の値</li> </ul>												

(備考)単位は1gallon=3.785L、1mile=1.609km、1USD=約111円(2016~2018年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)  
 (出典)ODOT(オレゴン州交通局)ウェブサイト「OReGO」、ODOT(2017)「Oregon's Road Usage Charge The OReGO Program Final Report」、ODOT(2016)「Road User Fee Task Force Recommendations Expansion of OReGO, Oregon's Road Usage Charge Program」、オレゴン州議会(2013)「SB 810」、オレゴン州議会(2017)「HB 2017」、オレゴン州(2017)「オレゴン州法 Chapter153」等より作成。

## 走行課税の導入方式

- ① GPS方式（ドイツ）  
衛星技術を利用したシステムにより車両位置、走行経路等を特定し、車載器が単独で通信を行うことで、走行距離に応じた課税を行う方式。
- ② 路側機を利用する方式（オーストリア）  
我が国のETCのように、路側機を通過する際、電波等によって車載器と路側機が通信を行う、あるいは、路側に設置したカメラで車両のナンバープレートを撮影するといった、ある地点を通過する際に課税する方式。
- ③ ビニエット（ステッカー）方式（オーストリア）  
道路を走行するために、車両区分等に応じたステッカーを時間単位で事前購入することとする方式。
- ④ OBD（車載式故障診断装置）を利用する方式（米国オレゴン州）  
エンジン関係や駆動関係などの電子制御装置内部に搭載された故障診断機能であり、走行距離の測定も行っている（※）。診断器を自動車に接続することにより、記録された走行距離を読み取る方式。

（※）OBDについての現行の保安基準では、総走行距離を車検時に示すように定められていないが、OBDの機能としては、総走行距離を計測することが可能。

また、OBDの装着率については、  
ガソリン車については、2008年（新型車）、2010年（継続生産車）  
ディーゼル車については、2002年（新型車）、2004年（継続生産車）から、  
それぞれ、設置が義務づけられているため、（一部中古車には設置されていない可能性もあるが、）  
大抵の車には搭載されていると考えられる。  
（以上、国土交通省より聞き取り）

19

## （参考）OBD（車載式故障診断装置）

### OBD（車載式故障診断装置）とは

国土交通省

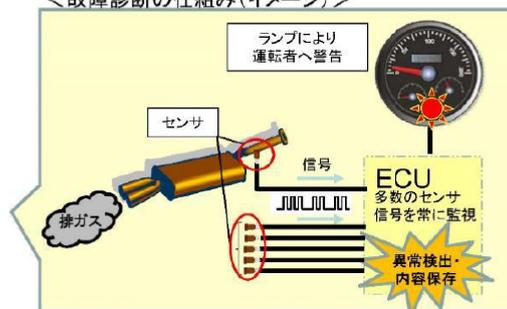
- **車載式故障診断装置（OBD: On-Board Diagnostics）**とは、エンジンやトランスミッションなどの**電子制御装置（ECU: Electronic Control Unit）**内部に搭載された**故障診断機能**である。
- ECUは、自動車が安全・環境性能を発揮するため、センサからの信号等に基づき最適な制御を行っているが、**断線やセンサの機能異常等の不具合**が生じた場合には、その情報を**ECUに自動記録**する。

<ECUの搭載イメージ>



〔エンジン、トランスミッション、ブレーキなどに関連する装置にはECUが搭載され、近年の自動車には1台あたり数十個ものECUが搭載されているものもある。〕

<故障診断の仕組み（イメージ）>



<OBDが検出する不具合の例>

- ・電子回路の配線類の断線
- ・各種センサからの異常な信号
- ・センサの入力値に基づいて演算する性能異常値

20

（国交省資料）

20

## 走行課税の導入方式毎の論点

	GPS方式	路側機方式	ピニエット方式	OBD方式
走行距離の測定	精緻な測定が可能	車両が通過する路側機間の距離のみ測定が可能	走行距離の測定は行わない	最近の自動車では測定が可能
設置コスト	車載器の設置に相当のコストが発生	車載器や路側機の設置について、相当のコストが発生	車載器や路側機を設置するコストは抑えられるが、ステッカーの購入や取り締まり等の仕組みを整備する必要	既に最近の自動車にはOBDが装着されているが、自動車からOBDの情報を取得する仕組みが必要
プライバシー	走行経路等を他人に知られてしまう可能性がある	車両が通過する路側機の場所の情報のみであれば、プライバシーの懸念は少ないか	走行距離の計測は行わないため、走行経路等は秘匿される	走行距離のみを把握することとすれば、走行経路等は秘匿される
地方部の負担	地方部は、移動距離が長い傾向にあり、負担増となる可能性がある	地方部は、移動距離が長い傾向にあり、負担増となる可能性がある	時間単位の料金となるため、移動距離が長い傾向がある地方部にとっては、距離当たりの負担額は都市部と比較して割安になるか	地方部は、移動距離が長い傾向にあり、負担増となる可能性がある
徴収方法	車載器からの通信で随時課税が出来れば、清算等の問題は生じない。	高速道路料金と同様の徴収となるため、大きな課題はない。	事前にピニエットを購入することとなるため、抹消時の清算はあり得るものの、課題は少ない。	車検時等に走行距離を把握して課税することとなるため、最初の車検時や抹消時の取り扱い等、課題が多い。

21

## (参考)都道府県別の1台当たりの乗用車の走行距離(H29)

都道府県	走行距離 (千km)	登録台数 (台)	1台当たりの走行距離 (千km)	都道府県	走行距離 (千km)	登録台数 (台)	1台当たりの走行距離 (千km)
岩手	7,446,699	734,896	10.1	三重	10,633,889	1,142,714	9.3
島根	4,074,795	404,909	10.1	福岡	23,599,820	2,547,499	9.3
佐賀	4,984,558	497,126	10.0	岐阜	11,857,866	1,287,954	9.2
秋田	5,910,641	592,029	10.0	広島	13,132,605	1,440,957	9.1
宮崎	6,581,225	664,137	9.9	北海道	25,167,800	2,780,810	9.1
鹿児島	9,186,103	936,605	9.8	愛媛	6,634,649	734,981	9.0
山口	7,966,592	814,387	9.8	和歌山	4,814,844	534,312	9.0
沖縄	8,009,912	819,067	9.8	香川	5,261,278	584,028	9.0
鳥取	3,326,250	340,702	9.8	富山	6,312,296	704,862	9.0
長崎	6,731,251	690,245	9.8	滋賀	6,976,232	789,346	8.8
茨城	19,025,346	1,952,289	9.7	兵庫	20,200,185	2,290,882	8.8
高知	3,816,573	391,929	9.7	群馬	11,657,490	1,360,631	8.6
熊本	9,917,226	1,020,788	9.7	山梨	4,710,272	549,829	8.6
大分	6,622,988	684,697	9.7	長野	11,609,591	1,360,596	8.5
福島	11,741,435	1,216,512	9.7	京都	8,437,743	995,731	8.5
宮城	12,266,091	1,281,132	9.6	静岡	18,422,000	2,195,858	8.4
石川	6,814,697	713,705	9.5	千葉	23,209,722	2,771,603	8.4
栃木	12,481,387	1,319,655	9.5	愛知	34,144,013	4,116,840	8.3
岡山	10,820,402	1,145,197	9.4	奈良	5,330,632	647,278	8.2
新潟	12,950,237	1,383,865	9.4	大阪	21,976,164	2,737,623	8.0
福井	4,713,607	505,762	9.3	埼玉	23,793,296	3,169,787	7.5
徳島	4,218,998	452,777	9.3	東京	23,283,127	3,146,313	7.4
山形	6,446,531	692,442	9.3	神奈川	21,491,817	3,048,295	7.1
青森	6,753,460	725,625	9.3	全国計	535,464,329	60,919,207	8.8

※「走行距離」は、「自動車燃料消費量調査」(H29)(国土交通省)におけるガソリン車、ディーゼル車、LPG車の数値を合算して作成。]

※「登録台数」は、「平成29年度道府県税の課税状況等に関する調」における「乗用車」の「賦課期日現在登録台数」と「平成29年度市町村税課税状況等の調」における「乗用車」の「賦課期日現在台数」を足した台数

22

# 再分配政策に関する近年の研究のサーベイと課題<sup>1</sup>

## —国際比較研究に注目して

帝京大学 古市将人

### 1. 問題意識

社会科学の研究者によって、税・社会保険料・現金給付・現物給付の再分配効果や、それらの金銭的価値が精力的に研究されてきた。

現物給付については、概念的問題、測定の問題、研究者がアクセスできるデータの問題がある。各国の社会保障制度のあり方や現金給付・現物給付の供給のあり方や人々の支持などについても、研究が蓄積されている。

本報告では、(1)これらの再分配の国際比較に関する近年の研究のいくつか概観した上で、(2)各研究から示唆される論点を整理する。(3)最後に、ここ20年近くの制度改革を経た上での各国の人々の制度への支持、扶養義務に関する認識の変化を簡単に整理する。特に、各国の受益と負担に関する諸研究を整理し、課題を検討する。本報告は、あくまでも現時点での報告者の作業の途中経過を報告するものであることに留意。

#### 租税負担の国際比較について

- 多くの研究は給付の再分配効果や給付が制度支持に与える影響を推定
- 負担の構造も重要。
- 伝統的な手法は、マイクロデータを用いて、市場所得に占める移転給付や税額の割合を算出し、国内の平均値を算出する手法である(例えば、次図)
- データの関係上、税負担の国際比較では、直接税の負担率が中心である。
- 法人税の扱いは難しい。社会保険料の事業主負担については、その額を推計し個人に帰着させる必要性も指摘されている(Guillaud et al. 2020)。

---

<sup>1</sup> 本資料は、2020年9月30日開催の第2回「地方分権に関する基本問題についての調査研究会」にて報告した資料に若干の加筆修正を加えたものである。

30 表 1 給付と直接税が所得に占める割合

年	国名	給付の規模（所得に占める割合）	直接税の規模
2010	フランス	0.291	0.048
2005	フランス	0.303	0.048
2000	フランス	0.275	0.060
1994	フランス	0.279	0.053
2015	ドイツ	0.224	0.269
2010	ドイツ	0.224	0.264
2005	ドイツ	0.222	0.259
2000	ドイツ	0.205	0.282
1991	ドイツ	0.173	0.254
2008	日本	0.149	0.155
2005	スウェーデン	0.281	0.281
2000	スウェーデン	0.262	0.302
1995	スウェーデン	0.331	0.286
2013	イギリス	0.217	0.167
2010	イギリス	0.214	0.178
2007	イギリス	0.189	0.178
2004	イギリス	0.196	0.205
2016	アメリカ	0.132	0.213
2013	アメリカ	0.138	0.196
2010	アメリカ	0.148	0.196
2000	アメリカ	0.102	0.224

31  
32 出所: Caminada et al. 2019よりデータを取得し作成

33  
34  
35 Verbist & Figari (2014)、Guillaud et al. (2020): これらの研究では、国別データを観察  
36 すると、直接税の累進度と平均税率との間にはトレードオフがある可能性が指摘されている。  
37 ● このトレードオフの背景には政治的要因がある可能性が指摘されている。

38  
39 論点

- 40 ● しかし、各国の租税負担率を推計する際にはいくつか問題がある。  
41 ● 法人税、消費税などはどう扱うのか？(特に、法人税)  
42 ● 税収の対GDP比？

43  
44

## 45 2. 支出に関する研究

46 国際比較にてよく言及される論点

47 どのような再分配の構造が、格差削減に成功するのか？

48

49 論点1 給付の普遍性と選別性について

50 まず、この用語は、給付の特徴として使われることもあれば、福祉国家(あるいはレジーム)の再分  
51 配のあり方を示す用語として使われることもあった。

52

53 普遍主義と選別主義

54 ● 基本的に、給付の際に所得資産調査があるものを選別主義と呼ぶ。

55 ● 所得調査のみの場合や調査の対象となる「所得」の範囲だけで給付の性格は変わる。

56 ● 救貧的な政策から普遍的な公的年金への移行(普遍的な社会保険など)。

57

58 ミクロデータを用いた国際比較分析では給付の帰着の程度—給付の総額のうち低所得層が受  
59 け取る割合の程度や累進度—で、国の再分配政策が普遍的か選別的か測られることが多かった。

60

61 よく参照される研究

62

63 Korpi and Palme (1998)

64 使用データ:Luxembourg income study(LIS)のミクロデータ

65 基本的な分析

66 ・給付の規模と貧困削減効果の背景に政治的要因があることを指摘。具体的な分析は以下の通  
67 り。

68 ・給付の低所得層への集中度と格差の程度との関係を分析。

69

70 指標

71 給付の集中度係数を、普遍性の指標として採用。

72 ・個人を可処分所得でソート。所得分布に比べて、低所得層に給付が集中している場合、集中度係  
73 数は負の値を示す。

74 ・家計への給付額を計算しているため、集中度係数は給付の帰着を示す指標。

75 ・福祉国家の国際比較分析の際には参照される文献。

76

77 論点1:

78 集中度係数は、給付の再分配の結果や給付の帰着を示す指標では？ また、一国の所得分布の  
79 形状に集中度係数の値は左右される。

80 給付の集中度係数は制度の狙いや意図を示す指標ではない(普遍的児童手当でも、低所得層に  
81 給付が帰着)

82 以上の点が指摘されてきた。

83

84 貧困削減と制度構造との関係について

85 ターゲティングの指標と貧困削減には関係があるとの指摘。

86 ・Marx et al. 2016など

87

88 論点2

89 現物給付、医療関係の指標が分析の考慮に入れられていない。現物給付については計算されてい  
90 ない。

91

## 92 近年の動向

93

94 制度の意図や狙いを集約した変数と給付の結果に関する指標を切り分ける必要がある。

95 候補:給付の構造に関する指標

96 1. モデル世帯の所得代替率から算出した給付の累進度など(後述するBusemeyer and Ivers  
97 en (2020))

98 2. 私的社會支出や所得調査付き給付の対GDPに注目した研究(Jacques and Noël 2020)

99

## 100 ターゲティングと普遍主義

101 Jacques and Noël (2020):概念整理と分析

102 分析軸1. 普遍主義Universalismの対立概念は残余主義residualism:

103 →私的社會支出や所得調査付き給付の対GDPを用いて普遍主義の指標を作成(両指標のZスコ  
104 アを計算して、両指標を合計が基本的手法。もう少し異なる手法も使っているが)

105

106 分析軸2. pro-poor とpro-richの軸(給付の集中度係数)

107 両指標を使って各国を分類(2000年代半ばのデータ)

108 単純な分類(連続変量だが、2×2で考えれば)

109 普遍主義+pro-poor(Targeting within Universalism)、普遍主義+pro-rich、残余主義  
110 +pro-rich、残余主義+pro-poor

111

112 この論文は、以上の基本的な分類を踏まえた上で、貧困削減に成功している国の特徴を探索的に  
113 分析→上の分類と貧困削減率(可処分所得のジニ係数と市場所得のジニ係数を用いる)に注目  
114 この論文では詳細な分析がなされていないが、暫定的に次の分類が主張されている。

115

116 (暫定的な分析結果。論文のTable2):

117 Targeting:オーストラリア、カナダ、アイルランド、スイス、イギリス、アメリカ

118 Targeting within Universalism:ベルギー、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェー  
119 ー、

120 Pro-old universalism:ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペイン、

121 Universalism:オーストリア、フランス、ドイツ

122 Pro-old residualism:日本

123

124 論文の含意

125 ・これまでの研究で示唆/主張されていた点:Universalismが貧困削減に有効なのは、再分配関  
126 係の予算の規模を拡大させるとき

127 ・予算規模が拡大している中、pro-poorな制度もあると貧困削減に有効な可能性がある。

128 ・残余主義(私的社會支出やミーンズテスト中心)の国で、pro-poorな制度があっても貧困削減に  
129 成功するかは判然としない。

130 ※ただし、論文ではデータ内で残余主義よりのオランダの給付の貧困削減率は高い。また、この論  
131 文のデータでは、普遍主義+pro-poor transfersに分類されているニュージーランドは、貧困削  
132 減の効果が低い国に位置づけられている。個別の国の動向も含めて精査する必要がある。

133 ※分析自体は予備的なものとして理解すべきか?

134 民間保険/民間福祉/私的社會支出について

135

136 各種の比較研究で提起されていた論点

137 ・中間層や高所得層を包摂する制度が発達すると、民間保険/福祉/私的社會支出が駆逐され  
138 る？ Korpi and Palme 1998など。

139 ・では、公的社會支出を補完するための各種の試み(私的保険の優遇、税制優遇措置など)が進展  
140 すると、中間層や高所得層は公的支出への支持を表明しなくなる？

141

142 Busemeyer and Iversen (2020)

143 データ:ISSP

144 分析の視点:制度の構造(給付の累進度/低所得層への給付。OECDデータ)が人々の制度支持  
145 に与える影響は、民間保険の充実度に左右される。その点を指摘

146 ・基本的なアイデアは、もし高所得層が利用できる民間福祉が発達すると、Korpi and Palme  
147 1998の議論は修正が必要になるのでは、といったもの(表2)

148

149 表 2 Busemeyer and Iversen (2020)の仮説

	Availability of Private Alternatives	
	Before private alternatives	After private alternatives
低所得層へのターゲティング・低(普遍的構造・所得比例の要素有)	所得階層間の制度支持の差が少ない。階層横断的支持。	所得階層間の分断強。高所得層ほど公的支出に反対
低所得層へのターゲティング・高(所得調査付き給付による累進的給付構造)	貧困層と非貧困層との対立(ミーンズテストに起因)。高所得層ほど公的支出に反対	所得階層間の制度支持の差が少ない

150 出典:Busemeyer and Iversen (2020, Table1)。

151 注:元の表から表現を変えている。

152

153 ・失業給付と年金給付に注目。OECD統計などの給付の所得代替率を用いて、給付の累進度を測  
154 定。

155 分析結果(ISSPによる世論調査データを使用)

156 ・失業給付と年金給付に対する人々の支持の要因を分析。おおむね、失業給付は民間の代替物が  
157 存在せず(発達せず)、年金では代替物が発達している領域と考えられている。

158 分析結果(略)

159

160

161 示唆

162 ● 民間福祉や私的社會支出の拡充が、公的部門への支持を掘り崩す可能性がある？

163 ● 公的支出の市場における代替物が発達したとき、中間・高所得層が公的支出を支持する理由は  
164 セーフティネットとしての側面に限定されるかもしれない。

165

166

167

168

### 169 3. 論点、現物給付の効果について

170 現物給付/現物社会移転の測定

171

172 背景(ルスティッヒ 2020より)

173 1. 所得や資産の測定は重要。しかし…

174 2. 個人の幸福(あるいは厚生、福利など)

- 175 ● 公共部門が提供する現物給付(サービス)を家計は享受する。家計は、サービス利用の際、無償または低額の利用料を負担する。このサービスの価値を所得に含めることと消費に含めることは、重要。特に、教育、医療、介護、障害者福祉は理論的・金銭的にも重要。

178 3. 現物給付の測定

179

180 多くの研究が現物給付の国際比較を試みているが、いくつかの問題がある。

181 現金給付の領域では一異論もあり得るが一格差削減効果/貧困削減効果(ジニ係数、貧困率)をアウトカムとして設定することができる。仮想的に、ある給付の格差削減効果を計算することができる。

184 現物給付の領域では、アウトカムが自明ではない。また、ある現物給付がそのアウトカムに与える効果を、暫定的に計算することは困難

186 例:脱家族化→女性の就業率?

187 例:しばしば、現物給付の領域では普遍的(全国画一的)な改革が行われることも、分析を難しくしている。

189

190 ここでは、再分配政策の国際比較研究のもう一つの論点である、人々の認識に注目する。

### 191 論点一

192 ● 現金給付・現物給付に関わりなく、公的部門の役割が拡大することが、制度の持続可能性に与える可能性がある。

194 ● 制度の持続可能性は、人々の支持にも依存している。

195 ● 再分配のあり方が、人々の制度への支持に与える経路は、いくつか指摘されている(Larsen 2008)

197 ● この20年の間に公的部門の規模が拡大(日本に限らず)。私的扶養の社会化が進み、人々の意識に影響を与えるか? 日本だと、公的介護保険制度の導入など。

199

200 以上の問題意識と関係するのが、北井・小田巻(2020)。

201 ● この論文では、International Social Survey Programme, Social Networks and Social Resources III (ISSP2017) のデータを用いて、「公的介護制度が老親に対する子の扶養義務意識に与える影響」を推定しようと試みている(p.519)。

204 ● この論文では、「扶養義務意識の国際比較」の指標として、「成人した子どもには、年をとった親の面倒をみる義務がある」という質問項目への各国の回答、「高齢者の介護サービスは主に誰が担うべきだと思いますか。」に対する回答に注目している。

207 分析結果:「年齢が高いほど、また教育歴が長いほど扶養義務意識が弱い一方で、男性である場合、主観的社会階層が高い場合そして親と同居している場合の方が、扶養義務意識が強い」点を指摘(p.95)。

210 「公的介護支出が高い国では人々が老親の扶養義務意識を感じづらいという結果」(p.95)。

211

212 ただし、この論文でも言及されている通り、私的扶養に関する人々の認識の変化は、社会保障制度の基本的な効果と考えることができる(公的年金制度など)。

213

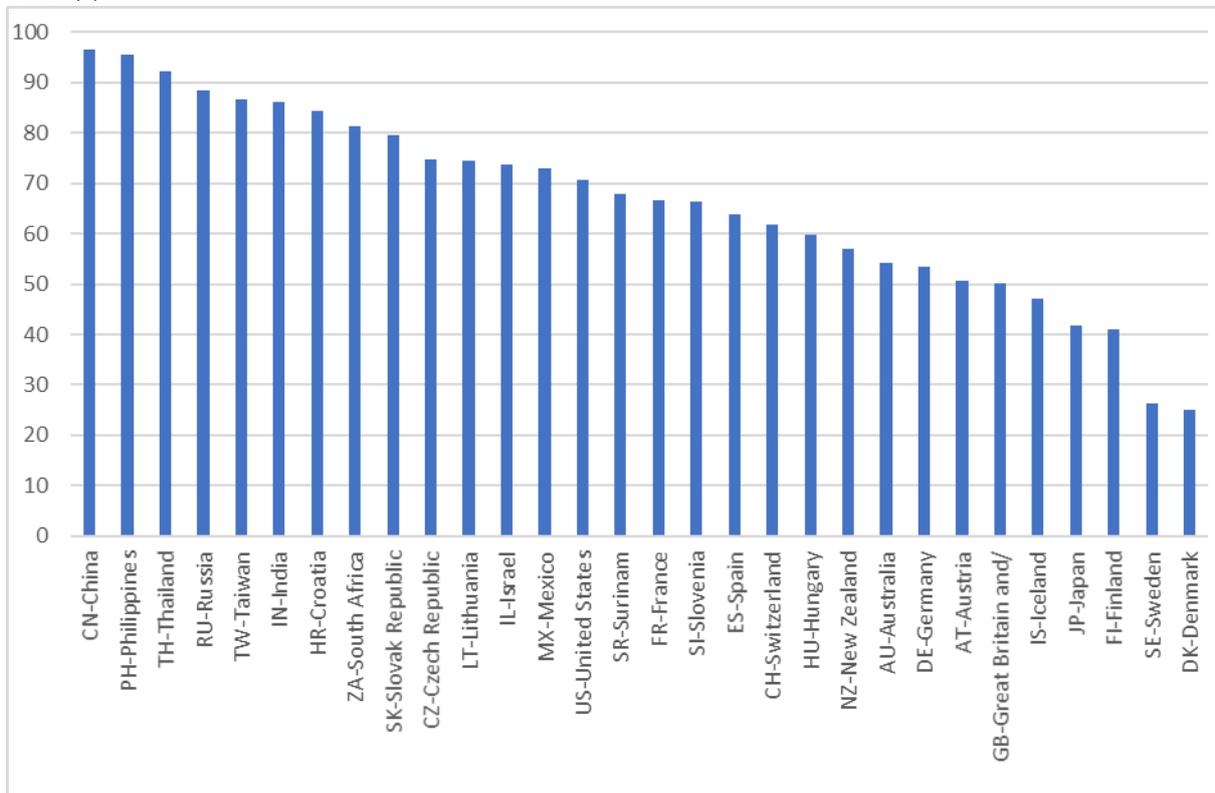
214  
215 現金給付・現物給付の金銭的価値の推計も重要だが、ここでは、北井・小田巻(2020)が指摘する  
216 論点を簡単に検討したい。  
217  
218 検討課題  
219  
220 ● 私的扶養に関する意識の変化  
221 ● 社会保障サービスの生産主体としての公的部門に対する認識  
222  
223  
224 使用データ  
225 International Social Survey Programme: Social Relations and Support System  
226 s - ISSP 2001  
227 International Social Survey Programme: Social Networks and Social Resource  
228 s - ISSP 2017  
229  
230 手法:複数年データがある場合は、変数の変化をみる。所得階層別の指標の違いも観察する。  
231 ISSPデータには回答者の世帯所得と世帯人員が報告されている。そのデータを用いて、等価所得  
232 を計算した。次に、その等価所得を用いて、回答者を所得5分位に分類。  
233 計算の際、所得を報告していない回答者はドロップ。  
234  
235  
236

237 分析結果

238 扶養義務に関する意識と政府の役割について

239

240 図 1 「成人した子どもには、年をとった親の面倒を見る義務がある」に賛成している回答割合(2  
241 017年)



242

243 出所: International Social Survey Programme: Social Networks and Social Res  
244 ources - ISSP 2017より作成。

245 注:「成人した子どもには、年をとった親の面倒を見る義務がある」という意見について、「そう思  
246 う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合

247

248 データ内では、日本は「成人した子どもには、年をとった親の面倒を見る義務がある」と答えた人の  
249 割合が低い

250

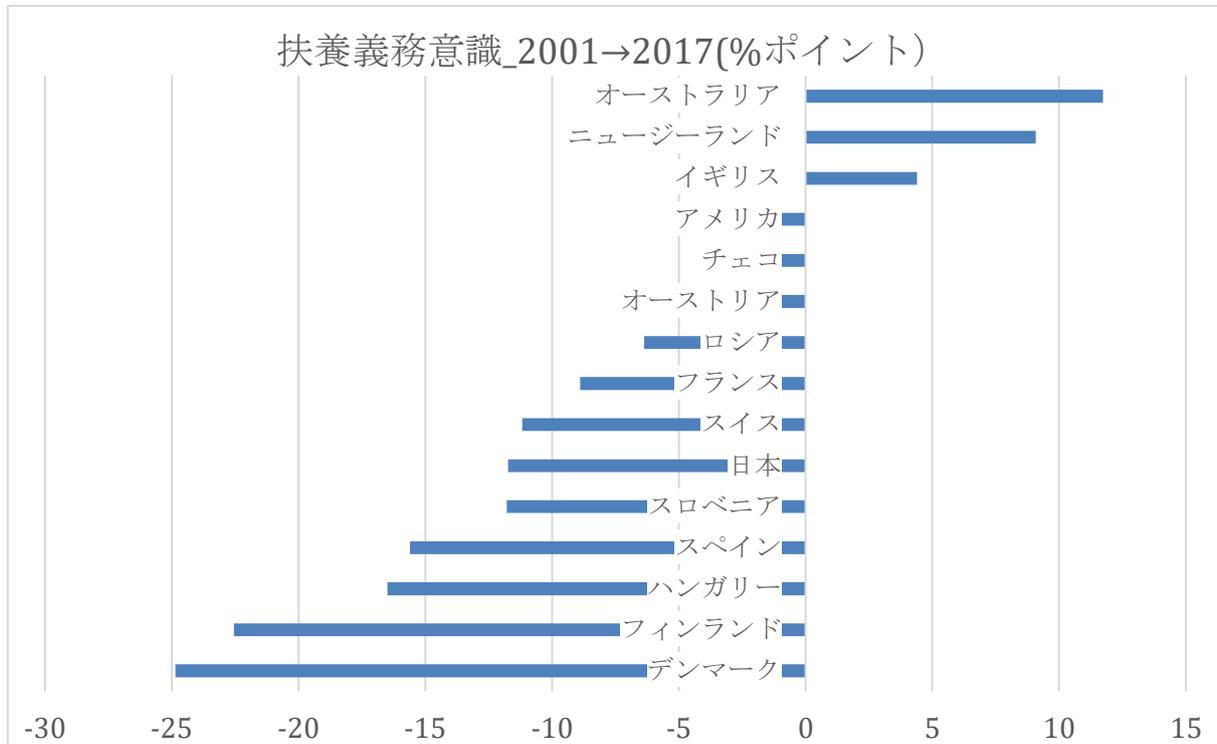
251 この質問は2001年の調査でも行われているので、2001年→2017年の変化を調べた。

252 下図参照

253

- 254
- 255 ● 約16年程度で、多くの国で扶養義務に対する意識が変化。
- 256 ● 日本の数値は低下している。デンマークなどの北欧諸国も激減。
- 257
- 258 ・オーストラリア、ニュージーランド、イギリスは、逆に扶養義務への意見が増加。
- 259

260 図 2 扶養義務意識の変化



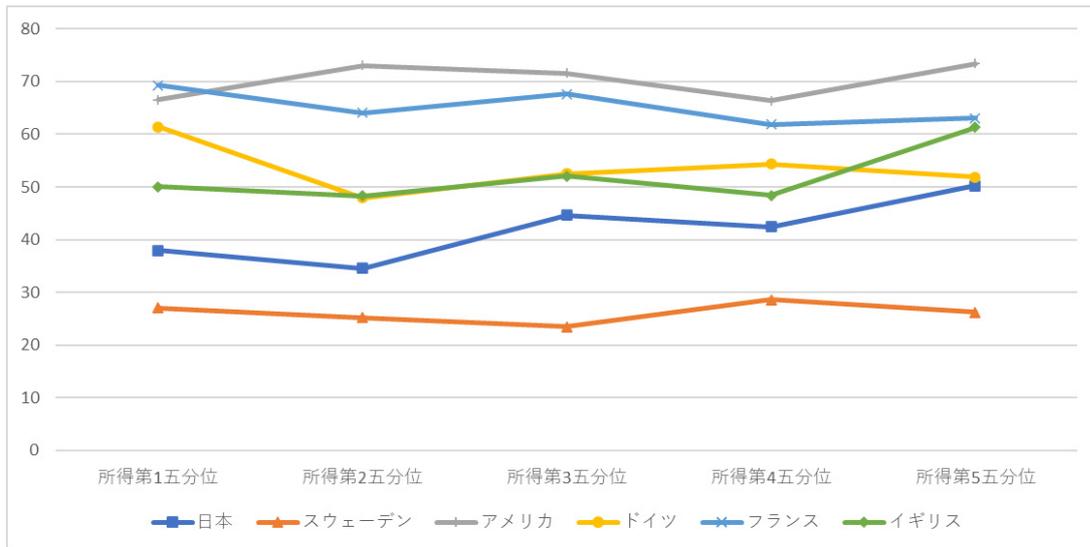
261 出所:International Social Survey Programme: Social Relations and Support Sy  
 262 stems - ISSP 2001とInternational Social Survey Programme: Social Networks  
 263 and Social Resources - ISSP 2017より作成。

264 注(1)  
 265 2001年調査:「成人した子どもには、年をとった親の面倒をみる義務がある」という意見について、  
 266 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合  
 267 2017年調査:「成人した子どもには、年をとった親の面倒を見る義務がある」という意見について、  
 268 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合  
 269

270 注(2)2001年調査と2017年調査双方で回答がある国のみをピックアップしている。

271

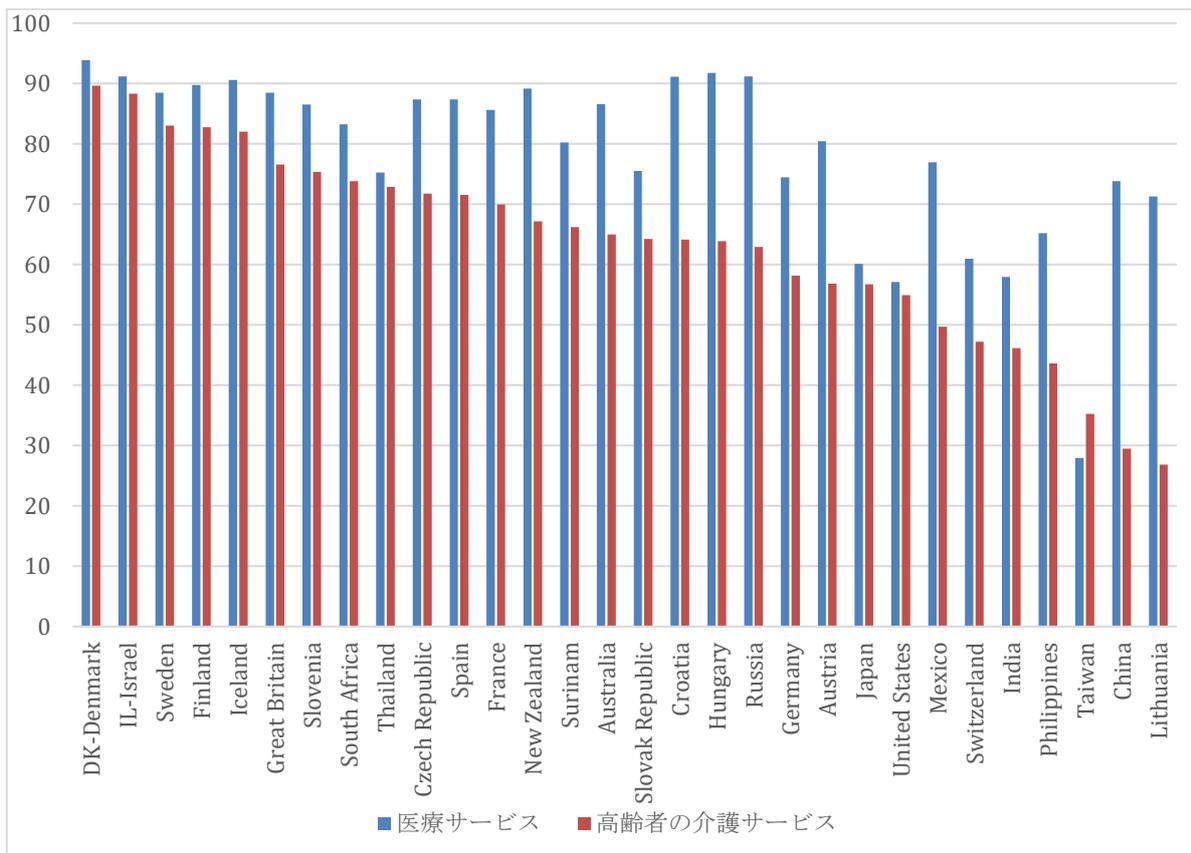
272 図 3 所得階層別の扶養義務観



273 出所:図1と同様。  
274

- 275 ● 所得階層別に扶養義務観を観察してみると、特に特徴的な動きは見られない。
- 276 ● 日本:若干、高所得層ほど数値が大きい。フランスでは若干、低所得層の数値が大きい。

277 図 4 医療・介護サービスは政府や自治体が担うべきと答えた人の割合  
278



279 出所:ISSP2017より作成  
280

281 注:「日本で医療や介護などのサービスを誰が担うべきかについては、さまざまな意見があります。  
282 あなたは、病気の人に対する医療サービスは、主に誰が担うべきだと思いますか。」に対して、政府  
283 や自治体、民間企業、非営利団体、宗教団体、「家族、親戚、友人」、わからない、のうちから、「政府  
284 や自治体」と答えた人の割合。「それでは、高齢者の介護サービスは主に誰が担うべきだと思いま

285 すか。」に対して、政府や自治体、民間企業、非営利団体、宗教団体、家族、親戚、友人、わからない、のうちから「政府や自治体」と答えた人の割合

287

288 ● 扶養義務に関する質問と異なり、イギリスの数値が高い。また、日本の数値も低い部類に入っ  
289 ている。日本の残りの回答者は、「民間企業」、「家族、親戚、友人」、わからない、の回答に集  
290 中。

291 ● 「非営利団体」と答える人が多い国は、アメリカ、ドイツ、スイス、メキシコ、インドなど。

292

293 論点

294 ● 近年、市場で購入した福祉サービスの税額控除など、公的サービスと他のサービスとの関係  
295 が論点になっている。

296 ● 先行研究においても、私的社會支出を射程に入れた上での分析が進んでいる。再分配の国際  
297 比較には私的社會支出も考慮に入れる必要がある。

298 ● 負担の国際比較には、いくつか難問がある。

299 ● 今回の報告では触れていないが、階層の定義が重要。所得階層ではなく、労働市場における  
300 地位、職業が不安定雇用かどうか、個人と全体の所得増加との差が重要と指摘する研究群が  
301 ある

302

### 303 参考文献一覧

304 北井万裕子・小田巻友子(2020)「公的介護制度と老親に対する子の扶養義務意識についての一  
305 考察」『立命館経済学』第68巻 第5・6号、pp.85-99

306 ルスティッヒ(2020)「家計の所得・消費・資産の分布を測定する」ジョセフ・E. ステイグリッツ 編著  
307 ジャン＝ポール・フィットウシ、マルティヌ・デュラン、経済協力開発機構(OECD) 編、西村美由  
308 起 訳、『GDPを超える幸福の経済学』明石書店、pp.,89-90)

309 Beramendi, P., Rehm, P. (2016) 'Who Gives, Who Gains? Progressivity and Pr  
310 eferences', *Comparative Political Studies* 49(4): 529-63.

311 Busemeyer, M. R., & Iversen, T. (2020). The welfare state with private altern  
312 atives: The transformation of popular support for social insurance. *The Jour  
313 nal of Politics*, 82(2), 671-686.

314 Ferrarini, T., Nelson, K., & Palme, J. (2016). Social transfers and poverty in middl  
315 e-and high-income countries-A global perspective. *Global social policy*, 16(1),  
316 22-46.

317 Guillaud, E., Olckers, M., & Zemmour, M. (2020). Four levers of redistributio  
318 n: The impact of tax and transfer systems on inequality reduction. *Review o  
319 f Income and Wealth*, 66(2), 444-466.

320 Korpi, W., & Palme, J. (1998). The paradox of redistribution and strategies of  
321 equality: Welfare state institutions, inequality, and poverty in the Western c  
322 ountries. *American sociological review*, 661-687.

323 Koen Caminada, Jinxian Wang, Kees Goudswaard & Chen Wang (2019), Relat  
324 ive income poverty rates and poverty alleviation via tax/benefit systems in  
325 49 LIS-countries (1967-2016), *LIS Working Paper Series #761*.

326 Jacques, O., & Noël, A. (2020). Targeting within universalism. *Journal of Eur  
327 opean Social Policy*. <https://doi.org/10.1177/0958928720918973>

328 ISSP Research Group (2003). International Social Survey Programme: Social  
329 Relations and Support Systems - ISSP 2001 . *GESIS Datenarchiv, Köln. ZA3  
330 680 Datenfile Version 1.0.0, https://doi.org/10.4232/1.3680*.

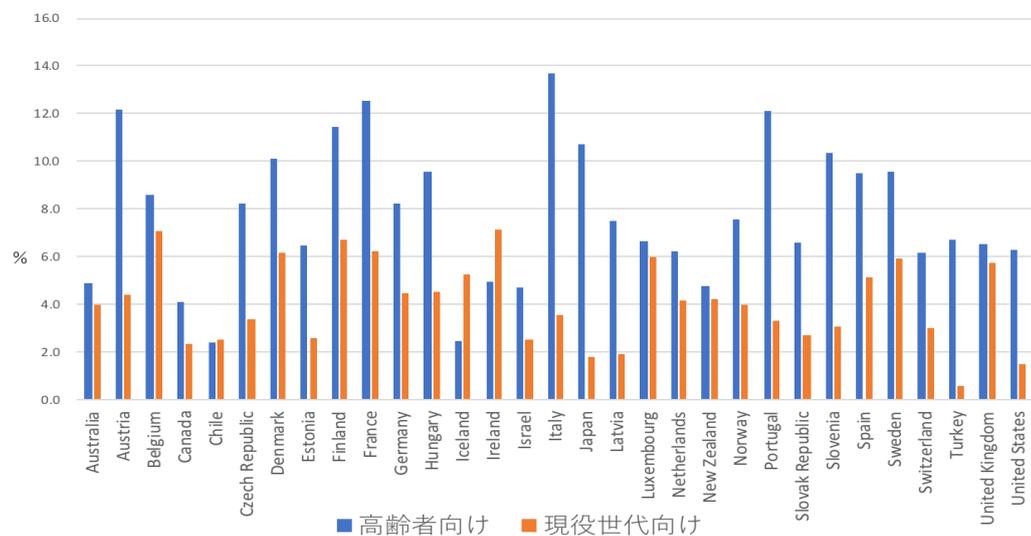
- 331 ISSP Research Group (2019). International Social Survey Programme: Social  
332 Networks and Social Resources - ISSP 2017. *GESIS Data Archive, Cologne*.  
333 *ZA6980 Data file Version 2.0.0*, <https://doi.org/10.4232/1.13322>.
- 334 Larsen, C. A. (2008). The Institutional Logic of Welfare Attitudes: How Welf  
335 are Regimes Influence Public Support. *Comparative Political Studies*, 41(2),  
336 145-168. <https://doi.org/10.1177/0010414006295234>
- 337 Marx, I., Salanauskaite, L., & Verbist, G. (2016). For the poor, but not only th  
338 e poor: on optimal pro-poorness in redistributive policies. *Social Forces*, 95  
339 (1), 1-24.
- 340 Pierson, P. (1993). When effect becomes cause: Policy feedback and political  
341 change. *World politics*, 45(4), 595-628.
- 342 Verbist, G., & Figari, F. (2014). The redistributive effect and progressivity of  
343 taxes revisited: An International Comparison across the European Union. *Fi*  
344 *nanzArchiv: Public Finance Analysis*, 70(3), 405-429.

2020.11.25 総務省第3回基本問題研究会 資料

# 日本型福祉国家としての 勤労国家の形成、そして崩壊

慶應義塾大学経済学部  
井手英策

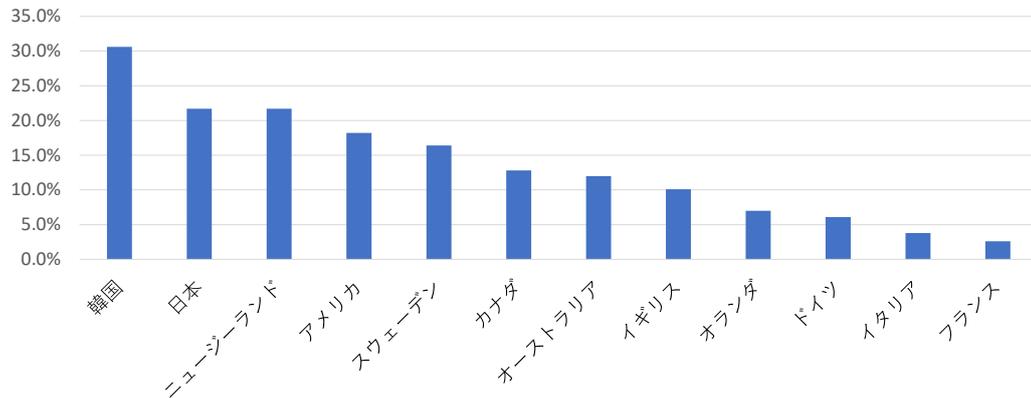
## 現役世代は「自己責任」の社会



OECD stat.より作成。高齢者向けは「高齢」、現役世代向けは「家族」「住宅」「失業」「積極的労働市場政策」。

# 老後も働き続ける

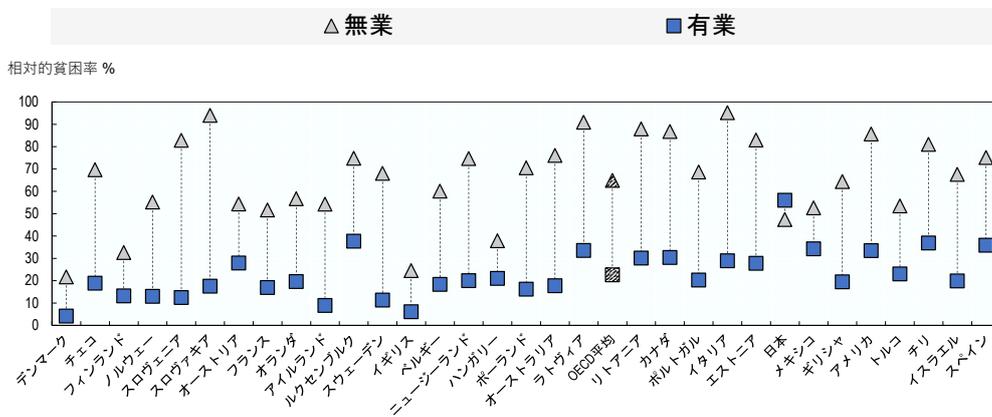
65歳以上の高齢者の就業率



出所：データブック国際労働比較2017より作成  
注：スウェーデンは65歳～74歳のデータ

# 貧しくなっても働く女性

一人親家庭の女性の就労率は先進国で3位だが・・・



出所：OECD Family Databaseより作成

# Research Questions

- 欧州型福祉国家との分岐はなぜ生じたのか
- 小さな政府を支える社会的なideaに光をあて、それと日本の福祉国家の関係を論じてみる
- 具体的には、民衆思想史研究における「通俗道德」に着目しながら、近世以来の日本の「勤労」と「救済」の関係を通観し、そのうえで現状を確認する

5

## 通俗道德

- 「通俗道德」 = 勤勉、儉約、謙譲、孝行など、近代日本社会における広範な人びとのもっとも日常的な規範

「道德は、決して手段ではなく、それ自体が至高の目的・価値なのであるが、ただその結果としてかならずや富や幸福が得られる。実践者をかりたてている動機は、最高善としての道德そのものにほかならないのに、そのことがかならず結果的に自分の功利的利益をもたらす」

(安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』)

6

## 通俗道徳を必要とした日本的背景

- 「生産＝生活共同体」としての村落秩序
    - 鎌倉後期から南北朝期にかけて形成された「惣村」
      - 人口減少期の鎌倉時代から動乱の南北朝期へ
      - 散居形態から集住形態への歴史的な変化＝自治組織の発展
    - 生産共同体のうえに構築された生活共同体
      - 「結い（ゆい）」＝田植え、稲刈り、屋根の茅葺き等の労働交換
      - 消防、防犯、教育、道路の建設・管理、冠婚葬祭の儀式等、さまざまなサービスを地域が互酬的に提供しあっていた
    - 「水田耕作」と「神仏習合」
      - 水の利用をめぐるおきた集落間の激しい対立（＝部落割拠主義）
      - 神仏習合の結果、氏神を軸とした小規模な宗教的結合
- 内向きな生産＝生活共同体における秩序維持の問題

7

## 村請制度～制度化された通俗道徳

- 江戸時代の村請制度
    - 個人・世帯ではなく村が納税単位
    - 災害や飢饉のときには村全体で年貢の減免を申し出
    - 一方で一部の農家が貢納不能の場合は村全体が代納
    - 一部の怠惰な者が勤労する者の負担を生み出す構造
- 二宮尊徳、石田梅岩、大原幽学、中村直三・・・勤労と儉約を「美德」として説かれねばならなかった社会的背景
- 裏面にある「村八分ルール」の必然性＝経済外強制と自己規律の定着

8

# 明治三年 浦和県の『告諭誌』

- 強いられた善意、強いられた救済

「救済に際しては、有産者に少しでも余っている財産や穀物があれば、それを出させなければならない」

「眼前で餓死するのを放っておくわけにもいかないから、よくよく言い聞かせて心を入れ替えさせ、これをきっかけに経営を再建するように、小前に自助努力を促すことが必要」

「同じ人間として生まれながら、同じ身分の人に救われ、養われて生涯を終えることは恥ずかしいことではないか、それを恥ずかしいと思うのなら、心を入れ替え農業に励み、できるだけ早く救われた恩を返し、不作の年に人の助けを受けずにすむように準備を整えるべきである」

→ 江戸時代をつうじて蓄積された「不道德者」への怒り

9

## 激動の明治

### 1. 地租改正（1873年）の衝撃

- 納税の個人義務化
- 元本返済だけで土地担保の回収を認めた旧慣の破壊

### 2. 西南の役（1877年）とインフレの再発

- 1871年新貨条例、72年国立銀行条例
- 76年不換紙幣化→通貨の増発とインフレの再燃

### 3. 松方財政（1881～1885）のデフレ政策

- 超緊縮財政+増税＝紙幣整理とインフレの収束
- 急激なデフレ政策が農作物（とくに繭価格）を暴落させる

→ 加速した階層分化と社会の不安定化（↔自由民権運動）

10

# 危機における郷党社会という発想

伊藤博文の「郷党社会（＝共同体的に編成された社会）論」

「外国に在りては商業界の危機は却って商界清掃の功を奏し、確實なる事業は動揺を免れて、独り投機的事業のみ仆れ、以て商界の空気を一洗することあり。然りと雖、我が國に於ては必ずしも其軌を同じうせず、則ち斯かる場合に於ては道徳的、義侠的要素活動し、商界の健者と病者とは互に相憐み、相救ふの情起り、確實なる事業化も敢て恐慌の渦中に投ずるを辞せず、投機的事業も為に溺没を免かることあり・・・今日に於ても尚ほ資本家と労働者との間には、保護者、被保護者の温情ある関係自から存するを見る」

（大隈重信撰『開国五十年史』）

11

- 弛緩しつつあった日本社会の共同性＝旧秩序の崩壊と社会の不安定化→求められた新たな統合の論理

「社会主義的思想の浸潤に対し、将来健剛なる障壁となるべきものは、実にこの温情なり・・・此等の特質が我國家社会に幾多の好影響を及ぼしたるは無論なりとす、則ち社会に於ける各種機関の緩和剤を供して、其衝突、軋轢を調和し、同胞相助の徳義を実際に行ふに於て有力の材料となりしが如き是なり」

（前掲『開国五十年史』）

- 強調された「道徳による結合」
- 通俗道徳を土台として形成されていた社会であるがゆえに、通俗道徳に依拠して再統合された現実

12

# 官製国家主義運動

- 通俗道德の国家主義的制度化
  - 幕末から明治初期に起きた、中小農民層の分解を食い止めるための「報徳運動」（＝勤労・分度・推譲の報徳思想）
  - 大日本報徳社の社長を父とする岡田良平（のちの文部大臣）と一木喜徳郎（のちの枢密院議長）が中心
  - 「道義的共同体論」＝勤労と儉約をつうじて貯蓄を作り、地方税を納め、個別の共同体が経済的に自立していくモデル
  - 勤労が生産力の向上をもたらし、推譲が自己規律にもとづいた相互扶助を可能にするという「村落共同体のあるべき姿」→自己規律の欠如が没落に直結する客観情勢、成功体験があたえた矜持、そして、成功モデルのナショナルな拡散

13

## • 1908年「戊辰詔書」

「すべての国民が心を一にし、忠実に仕事に励み、勤勉に儉約をして生計を立て、ひたすら信義を重んじ、人情の厚いことを気風とし、ぜいたくを戒めて質実を重んじ、荒んだ心や怠け心を互いに戒め合って、自ら励み勉め続けなければならない」

- 教育勅語と並ぶ「二大詔勅」
- 日露戦後の個人主義と社会主義の広がりに対抗
- 内務省作成、次官は一木喜徳郎
- 別名は「勤儉詔書」

→ 1909年地方改良運動＝戊申詔書をもとに展開された、内務省主導の官製国家主義運動、共同体をベースにした国家への奉仕活動の広がり（e.g. 在郷軍人会、青年会、婦人会、中間団体）

14

# 日本における救済の意味

- 1874年「恤救（じゅっきゅう）規則」 = 貧民救済のために明治政府が制定
    - 極貧独身老人、障害者、病人、若年児童等の放置しておくことができない者に限って一定の米（のちには現金）を支給
    - 「済貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ筈」という原則 = あくまでも人びとがお互いに救済し合うべきという建前 = 自助は当然の前提であり、公助の前に共助という論理構成
    - 保護を受ける権利を認めず、労働能力のあるものや身寄りのある者には一切保護を認めない
- 通俗道徳観に裏打ちされた、救済されることの社会的意味 = 生存の必要は自助と共助

15

- 救済することの意味の変化
  - 恤救規則～第一次世界大戦期の「感化救済」思想
    - 内務官僚井上友一「（地方官会議で）濫救の結果憊民助長の弊あらんことを憂ひたるの跡頗る顕著なるものあり」
    - 内務官僚窪田静太郎「疾病を救療するにも早く治療せしめて働かす方が社会の利益なり」「当時救貧制度は国民の独立自助の精神を墮落せしめるものとして一般に非常に恐れ、殆ど之を忌避するとも言ふべき位であった」
  - 1920年代、「感化救済」から「社会事業」へ
    - 内務省社会局「更に一步進んで公共団体の義務的救助と云ふものを認めなければならない時代に来て居るのではないか」
    - 田子一民「社会連帯」 = 「各人が集って一つの社会を組織して居る以上、この社会の一部の人が難儀をすとか、或は苦勞をして居ると云ふことは、之は其社会全体の疾患である」

16

- 「社会連帯」の日本的ロジック

生江孝之「社会連帯責任は相互の責任であり義務である。然らば弱者も亦弱者としての最善の義務責任を尽すの観念が必要である・・・社会連帯責任とは片務的にあらずして相互責任であり、相互努力であるをわすれてはならない」

→ 個人の権利ではなく、弱者は弱者として最善の義務、責任を果たすことが必要という「義務の双方向性」・・・個人の義務が全面化すれば、全体主義に接続可能なロジック

「救済に対する権利は、人格を完成させる機会を与えられることと同義になる。こうして救済に対する権利は人格の完成への義務のなかに回収されるのである」

(富江直子『救済のなかの日本近代』)

17

## 人格の象徴としての通俗道徳

- 日中戦争期前後に建立が進んだ尊徳像 = あるべき国民像
- 1940年11月「勤労新体制確立要綱」
  - 「勤労は皇国民の奉仕活動として其の国家性、人格性、生産性を一体的に高度に具現すべきものとす、従つて勤労は皇国に対する皇国民の責任たると共に榮譽たるべき事」
  - 可知博一「勤労は何等かの手段ではなく目的であること、他からの強圧によるものでなく自発性を有すること、全人格を打込む性質のものであること、榮譽性、歓喜性を有すること」
  - 見事に人格の完成への義務に回収された「勤労」

→ 勤労という言葉に刻み込まれた「人格性」「国民性」

→ あらためて確認したい国家主義的に編成された通俗道徳

18

# 勤労する者のみ生存を保障する

- 日本国憲法25条と27条の不幸な婚姻
    - 松本烝治委員会における憲法論議
    - 河村又介案「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ勤勞ノ義務ヲ有ス 法律ハ勤勞者ノ生活ヲ保護シ失業者及就勞不能者ヲ救護スル為ニ必要ナル規定ヲ設クヘシ」
    - 河村の発言「勤勞ハ国家ノタメニ働クト云フコトデナシニ、働カザルモノハ食フベカラズ式ノ考ヘデアリ、從ツテ働キタル者ハ生存權ヲ保障セラレネバナラヌト云フ考ヘデアル」
- 基本的人権でさえ、勤勞が前提になるという驚き

19

→ 「臣民を勤勞者にしたい左派」と「兵役に代わる国民の義務を示したい右派」の政治的妥協＝「勤勞の義務」

- その後も根を張り続けた憲法における勤勞の思想
  - 松本委員会にいた宮沢俊義  
「『その利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する』ことを怠る」ような、「『勤勞の義務』を果たさない者」には、「国は、生存權を保障する責任はない」（宮沢俊義『全訂 日本国憲法』）
- 1936年制定のソビエト社会主義共和国連邦法12条＝「労働は、『働かざる者は食うべからず』の原則によって、労働能力のあるすべての市民の義務であり、名誉」
  - 「働かざるもの」＝「金持」と「怠ける者」
  - 「働かざるものは食うべからずの原則」＝彼らを、監獄に入れるか、強制労働を課すか（レーニン「競争をどう組織するか」）

20

# 池田勇人の均衡財政主義

- 岸信介政権におけるアメとムチ
  - 池田勇人のもとで作られた「20%ルール」
    - 国民所得倍増計画や政府税制調査会の答申→税収の対国民所得比は20%程度に
    - 国債不発行主義だからこ、財政規模は国民経済の一定水準に＝先進国きっての「小さな政府」の形成
    - 生活のニーズは自己責任で充足→物価調整減税と公共投資という二本柱
- 国民皆保険・皆年金でとどまったことの意味

21

# 通俗道徳と池田勇人

池田勇人『均衡財政』より

「救済資金をだして貧乏人を救うんだという考え方よりも、立ち上がらせてやるという考え方」が大事、占領期の社会政策は「贅沢過ぎ」

「生活困窮者の救済とか、結核病床を増やすというような、福祉行政に国費を注ぐこと」より「国民経済を安定した状態におくことの方が、もっと根本的に国家として努力すべき」

「人間の勤労の能率をよくし、生産性を高める」ための「公共事業」と「勤労者に対する税負担の調整を考慮する」ための「所得減税」

「労力を惜しんでポロ儲けを夢みたり、財政でも企業でも家計でも、知らず知らずのうちに濫費に流れて怪しまない心理があるかもしれない。しかし、資本の蓄積は、要するに、国民一人一人の勤労と節約のうちにあるということに覚らねばならない」

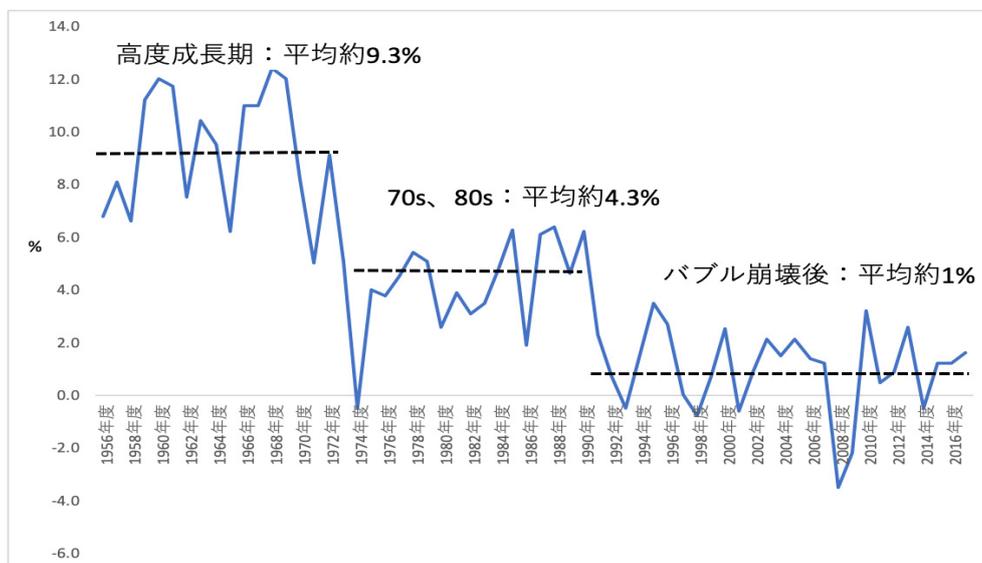
22

# 勤労国家

- 「勤労国家」としての日本型福祉国家
    - 基本的人権と勤労の義務の内面的結合
    - 勤労と儉約による貯蓄を前提とした自己責任モデル
    - 勤労の報酬としての所得減税と年金、義務を果たせない人間への「施し」としての残余的福祉（＝現金給付への著しい傾斜）
    - 生活保護最小化＝勤労の機会提供としての公共事業
    - 外交・防衛・義務教育以外の「共通の利益」に乏しい財政
- 前提にある経済成長↔2000年代における急速な新自由主義化は勤労国家であることと表裏の問題
- いわゆる自助・共助・公助論の問題の根深さ

23

# 勤労国家の崩壊



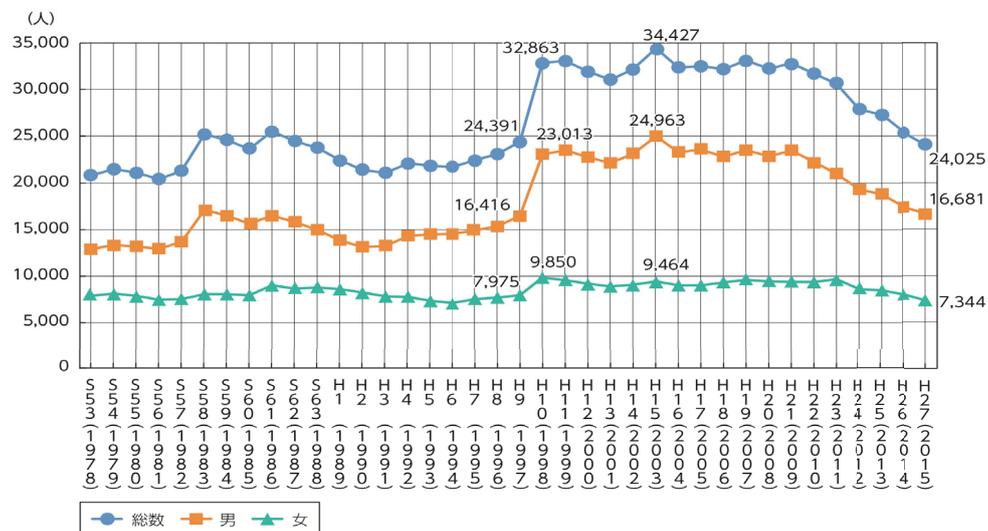
出所：国民経済計算より作成

24

- 1990年代における所得減税と公共事業の全面化→空前の政府債務
- 共稼ぎ世帯60%増⇔勤労者世帯収入は1997年水準に届かず
- 世帯収入300万円未満が31%、400万円未満が45%
- 2人以上世帯の3割、単身世帯の5割が貯蓄なし
- 一人あたりGDPは世界4位から26位へ
- 企業時価総額トップ50社のうち日本企業は32社から1社へ
- ユニコーン企業数 = 米国214、中国107、インド14、韓国12、日本7
- 相対的貧困率：9位/OECD32カ国、ジニ係数：11位/OECD32カ国
- 「中の下」信仰（暮らしぶりが「中」は全体の約92%）  
（内閣府、厚労省、総務省、金融広報中央委員会、IMF、OECD）

→ 勤労国家の前提条件の崩壊

## 社会的承認のありかた



出所：「自殺対策白書」より引用

## むすびに変えて

「通俗道德には、たくさんの人々の真摯な自己鍛錬の努力がこめられていたこと、こうした自己鍛錬によってある程度の経済的社会的地位を確保するということが、この通俗道德に容易に反駁しえない正当性をあたえていた。道徳的な優者が経済的社会的優者でもある、という表象がつくられた・・・ささいな条件の変化によって、勤勉、儉約等にもかかわらずたくさんの人たちが没落してゆかざるをえなかった。だが、こうして没落していった人たちの自己形成、自己規律のエネルギーは、どうなるのだろうか」

(安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』)

27

### • 社会的弱者への無関心

- 日本の格差は大きすぎる：28位/42カ国
- 所得の格差を縮めるのは政府の責任：36位/42カ国
- 失業者のそれなりの生活を維持せよ：28位/42カ国
- 給付で所得格差を小さくする力：19位/21カ国
- 課税で所得格差を小さくする力：21位/21カ国

(ISSP、OECD、WVSの各種データ)

→ いわゆる分断社会の根底にある通俗道德の存在

→ ベーシックインカムに否定的な立場を取り、「消費増税＋ベーシックサービス」を提唱する理由

28

# 転換を迫られる財政哲学

- 1974年フランス主税局次長F. ルビロアの来日講演  
「逆進的な税しか採用していない国でもその収入で社会保障を積極的に行なっているのであれば、その国全体としては逆進的ではない」
- Kenneth Scheve & David Stasavage, *Taxing the Rich*, 2016.  
「累進課税の主張者が富裕層課税のための強力な補償論を主張できたのは・・・戦争中に犠牲を払った者は補償されるべきであり、戦争から利益を得たものは課税されるべきだという考えかた（があったからだ）」
- Monica Prasad, *New York Times*, March 7, 2019.  
「貧困と不平等の削減にもっとも成功した国々には、富裕層に課税し、貧困層に与えることでそれをやりとげたのではない」

29

# 主な参考文献

- 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、1986年
- 池田勇人『均衡財政 附』中央公論新社、1999年
- 石田雄『近代日本政治構造の研究』未来社、1956年
- 井手英策「社会はなぜ引き裂かれたのか 零落する勤労国家」『公法研究』第82号2020年
- 稲永祐介『憲政自治と中間団体』吉田書店、2016年
- 井上友一『救済制度要義』博文館、1909年
- 大隈重信選『開国五十年史（上）』原書房、1970年
- 大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 予算（1）』東洋経済新報社、1994年
- 可知博一「欧米伝来の人生観と皇国勤労観の独自性」『内外労働週報』第589号、1944年
- 窪田祥宏「戊辰詔書の発布と奉体」『教育学雑誌』第23号、1989年
- 庄司俊作『日本の村落と主体形成—共同と自治』日本経済評論社、2012年
- 高瀬弘文「『あるべき国民』の再定義としての勤労の義務～日本国憲法上の義務に関する歴史的試論～」*Review of Asian and Pacific Studies No.36*
- 富江直子『救貧のなかの日本近代』ミネルヴァ書房、2007年
- 内務省地方局「37、8年 地方経営大観」1907年
- 生江孝之『社会事業綱要』巖松堂書店、1923年
- 深谷克己『百姓成立』塙書房、1993年
- 藤田省三『天皇制国家の支配原理』未来社、1966年
- 松沢裕作『町村合併から生まれた日本近代—明治の経験』講談社、2013年
- 松沢裕作『自由民権運動 <デモクラシー>の夢と挫折』岩波書店、2016年
- 宮崎俊義『前提 日本国憲法』日本評論社、1978年
- 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』平凡社、1999年
- 山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会』清文堂出版、2007年

30



## 第 2 章

# 参 考 资 料



# 新型コロナウイルスに係る 地方財政への対応について



令和2年7月10日

総務省自治財政局財政課  
財政企画官 山本 周

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する主な経緯

- 令和2年2月13日 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 閣議決定
- 令和2年3月10日 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2段) 閣議決定
- 令和2年3月13日 新型インフルエンザ特別措置法成立(新型コロナウイルス感染症を対象)
- 令和2年4月7日 新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出  
(7都道府県を対象に5月6日まで)  
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 閣議決定  
令和2年度補正予算案 閣議決定
- 令和2年4月16日 緊急事態宣言の対象を全国に拡大
- 令和2年4月20日 新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策 閣議決定(変更)  
令和2年度第1次補正予算案 閣議決定(変更)
- 令和2年4月30日 令和2年度第1次補正予算 成立
- 令和2年5月4日 緊急事態宣言の期間延長(5月31日まで)
- 令和2年5月25日 緊急事態宣言解除(5月14日、21日に一部解除)
- 令和2年5月27日 令和2年度第2次補正予算案 閣議決定
- 令和2年6月12日 令和2年度第2次補正予算 成立

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和2年2月13日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1. 基本方針

- 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

## 2. 緊急対応策 (主なもの)

### (1) 帰国者等への支援

#### ◆ 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

- 政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- 国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応

船内の乗客を病院へ輸送する様子



#### ◆ 帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

- 国民への正確な情報提供
- PCR検査、健康診断等

#### ◆ 邦人の安全確保のための支援

### (2) 国内感染対策の強化

#### ◆ 病原体等の迅速な検査体制の強化等

- 国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- 全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- 新型コロナウイルス感染症の検査法の開発



PCR検査

#### ◆ 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- 国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援

#### ◆ 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

- 簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
- 民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
- 感染症流行対策イノベーション連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援

#### ◆ マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

### (3) 水際対策の強化

#### ◆ 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

- 地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
- 検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
- 航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請

#### ◆ 健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

- 健康フォローアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備

#### ◆ 入国管理の更なる強化

- 出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

通訳を介した上陸審査の様子



### (4) 影響を受ける産業等への緊急対応

#### ◆ 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- 厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置
- 宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

#### ◆ 観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

- 日本政策金融公庫等に5000億円の緊急貸付・保証料を確保し、公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により資金繰り支援
- 中小企業生産性革命推進事業等により、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援

#### ◆ 雇用対策

- 雇用調整助成金の要件緩和

### (5) 国際連携の強化等

#### ◆ 感染症対策に係る国際支援

- 分離したウイルスを研究開発用に無償貸与
- アジア各国等への医療資機材等の供与、検査体制の充実への貢献
- 各国地域との連携による国際的な感染動向の把握
- NPOなどによる国際貢献の支援

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う(財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円)。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

## (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

### ◆ 感染拡大防止策

- クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
- 需給面からの総合的なマスク対策
  - ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
  - 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
  - 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
  - マスクメーカーに対する更なる増産支援

### ◆ PCR検査体制の強化

- PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
- PCR検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)

### ◆ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- AMED等の活用による治療薬等の開発加速

### ◆ 症状がある方への対応

- 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
- 情報発信の充実
  - 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
  - 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

## (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

### ◆ 保護者の休暇取得支援等

- 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
- 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

### ◆ 個人向け緊急小口資金等の特例

- 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)

### ◆ 放課後児童クラブ等の体制強化等

- 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
- ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
- 企業主導型保育施設利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

### ◆ 学校給食休止への対応

- 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
- 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援

### ◆ テレワーク等の推進

## (3) 事業活動の縮小や雇用への対応

### ◆ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月週及適用
- 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

### ◆ 強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置:総額1.6兆円規模

- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
- 信用保証協会によるセーフティ4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(2,040億円)
- 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

### ◆ サプライチェーン毀損への対応

- 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファンド」等の活用(最大5,000億円規模)
- DBJによる国内サプライチェーン再編支援(再掲)

### ◆ 観光業への対応

- 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

### ◆ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

## (4) 事態の変化に即応した緊急措置等

### ◆ 新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用

### ◆ 水際対策における迅速かつ機動的な対応

- 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発表出等の迅速かつ機動的な対応

### ◆ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
- 公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応

### ◆ 国際連携の強化

- WHO等による緊急支援への貢献

### ◆ 地方公共団体における取組への財政支援

# 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月7日 閣議決定  
※同年4月20日 変更の閣議決定

## 経済の現状認識と経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面。我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押し、国難ともいえるべき厳しい状況。先行きも、厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意。
- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す必要。
- 第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」、第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図る「V字回復フェーズ」。時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行。国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。
- 引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応。

## 緊急支援フェーズ

事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階

### I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

1. マスク・消毒液等の確保
2. 検査体制の強化と感染の早期発見
3. 医療提供体制の強化
4. 治療薬・ワクチンの開発加速
5. 帰国者等の受入れ体制の強化
6. 情報発信の充実
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

### II. 雇用の維持と事業の継続

1. 雇用の維持
2. 資金繰り対策
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
4. 生活に困っている人々への支援
5. 税制措置

⇒本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」を創設。

## V字回復フェーズ

観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階

### III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
2. 地域経済の活性化

### IV. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
4. 公共投資の早期執行等

### V. 今後への備え:新たな予備費の創設

## 本対策の規模

	総合経済対策 <sup>1</sup>	緊急対応策 第1弾・第2弾 <sup>2</sup>	新たな追加分	合計
財政支出	9.8兆円程度	0.5兆円程度	38.1兆円程度	48.4兆円程度
事業規模	19.8兆円程度	2.1兆円程度	95.2兆円程度	117.1兆円程度

(注1)「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)のうち、今後効果が発現すると見込まれるもの。

(注2)「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもの。

## 本対策の効果(4月24日内閣府公表)

- ・ 支出が直接的にGDPを下支え・押し上げる効果は、**実質GDP換算で4.4%程度**
- ・ 資金繰り支援や納税猶予等は、**事業の継続・雇用の維持を強力に支えるセーフティネット効果**

# 令和2年度補正予算(第1号)の概要

## 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費 **255,655億円**

### (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 **18,097億円**

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)〔1,490億円〕  
(PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等)
- ・ 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕
- ・ 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕
- ・ アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)〔10,000億円〕  
※ 緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに実施する事業に充当。

### (2) 雇用の維持と事業の継続 **194,905億円**

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕  
※ 上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用者に係るものであり、20時間以上の雇用者については、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。
- ・ 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,316億円〕
- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕
- ・ 全国全ての人々への新たな給付金〔128,803億円〕
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕

**(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復** **18,482億円**

- ・ “Go To”キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕
- ・ 「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕

**(4) 強靱な経済構造の構築** **9,172億円**

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金〔2,200億円〕
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕
- ・ 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕
- ・ GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕
- ・ 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕
- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕

**(5) 今後への備え** **15,000億円**

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕

**2. 国債整理基金特別会計へ繰入** **1,259億円**

**補正予算の追加歳出計** **256,914億円**

**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について（地方税関係）**

令和2年4月  
総務省

**1 徴収の猶予制度の特例**

- 収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

**2 固定資産税**

**◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置**

- 厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

※ 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- この措置による減収額については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により全額を補填する。

**◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長**

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。
- 今回の拡充・延長による減収額については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により全額を補填する。

**3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長**

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、自動車税減収補填特別交付金及び軽自動車税減収補填特別交付金により全額を補填する。

**4 その他**

- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

## 猶予特例債

- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を創設（4月30日地方税法改正関連法案が国会で可決）

※ 基本的に全ての税目が対象（証紙徴収による地方税は除く）。  
 ※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

### 【徴収猶予の概要】

現 状（財産の損失が生じていない場合）	特 例
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。</li> <li>○ 原則として、担保の提供が必要。</li> <li>○ 延滞金は軽減（年1.6%）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（※）した場合について徴収を猶予。                      ※ 前年同期比概ね20%以上の減                      ※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用</li> <li>○ 担保は不要。</li> <li>○ 延滞金は免除。</li> </ul>

- ➡ 地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応するため、**猶予特例債を創設**（4月30日地方財政法関連法案が国会で可決）

### 【猶予特例債の概要】

- 1 対象団体  
都道府県・市町村（交付団体・不交付団体を問わない）
- 2 対象額  
地方税法に基づく徴収猶予の特例制度による年度を超えた徴収猶予相当額
- 3 地方債の位置付け  
建設事業債以外にも充当できる特例債として措置（地方財政法を改正し、附則に根拠規定を創設）
- 4 償還年限  
納税されるまでの間（1年）
- 5 財政措置  
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置：なし（一時的な減収であるため）

8

## 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について

### 1. 概要

- ・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置
  - ・ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充
- による地方団体の減収を補填するため、令和3年度から令和6年度までの間、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付する。

※ 交付金の種類：新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金  
 （略称：「特別交付金」）

— 固定資産税減収補填特別交付金（R3～R6）  
 — 都市計画税減収補填特別交付金（R3のみ）

### 2. 総額

各地方団体における当該年度の減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額

### 3. 各地方団体への交付額

各地方団体における当該年度の減収額として総務省令で定めるところにより算定した額

※ 総額との間に差額がある時は、差額を各地方団体の算定額で按分し、按分額を各地方団体の算定額に加減算する。

### 4. 算定期限・交付時期

各年度の3月中に交付決定及び現金交付

### 5. その他

- ① 用途  
都市計画税減収補填特別交付金の額は、都市計画事業又は土地区画整理事業（＝都市計画税の充当事業）に要する費用に充てるものとする。
- ② 基準財政収入額の算定の特例  
固定資産税について、今回の減免の規定の適用がないものとした場合の額とする。（特別交付金の額は基準財政収入額に算入しない。）
- ③ 特別区財政調整交付金の特例  
都に交付される固定資産税減収補填特別交付金の額のうち特別区に係る額は、特別区財政調整交付金の財源に算入する。

9

## 令和2年度補正予算（第2号）の概要

### 1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費 318,171億円

#### (1) 雇用調整助成金の拡充等 4,519億円

※ 上記は労働保険特別会計への繰入や週所定労働時間20時間未満の労働者にかかる事業について、一般会計で措置した額であり、この他、同特別会計で8,576億円を措置している。

#### (2) 資金繰り対応の強化 116,390億円

- ・ 中小・小規模事業者向けの融資〔88,174億円〕
- ・ 中堅・大企業向けの融資〔4,521億円〕
- ・ 資本金性資金の活用〔23,692億円〕

金融機能の強化  
金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する資本参加スキームの期限を延長するとともに、資本参加枠を15兆円に拡充。

#### (3) 家賃支援給付金の創設 20,242億円

#### (4) 医療提供体制等の強化 29,892億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金〔22,370億円〕  
 ※ うち医療〔16,279億円〕、介護等〔6,091億円〕。
- ・ 医療用マスク等の医療機関等への配布〔4,379億円〕
- ・ ワクチン・治療薬の開発等〔2,055億円〕

(注) このほか、令和2年度補正予算（第1号）で措置した新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、学生支援緊急給付金531億円（令和2年5月19日閣議決定）、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価（国庫負担分）159億円（令和2年5月26日閣議決定）を措置。

10

#### (5) その他の支援 47,127億円

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| ① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充 | 20,000億円 |
| ② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付         | 1,365億円  |
| ③ 持続化給付金の対応強化                | 19,400億円 |
| ④ その他                        | 6,363億円  |
- ・ 持続化補助金等の拡充〔1,000億円〕
  - ・ 農林漁業者の経営継続補助金の創設〔200億円〕
  - ・ 文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ〔560億円〕
  - ・ 自衛隊の感染症拡大防止・対処能力の更なる向上〔63億円〕
  - ・ 地域公共交通における感染拡大防止対策〔138億円〕
  - ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付〔2,048億円〕
  - ・ 教員、学習指導員等の追加配置〔318億円〕
  - ・ 教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進〔502億円〕
  - ・ 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等〔421億円〕
  - ・ スマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業〔14億円〕

#### (6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費 100,000億円

### 2. 国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等） 963億円

### 3. 既定経費の減額（議員歳費） ▲20億円

**補正予算の追加歳出計 319,114億円**

11

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ～脱コロナに向けた協生支援金～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金～脱コロナに向けた協生支援金～」を創設する。

1. **補正予算計上額** 1兆円
2. **所管** 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行
3. **交付対象等**
  - (1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）
  - (2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業（※）のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付  
※ ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象
  - (3) 交付限度額 : 人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定
4. **使途**

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

  - ・ 新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
  - ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

等の事業に充当。

12

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充する。

1. **2次補正予算計上額** 2兆円（1次補正予算計上額と合わせて3兆円）
2. **所管** 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行
3. **交付対象等**
  - (1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）
  - (2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業（※）に対し、交付限度額を上限として交付金を交付  
※ 第2次補正予算における国庫補助事業の地方負担分については、第1次補正予算の臨時交付金の未配分額により措置
  - (3) 交付限度額 : ① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（1兆円程度）  
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定  
② 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（1兆円程度）  
人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
4. **使途**

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

  - ① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応
  - ② 「新しい生活様式」等への対応

の事業に充当。

〔家賃支援、休業要請に伴う協力金等、地域公共交通機関等の維持・確保、旅館・ホテル等の経営支援、臨時休校に伴う子供たちの心のケア、修学旅行等のキャンセル代への支援 等〕  
〔地域公共交通機関等の3密対策、福祉施設・観光施設・学校・スポーツ・文化イベント等の「新しい生活様式」の下での再開に向けた支援、地元産品のオンライン販売促進、オンライン教育・テレワーク導入支援、農林水産物の販売促進、観光地の活性化 等〕

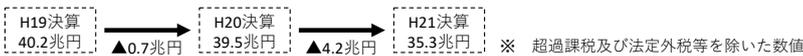
13

## 令和2年度内の資金繰りへの対応について

- 地方税などの収入の大幅な減少
  - 公営企業（病院、交通など）の料金収入の大幅な減少
- 
- 地方団体の年度内の資金繰り対策として、以下のとおり措置を講じる。

- ① 地方税の徴収猶予に伴う減収への対応**
  - ▶ 地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応するため、**猶予特例債を創設**【地方財政法改正済】資金調達力の弱い一般市町村分について最低金利である**公的資金**（財政融資資金）を**確保**  
※直近貸付金利0.003%（1年債）
- ② 減収補填債の公的資金の確保**
  - ▶ 地方税の大幅な減収見込みを踏まえ、従来は民間資金で対応していた**減収補填債**について一般市町村分は最低金利である**公的資金**（地方公共団体金融機構資金）を**確保** ※直近貸付金利0.02%（10年債）
- ③ 共同発行債の増額**
  - ▶ 民間資金の中で基本的に最も金利が低い**共同発行債**（※）（総務省が条件交渉をとりまとめ）について、償還年限を多様化した上で、**発行額を増額**  
※ 地方団体が共同して発行する地方債で、平成15年4月から毎月0.1兆円（年間1.2兆円）を発行 ※直近金利0.13%（10年債）
- ④ 公営企業における特別減収対策企業債の発行**
  - ▶ 公営企業で生じる資金不足は、通常は地方債の対象としていないが、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足については、**特例的に地方債（特別減収対策企業債）を発行**できることとし、**利子について特別交付税措置**（※）（熊本地震と同様の対応）  
※ 償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その8割を特別交付税措置
- ⑤ 地方債の早期発行を可能とする手続きの弾力化**
  - ▶ 総務省への**同意協議手続きを早期かつ柔軟に行う**ことにより、地方議会の**議決後すぐに発行が可能**となるよう対応（従来は、9月議会で議決された地方債は原則、年度末の発行だったが、9月に発行可（最も資金ニーズが多いのは10、11月））

### リーマンショック（H20.9）後の地方税・地方譲与税収入の動向



14

## 感染症拡大への対応と経済活性化の両立・質の高い経済社会の実現とこれを支える地方行財政基盤の確保

経済財政諮問会議  
（令和2年6月22日）  
高市議員提出資料

### 感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立

- 地方団体における、**感染拡大の防止、医療提供体制の整備、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えと地域経済の活性化との両立に向けた総力を挙げた対応への支援を推進**

### 質の高い経済社会の実現

- **新たな日常の構築**を通じた**質の高い経済社会の実現**に向けた取組を推進
  - ▶ 情報通信基盤の整備、Beyond 5Gへの戦略的投資、国・地方を通じた行政のデジタル化、テレワーク導入の促進など**デジタル化・オンライン化**の推進
  - ▶ 近年の相次ぐ自然災害を踏まえた**防災・減災、国土強靱化**の推進
  - ▶ **東京一極集中の是正**に向け、地域の資源・資金を活用した足腰の強い地域経済循環構造の構築、地方への人の流れの創出の推進

### 地方行財政基盤の確保

地方税収などへの影響が想定されるため、**地方団体の資金繰りに支障が生じないよう適切に対応**  
**地方交付税の法定率分などが減少**する場合には、地方団体の財政運営に支障が生じないよう**適切に対応**

地方団体が、感染症拡大への対応や地域経済の活性化、質の高い経済社会の実現など様々な地域の課題に取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、**地方交付税などの必要な一般財源総額を適切に確保**

人口減少や高齢化など人口構造の変化が進む2040年頃も見据え、**地方行財政改革を推進**

15

# 感染症拡大への対応と経済活性化の両立・質の高い経済社会の実現

## 感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立

### 地方団体との緊密な連携

- 感染症拡大の防止、医療提供体制の整備等について、都道府県・指定都市の幹部と総務省職員との**1対1の連絡体制**を通じ、最新の情報を提供するとともに、**要望を関係省庁に迅速にフィードバック**

### マイナポイントによる消費活性化

- マイナンバーカードを取得した者を対象に5,000円分の「**マイナポイント**」を付与 ⇒ 地域における**消費喚起**と**キャッシュレス化**を推進

### 放送コンテンツを活用した海外への情報発信強化

- 日本と**海外の放送局**などの連携による**地域の魅力を伝えるコンテンツの海外での発信**などを支援 ⇒ **地域産品の販路拡大**などに貢献

## 質の高い経済社会の実現

## デジタル化・オンライン化の推進

### テレワークや遠隔教育、遠隔医療を支える情報通信基盤の整備

- テレワークなどの新しい生活様式の確立に向け、光ファイバが未整備の学校のある地域を含め市町村が希望する全ての地域での**光ファイバの前倒し整備**、**5Gの前倒し全国展開**、**CATVの光化**などを推進
- やり取りされるデータの信頼性向上のため、eシールなど**トラストサービスの普及**などセキュリティの向上を推進

### Beyond 5Gへの戦略的投資

- Beyond 5G(いわゆる6G)に関して、世界に先駆けた導入実現のために**5Gの面的展開**や**活用**を更に**促進**しつつ、**グローバルな官民連携**の下で、先端技術の**集中的な研究開発**や**戦略的な知財獲得・国際標準化**を推進

### 専門家派遣等による企業及び地方団体のテレワーク導入の促進

- ICTの専門家(**テレワークマネージャー**)や**各地域でのサポート体制**による**相談対応の拡充**、**サテライトオフィス環境整備**などの支援により、**企業及び地方団体のセキュアなテレワーク**の導入を推進

### 東京一極集中の是正

地方で働き続けたいニーズの高まりを受け、地方回帰をサポート

- 足腰の強い地域経済循環構造の構築に向け、地方創生の一環として、**地域特性に応じた**災害時の自立エネルギー供給も可能な**分散型エネルギーシステム**を推進、**産学官連携**による**地域密着型事業**の立上げ支援
- 地方への人の流れの創出に向け、「**関係人口**」の取組の深化、**地域おこし協力隊**、**ふるさとワーキングホリデー**などを推進
- 現行**過疎法の期限切れ**を控え、新たな**過疎対策**に取り組む

### 国・地方を通じた行政のデジタル化

- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を抜本的に推進
  - > **マイナンバーカード**について、**マイナポイント事業**(令和2年9月~)に加え、関係府省と連携し、**健康保険証**としての利用(令和3年3月~)などデジタル・ガバメント実行計画(令和元年閣議決定)に盛り込まれた**工程表を推進するとともに、拡充・前倒し**を図り、普及・利活用策を進める
  - > **マイナンバー**について、災害等の緊急時や相続時にデジタル化のメリットを享受できる仕組みを構築するなど、**公金振込口座の設定**を含め、**預金付番のあり方**について検討を進め、**本年中に結論**を得る
- 地方団体における**システムの標準化**、**クラウド化**、**AI・IoT等の活用**等を**抜本的に進めるための計画**を年内に策定するとともに、地方における**専門人材**の不足に対応し、地方団体の求めに応じた**人材派遣**や**研修事業**などのデジタル化・デジタル活用に向けた取組を推進

### 防災・減災、国土強靱化の推進

- 近年の相次ぐ自然災害を踏まえ、**防災・減災、国土強靱化の取組を推進**
  - > **防災行政無線の戸別受信機**の導入、**緊急危険度推定事業**、**公共施設等の老朽化対策**など地方団体の取組を引き続き推進
  - > 令和2年度から、都道府県等の**技術職員の増員**による**市町村支援**や**災害時の中長期派遣要員の確保**の取組を新たに推進
  - > 令和2年度までの**緊急防災・減災事業債等の事業期間終了後のあり方**について**適切に検討**

16

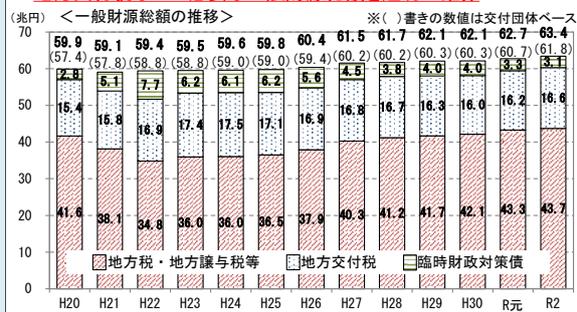
# 地方行財政基盤の確保

## 税収減などへの対応

- 今後、地方税収などに影響が生じることが想定されるため、**地方団体の資金繰りに支障が生じないよう適切に対応**
    - > 地方税の徴収猶予に対応する**猶予特例債**について、資金調達力の弱い一般市町村は**公的資金を原則全額確保**
    - > 従来は民間資金で対応していた**減収補填債**について、一般市町村は**公的資金を極力確保**
    - > 低利な**共同発行地方債**(※)について、償還年限を多様化した上で**発行額を大幅に増額**(1.2兆円(当初予定)+0.8兆円(現時点での増額要望))
      - ※ 地方団体が共同して発行する地方債で総務省が条件交渉をとりまとめ
    - > **公営企業(病院、交通など)**の料金収入の減による**資金不足**について、**特別減収対策企業債**を発行できるとし、利子に交付税措置
      - (参考)交通事業におけるR2乗車人員数(対前年同期比)
- |       | 3月   | 4月   |
|-------|------|------|
| 地下鉄事業 | ▲22% | ▲49% |
| バス事業  | ▲17% | ▲45% |
- ※ 地下鉄事業：東京都・7政令市(地下鉄事業実施全団体の平均値)  
バス事業：東京都・長崎県・7政令市(都道府県、政令市のバス事業実施全団体の平均値(連絡を含む))
- > **タイムリーな地方債発行**が可能となるよう、総務省への同意等協議等**手続きを早期化・柔軟化**
  - **地方交付税の法定率分などが減少**する場合には、地方団体の財政運営に支障が生じないよう**適切に対応**

## 一般財源総額の確保

- 地方団体が、感染症拡大への対応や地域経済の活性化、防災・減災対策をはじめとする質の高い経済社会の実現など様々な地域の課題に取り組むつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、**地方交付税などの必要な一般財源総額を適切に確保**



- 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)  
地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

## 地方行財政改革の推進

- 第32次地方制度調査会での人口構造の変化が進む2040年頃から逆算した地方行政のあり方に関する答申を踏まえ、**地方行政のデジタル化**や**公共私連携**、**広域連携**などの取組をさらに推進
- **公的ストックの適正化**、**地方財政の見える化**、**公営企業の経営改革**などの地方行財政改革を、改革工程表に沿って着実に推進

17

# 「復興・創生期間」後における 東日本大震災からの復興施策について



令和2年9月30日

総務省財政課  
復興特別交付税室長

村田 崇

＜復興のあゆみ＞



# 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し（主な指標②）

2020年9月

	集中復興期間												第1期復興・創生期間											
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
<b>医療施設</b> (入院の受け入れまたは受け入れ不可(142箇所)のうち回復した病院の割合) 被災した病院の復旧																								
<b>学校施設</b> (被災公立学校施設(13,350校)のうち、災害復旧事業完了の上で施設が利用可能(授業再開)している学校施設(注)) 被災した公立学校施設の復旧																								
<b>農業・水産業</b> (津波被災農地(18,760ha)のうち、被災再開可能な農地(注)の割合(注)の割合(注)は、津波被災農地から農地転用された農地等(注)を算定) 農地の損壊箇所の復旧・除塩等を実施																								
<b>地域産業</b> (被災地域の粗工業生産指数) 被災地域の粗工業生産指数	100	70	95	100																				
<b>事業者支援</b> (仮設施設の入居事業者数) 仮設施設等の整備・グループ補助会による復旧支援・二重ローン対策等による支援																								
<b>個人債務者等対策</b> (個人私的債務管理がイライン 債務整理の成立件数累計)																								

4

## 「集中復興期間」から「復興・創生期間」へ (平成23～27年度) (平成28年～令和2年度)

### <平成27年度における総括>

住宅再建・復興まちづくり(10兆円)

- ◆災害廃棄物処理
  - ・福島県一部地域を除き処理を完了 (H26.3)
- ◆災害復旧
  - ・河川堤防2,115箇所のうち2,113箇所 (H26.12)、道路(直轄国道) 1,161kmのうち1,159km (H26.12) の復旧を完了
- ◆インフラ整備
  - ・復興道路等570kmのうち223km を供用済 (H26.12)
- ◆復興まちづくり
  - ・復興交付金31,818億円を計上し (H23~27)、97市町村及び8道県に対し25,650億円を配分 (H23~26)
  - ・災害公営住宅の85%、高台移転の宅地の94%で着手済 (H26.12) ⇒ 集中復興期間中に、災害公営住宅19,566戸(計画の65%)、高台移転の宅地9,937戸(同48%) が整備完了見込み 等

産業・生業(なりわい)の再生(4.1兆円)

- ◆中小企業への支援
  - ・約28万件的貸付(貸付額約5.8兆円)を実施 (H27.2)
  - ・グループ補助金で605グループ、10,416事業者を支援 (H27.2)
  - ・交付先事業者の約4割が震災直前の売上水準まで回復 (H26.6)
  - ・3県全体の鉱工業生産指数が震災前の水準にほぼ回復 (H24.1~)
- ◆企業立地
  - ・岩手県28件、宮城県129件、福島県616件等計約900件を採択 (H27.3)
- ◆農林水産業への支援
  - ・漁船約1.8万隻の復旧、水揚げ量は約8割まで回復 (H27.1)
  - ・水産加工施設の約8割で業務再開 (H26.12)
  - ・津波被災農地の約7割で営農再開可能 (H27.1)
- ◆雇用の確保
  - ・平成23年度から25年度の3年間でのべ約26万人の雇用を創出。被災3県の有効求人倍率は0.45倍 (H23.4) から1倍以上に上昇 (H24.7~) 等

被災者支援(健康・生活支援)(2.1兆円)

- ◆救助活動等
  - ・自衛官のべ1,066万人等を派遣 (H23)
- ◆応急仮設住宅(借上げ型を含む)の整備
  - ・ピーク時約12.3万戸。応急仮設住宅等への入居戸数は減少(8.5万戸 (H27.3)) し、恒久住宅への移転が進捗。岩手県、宮城県の計9市町村において応急仮設住宅が解消見込み (H27.3)
  - ・避難者数は当初の約47万人から約23万人まで減少 (H27.1)
- ◆被災者の生活再建支援
  - ・対象全て(22万4千世帯)に被災者生活再建支援金の支給(基礎支援金)をおおむね完了 (H28.3)
- ◆地域医療の再生
  - ・約9割の病院を復旧 (H26.12)
- ◆就学支援
  - ・被災園児児童生徒のべ18万人に学用品費等を支給 (H23~25) 等

原子力災害からの復興・再生(1.6兆円※1)

- ◆除染
    - ・国直轄除染対象11市町村のうち4市町村の面的除染を終了 (H26.11)
    - ・市町村除染対象94市町村のうち45市町村において、除染等の措置が概ね完了 (H26.12)
  - ◆中間貯蔵施設の整備
    - ・中間貯蔵施設等に係る交付金(1,500億円)、原子力災害からの福島復興交付金(1,000億円)を創設 (H27.2)
  - ◆ふるさとの復活
    - ・福島再生加速化交付金2,655億円を計上 (H25~27)
    - ・避難指示区域の見直し完了 (H25.8) し、順次、避難指示を解除
  - ◆風評被害対策
    - ・157民間団体・市町村へ福島県産農産物のPR事業を支援 (H26.3) 等
- ※1 東京電力への求償対象経費(除染等:2.6兆円:27年度末までに使用が見込まれる金額ベース)は含まれていない。

(注) 上記の他、震災復興特別交付税等(4.6兆円)、全国防災対策費等(3.0兆円)等がある。

※2 4つの柱の○の数字は、集中復興期間に使用が見込まれる金額(復興財源フレーム(事業費ベース)上の試算値)

住まいの確保に関する事業の見通し

○ 27年2月末時点において、復興交付金事業を行う85市町村※1のうち、少なくとも住まいの確保に関する事業が27年度までに全て完了予定としている市町村は64※2。

うち、27年度までに計画中の事業が全て完了予定の市町村:50  
27年度までに計画中の住まいの確保に関する事業が全て完了予定の市町村:14

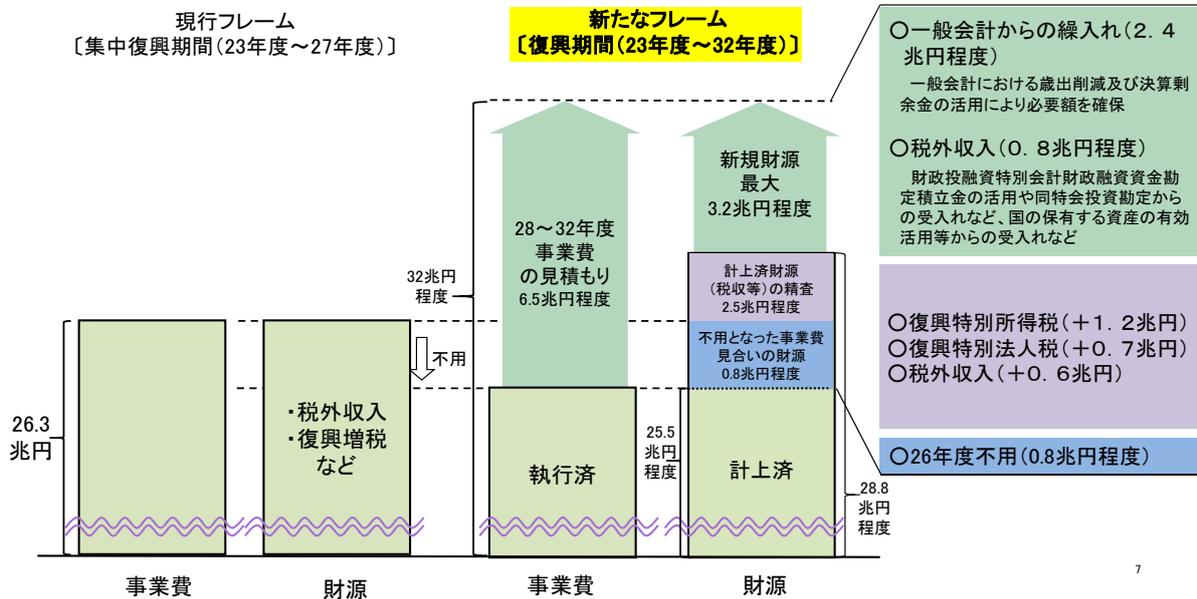
○ その他18市町村でも、概ね30年度までに住まいの確保に関する事業が完了する見込み。

※1:原子力災害に伴い避難指示等が出された12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楳葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除く。  
※2:計画は被災自治体において適宜見直されており、事業の追加等により、完了時期の変動があり得る。



※ 事業の完了時期は、復興交付金事業計画(27年2月時点。災害公営住宅家賃低廉化事業、東日本大震災特別家賃低減事業、効果促進事業を除く。)の全体事業期間に基づく。今後、計画の変更により、変動があり得る。上記のほか、液化化対策事業の調査・設計中で完了時期を精査中の3市がある(稲敷市、久喜市、千葉市)。  
※ 防災集団移転促進事業の場合、住宅地の造成が完了した後も、移転者の住宅建設等に対する補助等が続く場合がある。

- 復興期間に見込まれる32兆円程度の財源の確保については、これまでに計上した復興財源(26.3兆円)について、実績等を踏まえると28.8兆円程度となると見込まれており、一般会計からの繰入れや税外収入により、**新たに最大3.2兆円程度を確保**。
- 復興事業費と財源が見合う姿を示すこと等により、**財政健全化の取組みとの整合性にも留意**。
- 復興推進会議を経て、**復興財源フレームを閣議決定(6月末予定)**。(復興・創生期間における復興債の発行を可能とするなど、**今後、復興財源法の改正が必要**。)



平成28年度以降の復興事業の整理

図表 5

復興特会で実施してきた事業を以下の通り整理。

- ① 復興の基幹的事业や原子力事故災害に由来する事業の地方負担はゼロ。
- ② 地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題へ対応する事業は、一般会計へ移行。
- ③ 復興事業のうち、全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業は、自治体負担を導入。

特別会計に残す事業	一般会計へ移す事業
<p>全額国費</p> <p>【基幹的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者支援 ⇒災害救助、心のケア、コミュニティ再建</li> <li>○災害復旧 ⇒災害廃棄物処理、インフラ復旧 生産設備復旧</li> <li>○復興交付金【基幹事業】 ⇒高台移転など</li> </ul> <p>【原発事故由来の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性物質汚染廃棄物処理</li> <li>○除染、放射線測定</li> <li>○福島再生加速化交付金</li> <li>○12市町村内事業 ⇒市町村事業+県事業</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直轄事業 ⇒三陸沿岸道路、相馬福島道路</li> <li>○農山漁村地域整備交付金 ⇒市町村防潮堤</li> <li>○任期付職員・応援職員経費</li> </ul>	<p>自治体負担あり (地方負担の5%(各事業費の1~3%))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直轄事業(全額国費対応分を除く) ⇒道路、港湾など</li> <li>○復興交付金【効果促進事業】</li> <li>○社総交【復興枠】(道路事業) など</li> </ul> <p>※岩手県・宮城県 ・東北自動車道以東の事業</p> <p>※福島県 ・東北自動車道以東の事業 ・その他の地域で実施する沿岸部及び避難解除等区域の12市町村関連事業(防災・減災事業を除く)</p> <p>※青森県、茨城県、千葉県 ・太平洋沿岸の地方公共団体(太平洋沿岸から15km以内の事業を含む)で実施する事業 ・その他の地域で実施する沿岸部関連事業(防災・減災事業を除く)</p> <p>自治体負担あり(通常事業と同一)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社総交【一般枠】(道路事業)</li> </ul> <p>左記以外の事業</p>

自治体負担の水準と阪神・淡路、中越等の他の災害との比較

事業（例）		東日本（集中復興期間）	東日本（復興・創生期間）	阪神・淡路、中越 等
災害復旧	公共土木関係 （上水道、廃棄物処理施設など）	補助率 8/10～9/10（嵩上げ） + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助率 8/10 + <b>一部自治体負担</b> （100%起債、元利償還金の 95%を交付税措置）
復興交付金事業（基幹） （※ 1、2）		通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助（嵩上げ） + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助（嵩上げ） + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	一部補助率嵩上げ（激甚対象等） + <b>一部自治体負担</b> 〔区画整理の例：90%起債。元利償還金の 80%を交付税措置〕
復興交付金事業（効果促進）			補助率 8/10 + <b>一部自治体負担</b> （地方負担の 95%を震災特交）	
その他補助	社総交事業【復興枠】 （※ 2）	通常補助率 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	通常補助率 + <b>一部自治体負担</b> （地方負担の 95%を震災特交）	通常補助率 + <b>一部自治体負担</b> 〔道路の例：90%起債。元利償還金の 20%を交付税措置〕 ※一般事業と同等の扱い
	市町村仮庁舎等	補助率 2/3 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助の対象外
	介護老人保健施設	補助率 1/2 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		
	被災者生活再建支援金	補助率 4/5 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		
復興道路 復興支援道路		直轄負担金全額を震災特交で措置 （負担ゼロ）	（復興道路） 直轄負担金全額を震災特交で措置 （負担ゼロ）  （復興支援道路） 直轄負担金の一部を自治体負担 （地方負担の 95%を震災特交）	制度なし

（※ 1） 5 省 40 事業を一括化。基幹事業に関連し自由度の高い効果促進事業を実施。  
（※ 2） 阪神・淡路の際は、復興交付金、社総交制度は存在していないため、同種の補助事業の取扱いを記載。

## 「復興・創生期間」後における 東日本大震災からの復興の基本方針

＜平成28年度以降の総括と今後の方針＞

# (H30 10年間の総括に入る)

図表 6

## 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しについて (概要) (平成31年3月8日閣議決定)

- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、見直しを行う。
- 政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、復興・創生期間において、本基本方針に定めるところにより、2.及び3.に掲げる各事項に重点的に取り組み、5.において復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。

### 1. 基本的な考え方

- 地震・津波被災地域においては、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業などの復興を加速化する。復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、取組を進める。
- 福島原子力災害被災地域においては、本格的な復興・再生に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を進める。福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

### 2. 各分野における今後の取組

1	被災者支援	避難生活の長期化に伴う心身のケア、住宅・生活再建支援、コミュニティ形成、「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援
2	住まいとまちの復興	住まいの再建(岩手県・宮城県において復興・創生期間中に仮設生活を解消)、交通・物流網の構築など
3	産業・生業の再生	観光振興(平成32年までに外国人宿泊者数150万人泊目標)、農林水産業の再生、企業立地の促進、人材の確保など
4	原子力災害からの復興・再生	①事故収束(廃炉・汚染水対策)、②放射性物質の除去等、③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、⑤事業者・農林漁業者の再建、⑥風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
5	「新しい東北」の創造	企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの活用により取組を推進、これら取組で蓄積したノウハウ等を普及・展開

### 3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWCを通じて、世界中からの支援に対する感謝、被災地の復興の姿や魅力を国内外に発信
- 効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を始め、復興全般にわたる取組を集約・総括
- 基本方針の実施状況等についてフォローアップ

13

### 5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性

- 復興期間中に実施された復興施策の総括を行った上で、復興・創生期間後も対応が必要な課題について、今後の対応を検討。

#### (1) 地震・津波被災地域

復興・創生期間後も一定期間対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討。

- ▶ **ハード事業**  
個別の工事箇所ごとの進捗管理の徹底等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど
- ▶ **心のケア等の被災者支援**  
コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等
- ▶ **被災した子どもに対する支援**  
特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援
- ▶ **住まい**  
応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等  
災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業
- ▶ **産業・生業**  
中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長要望
- ▶ **地方単独事業等**  
残事業に対応するための人材確保対策、法律に基づく減収補てん等
- ▶ **原子力災害に起因する事業**  
風評被害対策等

#### (2) 原子力災害被災地域

復興・創生期間後も対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、支援のあり方を検討。

- ▶ **事故収束** 廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施
- ▶ **環境再生に向けた取組**  
中間貯蔵施設の整備・施設への搬入、仮置場の原状回復、土壌等の減容・再生利用等による最終処分量の低減、特定廃棄物の処理等
- ▶ **帰還促進・生活再建等**  
魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、買い物・教育・医療等の生活に必要な環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、医療・介護保険等の保険料・窓口負担(利用者負担)の減免、心身のケア・見守り・生活・健康相談等
- ▶ **福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積**  
廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進等  
福島ロボットテストフィールド等の拠点施設の安定的運営
- ▶ **事業者・農林漁業者の再建**  
事業再開、経営改善、人材確保等  
営農再開・作付面積の拡大、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開等
- ▶ **風評払拭・リスクコミュニケーション等**  
情報発信、環境放射線モニタリング、健康調査、食品検査、農林水産物の販路回復、観光振興の取組等
- ▶ **地方単独事業等**  
原子力災害に伴う風評被害対策、人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

#### (3) 復興を支える仕組みについて

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

#### (4) 後継組織について

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

## 参考資料①

### 被災者支援 —復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応—

避難者数 約47万人(2011年3月時点)→5.2万人(2019年2月時点)

応急仮設住宅入居者数 1.4万人(2019年2月時点)

→見守り・生活相談、心身のケア、コミュニティ形成支援など、生活再建のステージに応じた切れ目ない支援を実施



移転先での新たなコミュニティ形成に向けて



生活支援相談員による見守り活動

### 住まいとまちの復興 —住宅再建は着実に進捗—

高台移転による宅地造成 平成30年度末に計画戸数約1.8万戸がおおむね完了

災害公営住宅 平成30年度末に計画戸数約3万戸がおおむね完了



高台移転  
(岩手県宮古市)



災害公営住宅  
(宮城県石巻市)

### 産業・生業の再生 —生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援—

営農再開可能面積 92%(2019年1月末時点)

※津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合

業務を再開した水産加工施設 96%(2018年6月末時点)

※被災3県で業務再開を希望する水産加工施設の再開状況

「まちなか再生計画」の認定件数 10件(2019年1月時点)



水産加工施設  
(宮城県気仙沼市)



アパッセたかた  
(岩手県陸前高田市)

## 参考資料②

### 福島復興・再生 —帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示解除。本格的な復興のステージへ—

#### ➤ 帰還促進・生活再建

- ・住まい、医療、介護、教育、買い物等の環境整備を推進



医療環境の整備  
(福島県ふたば医療センター附風病院  
(富岡町))

#### ➤ 帰還困難区域の復興・再生

- ・双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の6町村の特定復興再生拠点区域において、家屋等の解体・除染やインフラの復旧・整備等を推進

#### ➤ 福島イノベーション・コースト構想

- ・浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す

##### <廃炉分野>

廃炉研究開発拠点の整備(楢葉町、富岡町、大熊町)

##### <ロボット分野>

福島ロボットテストフィールドの整備(南相馬市、浪江町)

##### <エネルギー分野>

再生可能エネルギーや水素等のエネルギー関連産業の創出

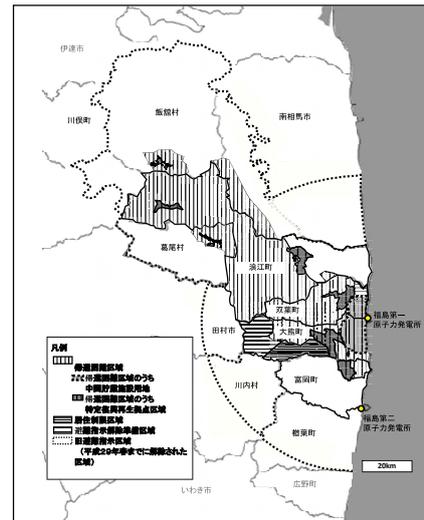
##### <農林水産分野>

農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進

#### ➤ 風評被害対策

- ・「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から情報発信

### 避難指示区域の概念図



福島ロボットテストフィールド  
(南相馬市、浪江町)



エネルギー関連産業の創出  
(再エネ由来大規模水素製造実証拠点)  
(浪江町)

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(概要) (令和元年12月20日閣議決定)

○ これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後(令和3年度以降)における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

I. 復興施策の総括

- 「前例のない手厚い支援」により、復興は大きく前進
- 地震・津波被災地域:復興の「総仕上げ」の段階
- 原子力災害被災地域:「復興・再生」に向けた本格的な動き

各分野の取組(主なもの)

1. 被災者支援(健康・生活支援)

(成果) 避難者数の減(約47万人→約4.9万人)  
 地震・津波被災地域では、期間内の仮設生活解消を目指す  
 (課題) 期間終盤に再建される地区のコミュニティ形成、見守り等  
 避難生活の長期化等を踏まえた支援、子ども等への支援

2. 住まいとまちの復興

(成果) 災害公営住宅約3.0万戸・高台移転約1.8万戸が完成見込み  
 発展基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等を整備  
 (課題) 台風第19号等の影響も踏まえ、期間内の一日も早い事業の完了

3. 産業・生業の再生

(成果) 三県の製造品出荷額等は概ね回復、外国人延べ宿泊者数は堅調  
 (課題) 沿岸部で回復の状況に幅、水産加工業の売上げ回復

4. 原子力災害からの復興・再生

- (1) 事故収束(廃炉・汚染水対策)  
 (課題) 安全確保を最優先に着実に作業を継続、正確な情報発信
- (2) 放射性物質の除去等  
 (課題) 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・輸送、  
 最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理
- (3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等  
 (成果) 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除  
 福島県の避難者数の減(約16.5万人→約4.2万人)  
 (課題) 帰還・移住の促進、帰還困難区域への対応、避難者支援

(4) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果) 廃炉・ロボット・エネルギー等の各拠点の整備  
 (課題) 「産業発展の青写真」を踏まえた産業集積  
 国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の構築

(5) 事業者・農林漁業者の再建

(課題) 事業再開、営農再開、放射性物質対策と一体となった森林  
 整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復

(6) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(課題) 国内外の風評被害対策、輸入規制の撤廃・緩和

5. 「新しい東北」の創造と多様な主体との連携

(成果) 地域課題の解決等につながる事例の創出

6. 復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の後世への継承

(成果) ラグビーWC2019や2020東京オリパラ大会に向けた情報発信

復興を支える仕組み

1. 復旧・復興事業の規模と財源

(成果) 前例のない手厚い財政支援により、復興加速化に貢献

2. 法制度

(成果) 復興特区法と福島特措法による特例等が復興に貢献

3. 自治体支援

(成果) 財政支援(震災復興特交等)や人材確保(職員派遣等)が事業に寄与  
 (課題(1~3共通)) 復興・創生期間後の仕組みのあり方を検討

組織

(成果) 政府一体となった体制を実現し、復興を推進  
 (課題) 後継組織の具体化、復興局の設置場所の検討

II. 復興・創生期間後の基本方針

1. 基本姿勢及び各分野の取組

地震・津波被災地域

復興・創生期間後5年間に於いて、国と被災地方公共  
 団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組む  
 ことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

- ▶ **ハード事業**
  - ・ ハード事業は、期間内の完了を目指す、未完了となる一  
 部の事業は、期間内計上の予算の範囲内で支援を継続  
 ただし、災害復旧事業は支援を継続
- ▶ **心のケア等の被災者支援**
  - ・ コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談、遺  
 児・孤児支援等について、事業の進捗に応じた支援を継続
  - ・ 個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについ  
 ては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応
- ▶ **被災した子どもに対する支援**
  - ・ 特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援につい  
 て、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
  - ・ 個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについ  
 ては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応
- ▶ **住まいとまちの復興**
  - ・ 応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の継続
  - ・ 災害公営住宅の家賃低廉化事業等は引き続き支援。その際、管理開  
 始時期が異なる自治体間の公平性等踏まえ、適切に支援水準を見直し
- ▶ **産業・生業**
  - ・ 対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援の  
 継続、企業立地補助金の申請・運用期限を延長
  - ・ 漁業の水揚げ回復、水産加工業の販路回復・開拓等の支援を継続
- ▶ **地方単独事業等**
  - ・ 人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続
- ▶ **原子力災害に起因する事業**
  - ・ 風評被害対策等(モニタリング検査等)について、支援を継続

原子力災害被災地域

中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立っ  
 て取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた  
 取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

- ▶ **事故収束(廃炉・汚染水対策)**
  - ・ 廃炉・汚染水対策について安全かつ着実に実施
- ▶ **環境再生に向けた取組**
  - ・ 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への搬入・維持管理
  - ・ 最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理
- ▶ **帰還・移住等の促進・生活再建等**
  - ・ 帰還環境の整備、移住促進 ・被災者支援の継続
  - ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の適切な見直し
  - ・ 特定復興再生拠点区域の帰還環境整備
  - ・ 帰還困難区域について、今後の政策の方向性を検討
- ▶ **福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等**
  - ・ 浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に取組を推進
  - ・ 国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に  
 有識者会議の最終とりまとめ、同年内を目途に政府の成案
- ▶ **事業者・農林漁業者の再建**
  - ・ 事業再開支援、営農再開の促進・農地の大区画化、放射性物質を  
 含む土壌の流出防止のための森林整備等の実施、原木林や特用林  
 産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業の支援
- ▶ **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
  - ・ 情報発信、輸入規制撤廃に向けた働きかけ
  - ・ 農林水産物の販路回復・開拓、福島の観光振興
- ▶ **地方単独事業等**
  - ・ 人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

## 2. 復興を支える仕組み

### (1) 財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- 事業規模：(これまでの10年間) 31兆円前半 + (今後5年間) 1兆円台半ば = 32兆円台後半
- 財源：(これまでの10年間) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半  
⇒ 事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる(令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す)
- 東日本大震災復興特別会計の継続
- 震災復興特別交付税制度の継続

### (2) 法制度

#### 〔復興特区法〕

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続
- 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等の検討
- 復興交付金は廃止

#### 〔福島特措法〕

- 移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直し
- 外部参入も含む農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進による営農再開の加速化
- 福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した税制措置等の検討

### (3) 自治体支援

- 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続
- 引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続

## 3. 組織

司令塔として縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げるため、被災地の強い要望も踏まえ、現行体制を維持

- ・ 内閣直属の組織体制
- ・ 内閣総理大臣を主任の大臣とするともに、復興大臣を設置
- ・ 復興事業予算の一括要求・地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応などの総合調整機能

- 復興庁の設置期間を10年間延長(令和3年度～令和12年度)、令和7年度に組織のあり方を検討
- これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- 岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更(盛岡市と仙台市は支所に変更)  
⇒ 具体的な位置は、復興の進捗状況や被災地方公共団体の意見等を踏まえ決定  
福島復興局は、引き続き福島市に設置(富岡町と浪江町の支所を維持)

⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る

19

## 参考資料①

### 被災者支援 —復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応—

- 避難者数 約4.7万人(2011年3月時点)→約4.9万人(2019年11月時点)
- 応急仮設住宅入居者数 約0.7万人(2019年11月時点)
- 一見守り・生活相談、心身のケア、コミュニティ形成支援など、生活再建のステージに応じた切れ目ない支援を実施



移転先での新たなコミュニティ形成に向けて



生活支援相談員による見守り活動

### 住まいとまちの復興 —住宅再建は着実に進捗—

- 高台移転による宅地造成 2018年度末に計画戸数約1.8万戸がおおむね完了
- 災害公営住宅 2018年度末に計画戸数約3万戸がおおむね完了



高台移転(岩手県大槌町)



災害公営住宅(宮城県石巻市)

### 産業・生業の再生 —生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援—

- 営農再開可能面積 92%(2019年3月末時点)  
※津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合
- 業務を再開した水産加工施設 96%(2019年1月末時点)  
※被災3県で業務再開を希望する水産加工施設の再開状況
- 「まちなか再生計画」の認定件数 10件(2019年1月時点)



水産加工施設(宮城県気仙沼市)



鶴住居地区の商業施設「うのポート」(岩手県釜石市)

20

## 復興庁設置法等の一部を改正する法律案について

<p><b>背景</b></p> <p>地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、復興・創生期間後(令和3年度以降)の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。</p>	
<p><b>復興を支える仕組み・組織・財源</b></p>	
<p><b>1. 復興庁設置法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興庁の<b>設置期間を10年間延長</b>(令和13年3月31日)</li> <li>現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置</li> <li>復興局の位置等の政令への委任 等</li> </ul> <p>※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置</p>	<p><b>3. 福島復興再生特別措置法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰還促進に加え、<b>移住等の促進</b>(交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加)</li> <li><b>営農再開の加速化</b>(農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等)</li> <li><b>福島イノベーション・コースト構想</b>の推進を軸とした産業集積の促進(課税の特例を規定等)</li> <li><b>風評被害への対応</b>(課税の特例を規定等)</li> <li>福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設(現行の3計画を統合) 等</li> </ul>
<p><b>2. 東日本大震災復興特別区域法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化(復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める)</li> <li>復興特区税制について、対象地域の重点化(産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める)</li> <li>復興交付金の廃止(所要の経過措置を規定) 等</li> </ul>	<p><b>4. 復興財源確保法・特別会計法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>復興債の発行期間の延長</b></li> <li>株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等</li> </ul> <p>※ 東日本大震災復興特別会計は継続</p>
<p>※閣議決定日 : 令和2年3月3日                  施行日 : 令和3年4月1日(3.及び4.の一部は、公布日施行)</p>	

21

## 復興庁設置法・東日本大震災復興特別区域法の一部改正案について

<p><b>復興庁設置法の一部改正案</b></p> <p><b>背景・必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災からの復興を成し遂げるため、<b>復興・創生期間後の組織を整備</b>する必要。</li> <li>防災力の向上に資するよう、これまで蓄積された<b>復興に係るノウハウの共有・活用</b>を図る必要。</li> </ul> <p><b>改正案の概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>復興庁の廃止期限</b>について、現行の「平成33年3月31日」を「令和13年3月31日」に改正し、<b>10年間延長</b>する。現行の総合調整機能を維持し、復興大臣を設置する。</li> <li>行政需要の変化に機動的かつ柔軟に対応するため、<b>復興局の名称、位置及び管轄区域</b>については、<b>政令で定める</b>。                      ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置</li> <li>復興庁が廃止されるまでの間の<b>国務大臣1人の増員を維持</b>する。(附則(内閣法))</li> <li>東日本大震災からの<b>復興に係る知見を活用</b>する。(附則)</li> </ol> <p>(注) 今回の改正法案において、改正法案の施行後5年以内の検討(検討条項)について措置</p>	<p><b>東日本大震災復興特別区域法の一部改正案</b></p> <p><b>背景・必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、<b>復興を重点的かつ効果的に推進</b>する必要。</li> <li><b>復興交付金事業は、ほぼ全ての地方公共団体で計画が完了</b>する見込み。</li> </ul> <p><b>改正案の概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>規制の特例、復興整備計画、金融の特例</b>について、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められるものとして政令で定める地方公共団体に<b>対象地域を重点化する</b>。</li> <li><b>復興特区税制</b>について、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定める市町村に<b>対象地域を重点化する</b>。</li> <li>復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置(所要の経過措置)を講じた上で、<b>復興交付金を廃止</b>する。</li> </ol>
--	--

22

## 福島復興再生特別措置法の一部改正案について

### 福島復興再生特別措置法の一部改正案

#### 背景・必要性

- 帰還環境整備などが進む中、復興・創生期間後も、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速することが必要。

#### 改正案の概要

##### 1. 避難指示・解除区域の復興・再生の推進

###### (1) 帰還促進に加え移住等を促進

帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加

###### (2) 営農再開の加速化

###### ① 農地の利用集積の促進(担い手の呼び込み)

福島県が計画を作成・公示し、所有者不明農地も含めて一体的に権利設定できる仕組みを導入

###### ② 6次産業化施設の整備の促進

農地に6次産業化施設を整備する場合、①の計画に記載することで、農地転用等の特例を適用

###### ③ 市町村と農業委員会の同意により、農業委員会の事務を市町村が実施できる特例を創設

##### 2. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進

###### ① 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定

② (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備

③ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助

##### 3. 風評被害への対応

###### ① 風評対策に係る課税の特例を規定

② 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進

##### 4. 計画制度の見直し

福島県知事が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画(3系統に分かれる現行計画を統合)を作成し、国がこれを認定

23

## 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(復興財源確保法)・特別会計に関する法律(特別会計法)の一部改正案について

### 復興財源確保法・特別会計法の一部改正案

#### 背景・必要性

- 復興・創生期間後の基本方針が復興庁の廃止期限を延長し、復興・創生期間後の当面5年間(令和7年度まで)の復興事業を確実に実施するとしていることを踏まえ、令和7年度までの所要の財源を確保すること等が必要。

#### 改正案の概要

##### (1) 復興財源確保のための特別措置等に係る期間の延長

復興債の発行期間、政府保有株式の売却収入・その他税外収入の復興財源への充当期間等を5年間延長。

##### (2) 日本郵政株式の追加売却に伴う売却収入の償還財源への充当

昨年11月、日本郵政は自己株式の消却についての検討を表明。自己株式が消却された場合、発行済株式総数が減少し、政府に保有義務が課されている株式数(発行済株式総数の3分の1超)も減少するため、追加的に売却可能となる株式が発生。

→ 追加的に売却可能となる株式の売却収入を復興債の償還財源に充当する規定を整備。

##### (3) エネルギー対策特別会計に係る所要の措置

原子力災害からの福島復興・再生に関する施策の財源を確保するため、エネルギー対策特別会計に係る所要の規定を整備。

(注) 東日本大震災復興特別会計は継続

24

**(R元. 12 基本方針の具体化)**

図表9

**令和3年度以降の復興の取組について(案) (全体像)** [令和2年7月17日復興推進会議決定]

○ 復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める。

**復興期間**

令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第1期 復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「第2期 復興・創生期間」と位置付ける。

**今後の取組**

**1. 地震・津波被災地域**

(検討課題)

- (1) 岩手復興局及び宮城復興局の位置
  - ・課題が集中する沿岸部への移設
- (2) 復興特別区域法の対象地域の重点化
- (3) 地方創生との連携強化

**2. 原子力災害被災地域**

(検討課題)

- (1) 移住等の促進
- (2) 国際教育研究拠点
  - ・有識者会議最終とりまとめ(6/8)
  - ・年内を目途に政府の成案を得る
- (3) 営農再開の加速化、税制措置等

**事業規模と財源**

○ 事業規模：(平成23～令和2年度)31.3兆円程度 + (令和3～7年度)1.6兆円程度 = 32.9兆円程度  
 ○ 財源：(平成23～令和2年度)32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32.9兆円程度

**1 移住・定住の促進、魅力ある働く場づくり**

**安倍総理御発言(令和2年3月7日)**

避難しておられる方々に留まらず、日本中の多くの方々に、この浜通りに移住していただきたいと考えています。そうした考え方の下、従来の交付金を拡充いたしまして、魅力ある働く場づくり、そして移住の推進に重点を大きく振り向けてまいります。

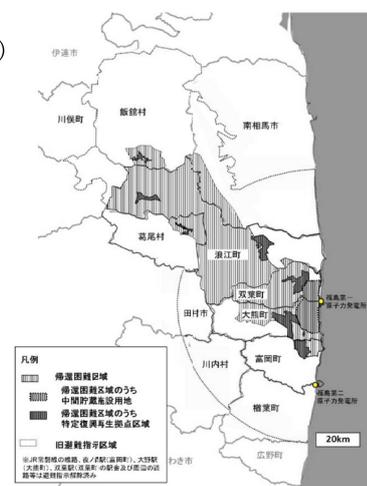
[背景]

- 避難指示解除区域の居住者は約1.4万人(発災当時は約8.8万人)  
 (住民の帰還割合) ※旧避難指示区域
  - ・大熊町・双葉町：2%未満
  - ・浪江町・富岡町：約1割
  - ・葛尾村・飯館村：約3割
  - ・川内村：約4割
  - ・楡葉町・南相馬市・川俣町：約5～6割
  - ・田村市：約8割

**福島特措法改正に基づく新たな措置**

○ 交付金を拡充し、移住・定住の促進等の思い切った施策を検討。

- (1) 移住・定住支援(より効果的な移住促進策等)
- (2) 関係人口の拡大支援(兼業・副業のマッチング等)
- (3) 海外企業・農業法人等の誘致推進策



避難指示区域の概念図(令和2年3月10日時点)

## 2 福島浜通り地域の国際教育研究拠点について

### 福島イノベーション・コースト構想の現状と課題

これまで、廃炉・ロボット・エネルギー等の拠点施設を整備してきたが、それぞれが局所的、個別の取組にとどまっている。今後、福島イノベーション・コースト構想の具現化に向け、産学官連携や人材育成の観点から、タテ割を排した研究・実用化の司令塔が必要。

#### 農林水産業

##### ロボットトラクタの開発及び実証 (南相馬市)



衛星測位情報を用いた自動運転により作業時間を4割削減

##### ドローンを活用したスマート農業実証 (南相馬市)



ほ場のセンシングデータをAI解析し適正な施肥・防除

#### 主な拠点、プロジェクト等



#### ロボット

##### 福島ロボットテストフィールド (南相馬市、浪江町) (福島県運営)



#### エネルギー

##### 福島水素エネルギー研究フィールド (浪江町) (NEDO運営)



#### 廃炉

##### 廃炉関連施設 (日本原子力研究開発機構運営)

- ① 大熊分析・研究センター (大熊町)
- ② 廃炉国際共同研究センター (富岡町)
- ③ 福島遠隔技術開発センター (楢葉町)



### 第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋)

浪江町では、世界最大級の、再生エネルギーによる水素製造施設が、本格稼働します。オリンピックでは、このクリーンな水素を燃料とする自動車も、大会関係者の足となります。そして、大会期間中、聖火を灯し続けます。リチウムイオン電池、AIロボット。未来を拓く産業が、今、福島から次々と生まれようとしています。

## 福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議 最終とりまとめ

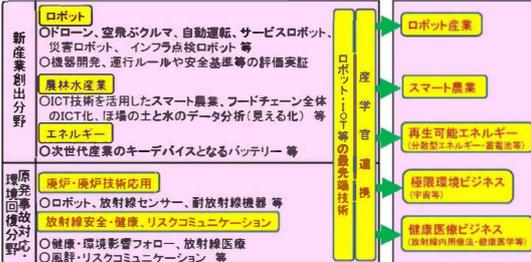
(座長: 坂根 正弘 氏(コマツ顧問))

### 拠点の目的

1. 原子力災害に見舞われた浜通り地域の復興・創生 (日本における究極の地方創生モデルを目指す)
2. 分野横断的な研究・産学官連携による新産業創出
3. 持続性のある人材育成
4. 福島復興研究の集積及び世界への情報発信

### 拠点の研究テーマ

原子力災害に起因し、福島浜通り地域にとって必須のテーマ  
 (1) 原子力災害、東日本大震災からの復興創生に資する研究  
 (2) 浜通り地域の厳しい状況を発展的に活用する研究  
 (3) ロボット・IoT等の最先端技術を中核とした実用化重視の研究



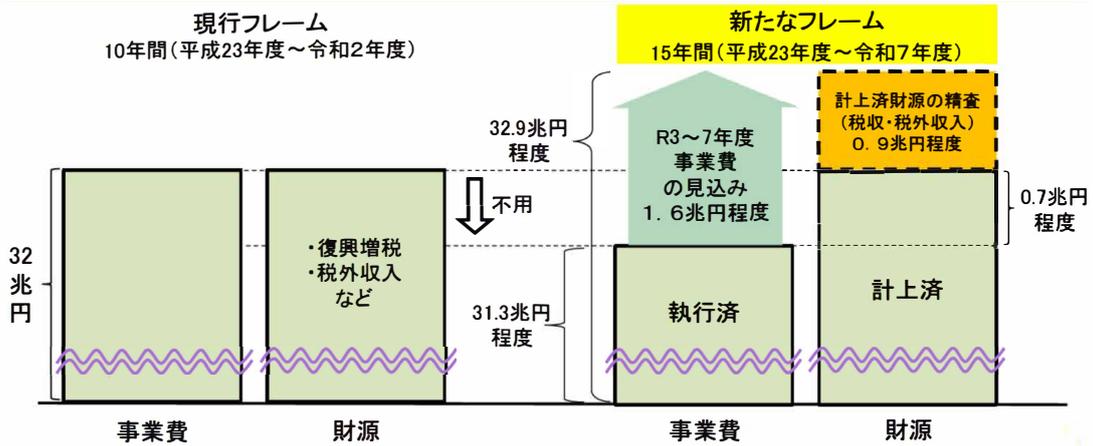
### 拠点の概要

1. 組織形態等
  - ・原子力災害復興を目的とし、多様な研究産業分野を対象とした総合性のある国立研究開発法人とすることが望ましい。
  - ・復興庁が主導して、関係省庁と連携し、予算・人員体制の確保に取り組む。
  - ※適切な組織形態等について、政府において今後更に議論
2. 人材育成
  - ・福島大・東北大が、浜通りへの一部移転に意欲
  - ・連携大学院制度の活用
  - ・地元の小中高生も参画するシームレスな人材育成
3. 人員規模のイメージ
  - ・5研究分野で600人規模の研究者等
  - ・産学官連携による関連雇用創出として、5,000人規模
4. 立地地域
  - ・生活環境、交通アクセス、地元自治体の意向等を踏まえ、避難指示が出ていた地域を基本として決定
5. 工程
  - ・前期5か年(2021-2025年)の半ば(2023年春)に一部開所、2024年に本格開所を目指す

今後、政府においては、復興庁が中心となって、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等の関係省庁と連携し、関係地方公共団体や産業界、教育・研究機関等の意見を聞きつつ、国際教育研究拠点と既存拠点等との連携・役割分担のあり方や、生活環境・まちづくりも含めて国際教育研究拠点に関する検討を行い、年内を目途に成案を得る。  
 (脚注) 政府における検討に際しては、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任や行政のスリム化・効率化を推進する視点を踏まえるものとする。

### 3 復興財源フレームの見直しについて

- **事業規模**については、
    - ・これまでの10年間(平成23年度～令和2年度)は、**31.3兆円程度**、
    - ・第2期復興・創生期間(令和3年度～7年度)は、**1.6兆円程度**と見込まれ、
    - これらを合わせた**15年間(平成23年度～令和7年度)**では、**32.9兆円程度**と見込まれる。
  - **財源**については、実績を踏まえると**32.9兆円程度**となり、**事業規模と見合うものと見込まれる**。
- 〔※ なお、原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うこととする。〕



(参考)第2期復興・創生期間(令和3年度～7年度)の事業規模(見込み)1.6兆円程度の内訳

① 被災者支援	0.1兆円程度
② 住宅再建・復興まちづくり	0.2兆円程度
③ 産業・生業の再生	0.2兆円程度
④ 原子力災害からの復興・再生	0.5兆円程度
⑤ その他(震災特交など)	0.6兆円程度
合計	1.6兆円程度

※ 県別では、福島県1.1兆円程度、岩手県0.1兆円程度、宮城県0.1兆円程度等と見込まれる。

# 地方公営企業の現状と課題等

令和2年11月

総務省 自治財政局  
公 営 企 業 課

## 【目次】

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| 1. 地方公営企業の現状と対応          | ・・・ p 2  |
| 2. 経営戦略の策定の推進            | ・・・ p 11 |
| 3. 抜本的な改革の検討の推進          | ・・・ p 14 |
| 4. 広域化等の推進               | ・・・ p 17 |
| 5. 見える化の推進               | ・・・ p 24 |
| 6. 新型コロナウイルス感染症対策に関する取組み | ・・・ p 31 |

## 1. 地方公営企業の現状と課題

2

### 地方公営企業の役割

- 地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

主な地方公営企業の事業全体に占める割合(平成30年度)

事業	指標	全事業	左記に定める 地方公営企業 の割合	地方公営企業の 事業数
水道	現在給水人口	1億2,479万人	99.6%	1,882
工業用水道	年間総配水量	43億39百万㎡	99.9%	156
鉄軌道	年間輸送人員	253億人	10.3%	14
自動車運送	年間輸送人員	46億人	19.0%	25
電気	年間発電電力量	8,922億18百万kWh	0.9%	100
ガス	年間ガス販売量	1兆7,403億54百万MJ	1.9%	26
病院	病床数	1,547千床	11.3%	627
下水道	汚水処理人口	1億1,608万人	90.4%	3,628

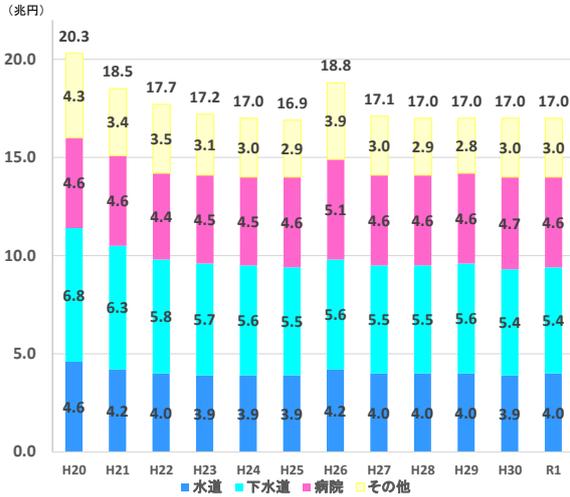
上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

3

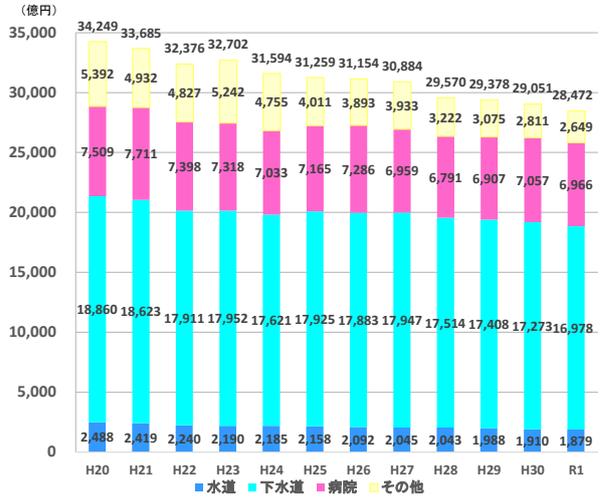
## 地方公営企業の現状 (1)

- 決算規模は、令和元年度決算で16兆5,880億円(対前年度△3,917億円、2.3%減少)であり、ここ数年は横ばいの傾向にある。(平成26年度決算は、会計基準の見直しに伴い規模が拡大)
- 他会計繰入金は、令和元年度決算で2兆8,472億円(対前年度△579億円、2.0%減少)。  
近年は減少傾向にあるが、繰入額が大きい事業のうち、下水道事業は減少傾向にあり、病院事業は横ばいの傾向にある。

地方公営企業の決算規模の推移



地方公営企業の他会計繰入金の推移

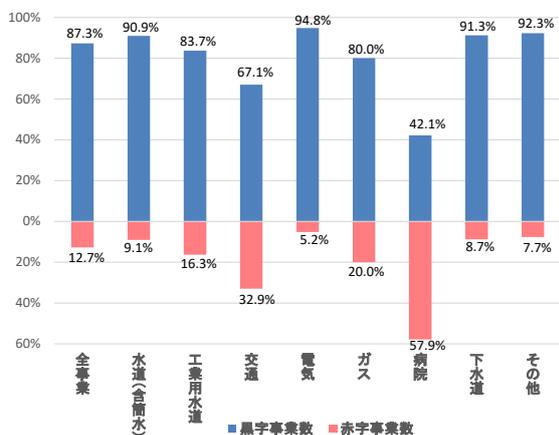


4

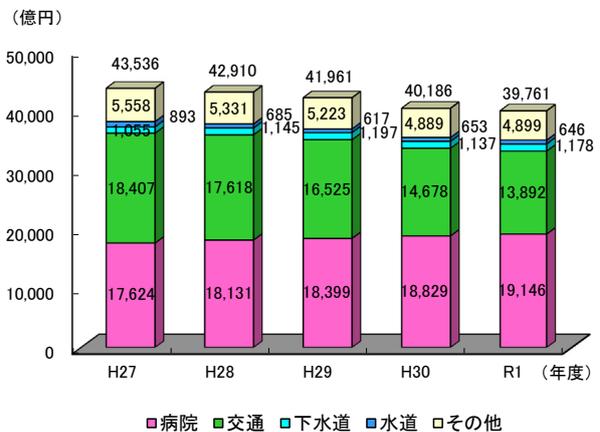
## 地方公営企業の現状 (2)

- 令和元年度決算では黒字事業数は7,110事業(全体の87.3%)であり、赤字事業数は1,038事業(全体の12.7%)となっている。事業別にみると、病院事業では約56%が赤字事業となっている。  
(※事業数は決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。)
- 累積欠損金は、令和元年度決算で3兆9,761億円(対前年度△425億円、1.1%減少)。  
近年は交通事業における経営改善等により、減少傾向にある。

地方公営企業の黒字(赤字)事業数の事業別割合



地方公営企業の累積欠損金の推移



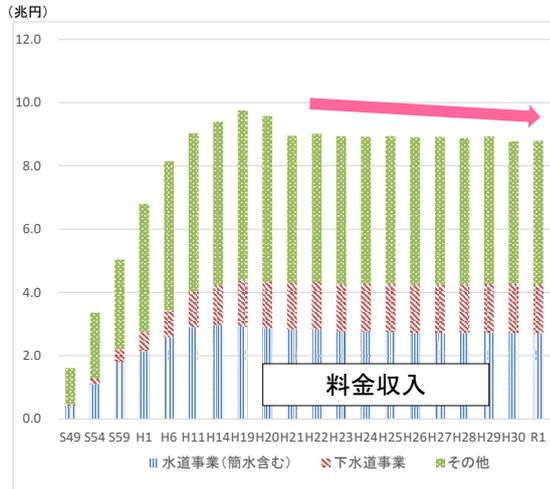
5

# 地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

## ①地方公営企業の料金収入の推移

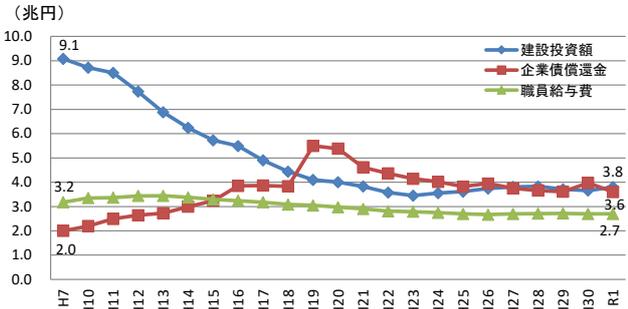
・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。  
普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。

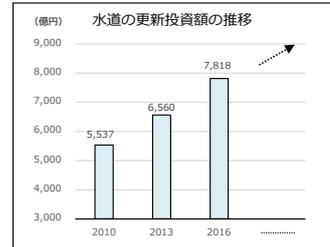


## ②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



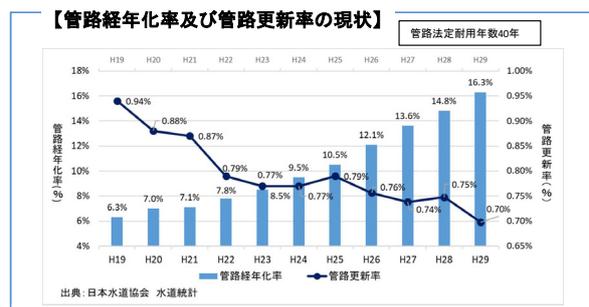
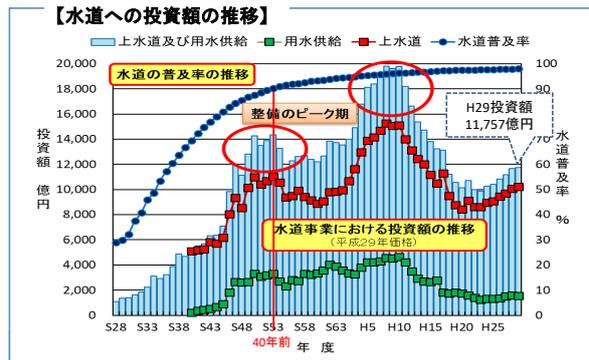
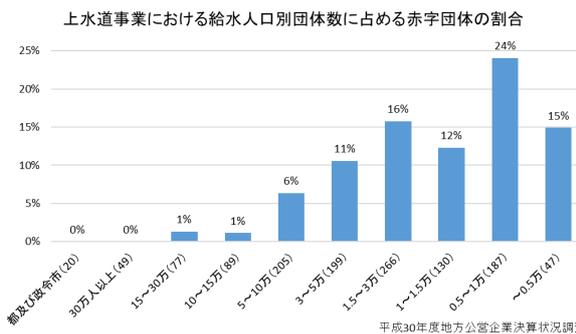
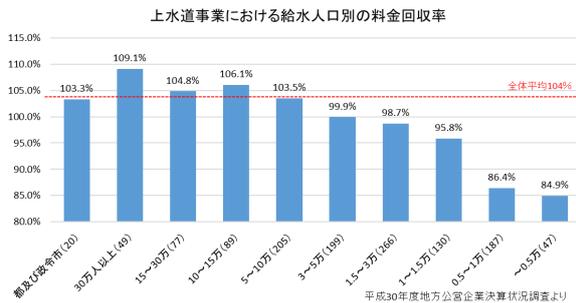
## 参考:水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移



※有収水量: 料金徴収の基礎となった年間給水量

# 水道事業の現状と課題

- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。



## 下水道事業の現状と課題

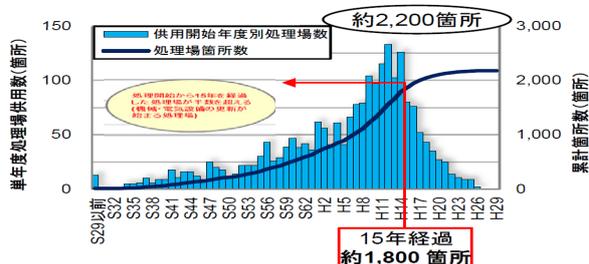
- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な污水处理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率 (%) (H30年度)

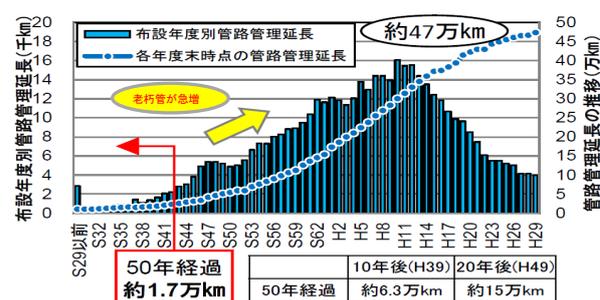


注) 経費回収率: 使用料単価/污水処理原価  
 公共: 公共下水道  
 人口密度: 処理区域内人口密度  
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設  
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

■ 処理場の年度別供用箇所数 (H29年度)



■ 管路施設の年度別管理延長 (H29年度)



出典: 国土交通省資料

## 地方公営企業を取り巻く経営環境の変化(今後)

### 今後予想される経営環境の変化

急速な人口減少と人口の低密度化

水道・下水道事業の将来需要の大幅な減少

水道・下水道事業の料金収入の大幅な減少のおそれ

専門人材の確保が困難に

インフラ資産の大規模な更新時期の到来

着実な更新のための投資額の増大

+

ハード・ソフトとも将来需要に基づく供給体制の適正規模化の要請

管路等については更新需要の平準化と着実な更新、浄水場等の施設についてはダウンサイジングや広域化

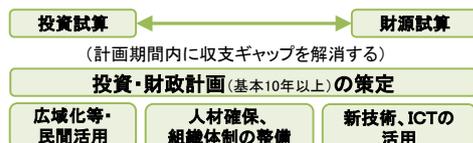
- 水道・下水道事業の経営環境は更に厳しさを増していくことが予想される。
- 特に、現時点でも経営条件の厳しい人口が低密度の地域等においては、更なる低密度化により、料金回収率の低下等、更なる経営悪化のおそれ

これまでの延長線上での対策では、  
経営が成り立たなくなる可能性が高い。

## 公営企業における更なる経営改革の推進

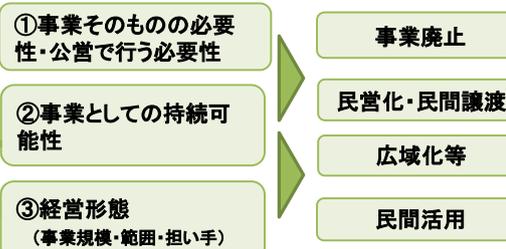
### 経営戦略の策定・PDCA

- ▶ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ▶ 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- ▶ 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る



### 抜本的な改革の検討

- ▶ 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討



### 公営企業の「見える化」

- ▶ 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- ▶ 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

10

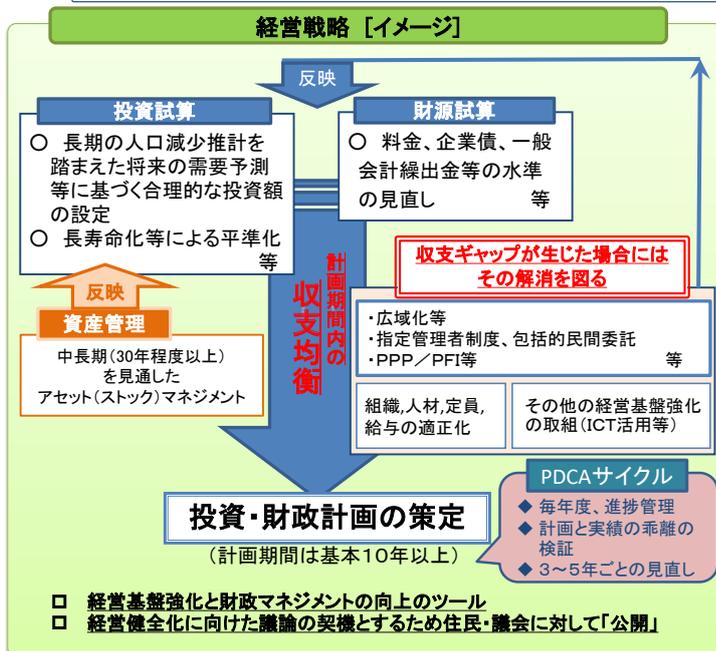
## 2. 経営戦略の策定の推進

11

## 公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。  
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○令和2年度までに策定率100%とすることを要請。  
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)



### 経営戦略の策定・改定の推進

#### ○「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表

(平成28年1月策定・公表、平成29年3月改訂)

⇒ 平成31年3月に「**経営戦略策定ガイドライン**」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を作成。

#### ガイドライン等の改訂内容

- ・ 「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年～5年毎の改定**が必要。
- ・ 収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、**質の向上**を図るよう要請。

### 策定状況

(毎年度、策定状況を調査・公表)

#### ○令和2年度までに95.3%が策定予定。

(平成31年3月31日時点の策定率は57.4%。)

### 財政措置等

- 策定・改定に要する経費に対する特別交付税措置(令和2年度まで)
- **経営戦略の策定を要件**としている地方財政措置
  - ・ 水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業
  - ・ 下水道事業の高資本費対策

12

## 公営企業の経営改革に係る人的支援制度(概要)

専門家の助言を活かし、公営企業が経営改革に取り組もうとする場合、①公営企業経営アドバイザー派遣事業及び②公営企業経営支援人材ネット事業の人的支援制度を活用することが可能。

### ① 公営企業経営アドバイザー派遣事業

希望する市町村に対して、公営企業の経営に精通したアドバイザーを派遣し、経営改革の取組みを支援(H7年度～)

【対象事業】 公営企業、第三セクターの経営改革

【主な派遣人材】 公認会計士、経営コンサルタント等

【派遣方法】 総務省にてアドバイザーを選定、市町村は活用したい事業を申し込み、アドバイザーを受入れ

【想定日程】 原則として1泊2日

【経費負担】 **アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担**

【派遣実績】 19団体21事業(公営企業会計の適用、経営改善の助言等) [R元年度]

#### 《モデル事業》

公営企業会計の適用について、小規模な市町村等を対象に年間を通じて複数回の派遣を実施[R元年度～]

【派遣実績】 3グループ(3道県16町村)

### ② 公営企業経営支援人材ネット事業

「公営企業経営支援人材ネット」(総務省公表)の登録者の中から、公営企業の経営改革に取り組む地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、受入れ(H28年度～)

【対象事業】 公営企業の経営改革

【主な派遣人材】 公認会計士、自治体OB・OG、自治体職員、学識経験者

【派遣方法】 登録者リストを総務省ホームページにて公開し、派遣を希望する地方公共団体が当該リストの中から専門人材に直接問合せの上、受入れ

【想定日程】 1年間を通じて数回程度

【経費負担】 地方公共団体において負担

⇒ **対象経費(上限200万円)の1/2を一般会計から繰出し、その1/2を特別交付税措置**

【利用実績】 17団体17事業(公営企業会計の適用、経営戦略の策定等) [R元年度]

13

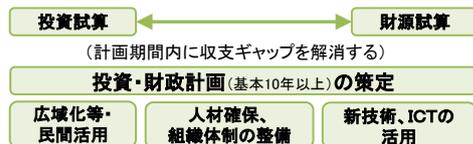
### 3. 抜本的な改革の検討の推進

14

## 公営企業における更なる経営改革の推進

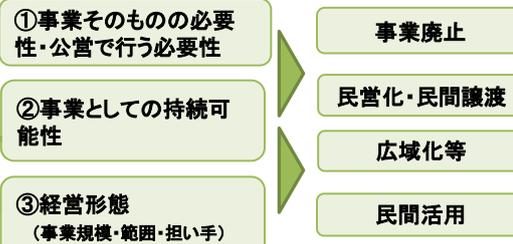
### 経営戦略の策定・PDCA

- ▶ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ▶ 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- ▶ 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る



### 抜本的な改革の検討

- ▶ 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討



### 公営企業の「見える化」

- ▶ 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- ▶ 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

15

## 公営企業の抜本的な改革の取組状況（平成30年度実績）

○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。  
 ○平成30年度において、事業廃止106件、包括的民間委託51件、広域化等47件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP・PFI	
106件		16件		2件		47件		13件		51件		9件	
県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村
7件	99件	3件	13件	1件	1件	6件	41件	3件	10件	1件	50件	3件	6件
水道	17	水道	0	水道	0	水道	4	水道	0	水道	18	水道	2
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	4	交通	4	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	2	電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	5	病院	2	病院	2	病院	6	病院	3	病院	0	病院	0
下水道	15	下水道	1			下水道	26	下水道	0	下水道	30	下水道	7
簡易水道	10	簡易水道	0			簡易水道	10	簡易水道	0	簡易水道	3	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	1			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	1	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	19	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	7	駐車場	1			駐車場	0	駐車場	5	駐車場	0	駐車場	0
観光	9	観光	2			観光	0	観光	1	観光	0	観光	0
介護サービス	14	介護サービス	4			介護サービス	0	介護サービス	2	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	1	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念。

(※3) 1つの事業で複数の取組を実施した場合、それぞれの類型に計上している。また、広域化等若しくは民営化・民間譲渡に伴い事業廃止がなされる場合は、事業廃止の類型にも計上している。

(※4) 合計244件について、事業数ベースでは205事業。

(※5) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合を含める。

**合計**  
**244件**

16

## 4. 広域化等の推進

17

## 水道事業・下水道事業・病院事業における広域化等の推進について

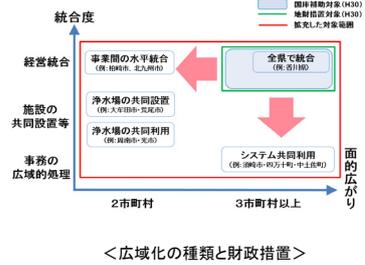
### 水道

#### ＜広域化の目的・効果＞

- 水道事業の広域化（経営統合、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理等）により、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の効果（特に「経営統合」は、給水原価の削減や専門人材の確保など経営基盤を強化する効果が最も大きい）

#### ＜現在の取組＞

- 都道府県に対し、R4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。策定支援のため、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表（厚労省と連携）
- ①プランの策定経費や、②プランに基づく広域化に伴う施設やシステムの整備に対して地方財政措置 ※R1から②の措置を拡充（措置対象の追加、交付税措置率の引上げ）



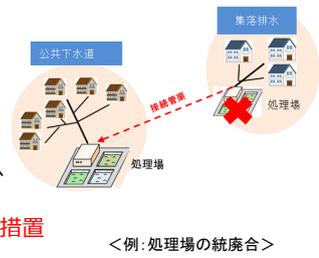
### 下水道

#### ＜広域化等の目的・効果＞

- 下水道事業の広域化等（汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化）により、スケールメリットを活かした管理の効率化等の効果

#### ＜現在の取組＞

- 都道府県に対し、R4年度までの「広域化・共同化計画」の策定を要請。策定支援のため、「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」を作成・公表（農水省、国交省、環境省と連携）
- ①計画の策定経費や、②広域化・共同化に係る施設やシステムの整備に対して地方財政措置 ※R1から②の措置を拡充（措置対象の追加、交付税措置率の引上げ）



### 病院

#### ＜広域化等の目的・効果、現在の取組＞

- 地域医療提供体制の確保等を図るため、都道府県の地域医療構想を踏まえ、公立病院が策定した2020年までの「新公立病院改革プラン」に基づき、**更なる経営効率化や再編・ネットワーク化を推進** ※再編・ネットワーク化の取組は、「新公立病院改革プラン」に91病院が記載され、うち42病院が実施済み（H30.10末現在）
- プランに基づく再編・ネットワーク化に伴う取組（施設・設備の整備）に要する経費に対して通常より手厚い地方財政措置

## 広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充(R元年度～)

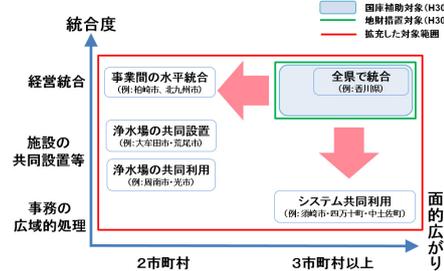
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請（「水道広域化推進プラン」の策定について）（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）
- 同プランに基づく**多様な広域化**を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の**地方単独事業**を対象に追加
- 一般会計出資債（地方負担額の1/2）の元利償還金について、**交付税措置率を50%から60%に拡充**

#### ＜現行措置＞※地方単独事業は対象外

##### 【国庫補助事業】



#### （参考）広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ

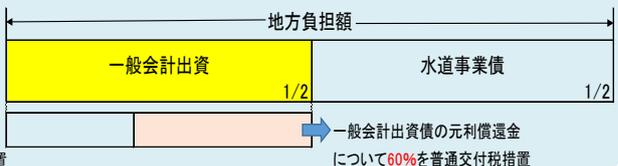


#### ＜R元～＞

##### 【国庫補助事業】（交付税措置率拡充 50%→60%）



##### 【地方単独事業】（新規）



# 下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充(R元年度～)

## 趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化の推進を図るため、地方財政措置を講ずる。

## 財政措置の概要

### 1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

#### ① 対象事業

- 終末処理場等の整備(現行措置)に加え、**既存施設の統合に必要となる管渠等を対象に追加**  
※ 統合先市町村の広域化関連事業を含む。

- 複数市町村の広域化(現行措置)に加え、**市町村内の広域化も対象に追加**

#### ② 財政措置

- 地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置  
※ イメージは右表及び図参照

#### ③ 激変緩和措置

- 下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策の激変緩和措置(据置5年+激変緩和5年)を講じる。

### 2. 都道府県の「広域化・共同化計画」の策定等の広域化・共同化の推進に要する経費について普通交付税措置(～令和4年度)

### <財政措置のスキーム> 交付税措置率(事業費補正分)

処理区域内人口密度(人/ha)	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

- ※ 通常分については、上記のほか単位費用措置あり
- ※ 広域化分については、一般会計の負担を増額(3～7割→4～8割)し、その70%を交付税措置
- ※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》

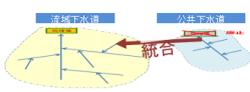


## 下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

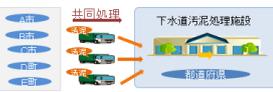
### 1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



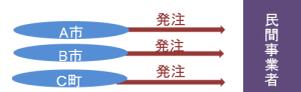
### 2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



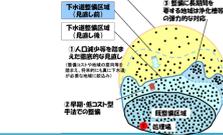
### 3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



### 4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	令和2年度から実施予定	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止	○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	○維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	○維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減	○浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) ○処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)



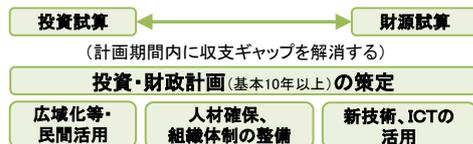
## 5. 見える化の推進

24

### 公営企業における更なる経営改革の推進

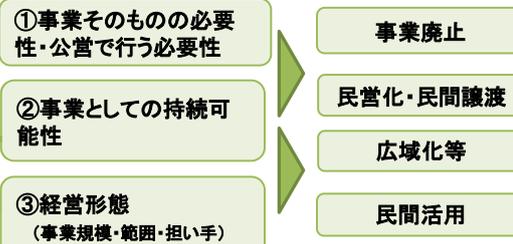
#### 経営戦略の策定・PDCA

- ▶ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ▶ 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- ▶ 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る



#### 抜本的な改革の検討

- ▶ 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討



#### 公営企業の「見える化」

- ▶ 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- ▶ 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

5

## 地方公営企業法適用の意義

公営企業とは:住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

### 地方公営企業法財務規定等の適用

#### 目的

- **経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等**  
⇒ 経営効率化、経営改革の推進  
⇒ より適切な説明責任

#### 公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

#### 予算・資産の弾力的運用

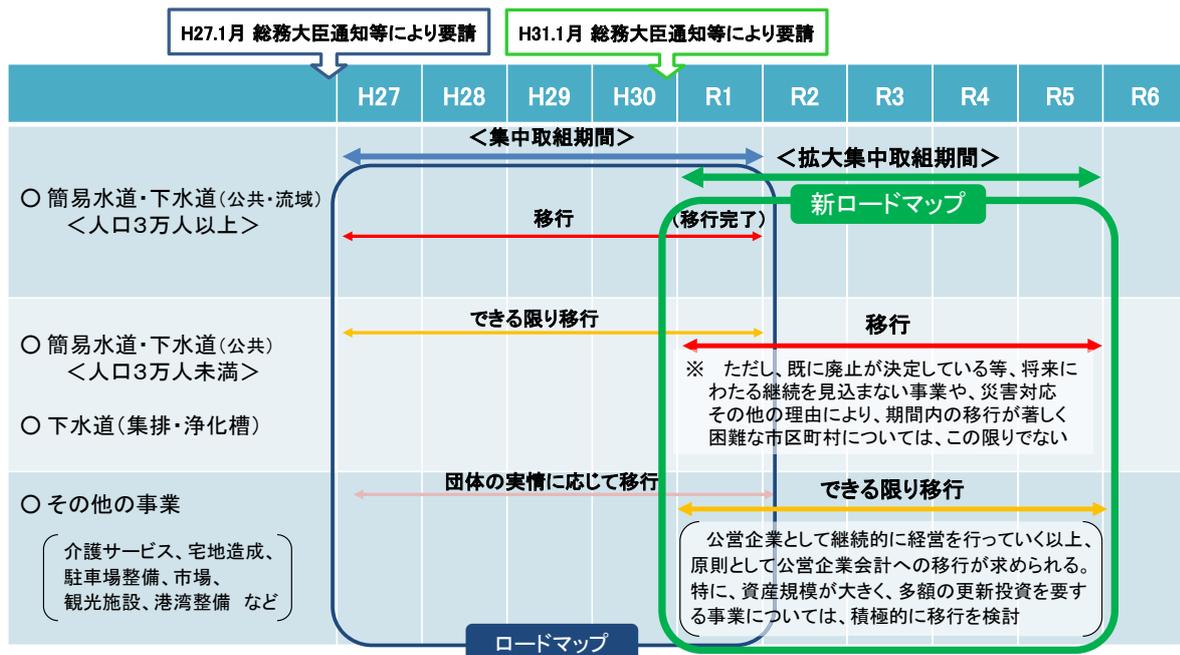
- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

#### 期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 持続可能なストックマネジメント等の推進</li> <li>➢ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に</li> <li>➢ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 企業間での経営状況の比較</li> <li>➢ 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上</li> <li>➢ 職員の経営マインドの育成</li> </ul> |
|--|--|

## 公営企業会計の適用拡大のロードマップ



## 公営企業会計適用の取組状況(H31.4.1時点)

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で97.7%、公共下水道事業及び流域下水道事業で99.5%、その他の下水道事業で73.3%となっている。
- 人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で45.9%、下水道事業で34.5%となっている。

### ○簡易水道事業※1

	人口3万人以上		人口3万人未満		全団体	
	H31.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点
① 適用済及び適用取組中	302 (97.7%)	298 (95.8%)	268 (45.9%)	251 (43.0%)	570 (63.8%)	549 (61.3%)
② 検 討 中	7 (2.3%)	13 (4.2%)	208 (35.6%)	135 (23.1%)	215 (24.1%)	148 (16.5%)
③ 検 討 未 着 手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	108 (18.5%)	198 (33.9%)	108 (12.1%)	198 (22.1%)
合 計	309 (100%)	311 (100%)	584 (100%)	584 (100%)	893 (100%)	895 (100%)

### ○下水道事業※2

	人口3万人以上			人口3万人未満		全団体	
	公共下水道事業及び流域下水道事業		その他の下水道事業	H31.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点
	H31.4.1時点	H30.4.1時点					
① 適用済及び適用取組中	811 (99.5%)	809 (99.3%)	355 (73.3%)	280 (34.5%)	225 (27.6%)	1,092 (66.6%)	1,035 (63.0%)
② 検 討 中	4 (0.5%)	6 (0.7%)	76 (15.7%)	410 (50.5%)	308 (37.7%)	418 (25.5%)	316 (19.2%)
③ 検 討 未 着 手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	53 (11.0%)	122 (15.0%)	283 (34.7%)	130 (7.9%)	291 (17.7%)
合 計	815 (100%)	815 (100%)	484 (100%)	812 (100%)	816 (100%)	1,640 (100%)	1,642 (100%)

(※1)簡易水道事業については、上水道事業への統合に伴う公営企業会計適用の取組も集計している。

(※2)下水道事業は、公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

28

## 公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

### 1. マニュアル等の作成

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(平成31年3月29日)。

⇒ 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

### 2. 人的支援制度

- 市町村に対する専門人材の派遣等により、公営企業会計の適用に係る個別具体的な助言を実施。

⇒ 派遣制度の量的・質的な拡充を図るとともに、専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を導入。

### 3. 都道府県による市町村の支援

- 現在、各都道府県が市町村を対象として、公営企業会計の適用の推進のための研修等を実施。

⇒ 市町村の取組支援のため、都道府県と市町村が参加する体制を構築し、当該体制の下で、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。また、都道府県がこれらの取組に要する経費について、新たに交付税措置。

### 4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置。

⇒ 下水道事業及び簡易水道事業(重点事業)について、元利償還金に対する交付税措置を継続するとともに、重点事業以外の事業についても新たに交付税措置。

29

# 「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

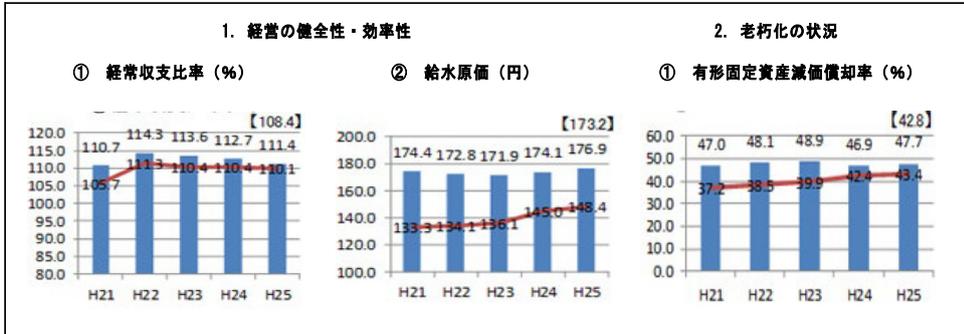
## 経営比較分析表

A県 B市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末端給水事業	A1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり管理料金(円)
33.33	44.44	55.55	666.66

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
777.77	888.88	999.99
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,010.10	1,111.11	1,212.12

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【】	平成26年度全国平均



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

2. 老朽化の状況について

全体総括

### 健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**…料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

### 策定・公表分野の拡大

策定・公表の要請  
(2015.11)

公表分野を順次、拡大

- ・水道
  - ・簡易水道
  - ・下水道
  - ・バス
  - ・電気
  - ・観光施設  
(休養宿泊施設)
  - ・病院
  - ・工業用水道
  - ・駐車場整備
- (2016.2) (2017.9) (2018.4) (2018.11) (2020.2)

30

## 6. 新型コロナウイルス感染症対策に関する取組み

31

## 公営企業に係る新型コロナウイルス感染症に関する主な対応

### 1. 公立病院における入院医療の提供体制の整備の要請 (R2.2.25)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、都道府県知事及び市町村長（公立病院運営団体）に対し総務大臣の書簡を发出し、**新型コロナウイルス感染症に係る病床確保など入院医療の提供体制の整備を要請。**

### 2. 公共料金の支払猶予の要請 (R2.3.19)

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する**公共料金の支払猶予については、各事業所管省庁の要請を踏まえ、適切な対応を図るよう、地方公共団体に配慮を要請。**

### 3. 公営企業における特別減収対策企業債の創設 (R2.5.29)

交通・病院などの公営企業において、利用者の減少等による大幅な収入減が発生する中、今回の**新型コロナウイルス感染症により発生する資金不足については、特例的に地方債（特別減収対策企業債）を発行できることとし、利子について特別交付税措置。**

※ 償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その8割を特別交付税措置（熊本地震と同様の対応）

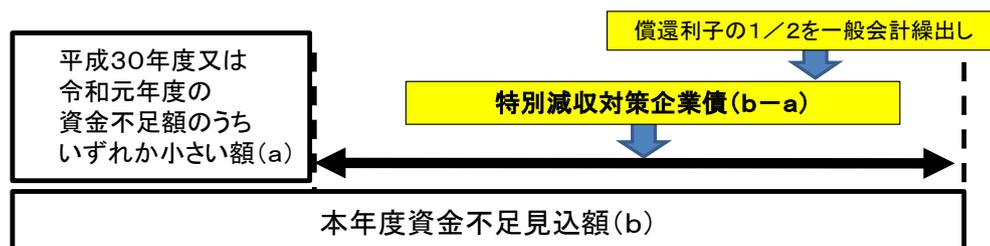
32

## 新型コロナ感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、平成28年熊本地震と同様の資金手当措置を講じる。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる（特別減収対策企業債）。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。なお、当該繰出しには特別交付税措置（措置率0.8）を講じる。
- 償還年限は15年以内



※ 年度途中においても、その時点で把握できる資金不足見込額により発行できるよう、5月29日に、同意等基準、同意等基準運用要綱等を改正するとともに新型コロナウイルス感染症に係る繰出基準通知（副大臣通知）を发出

33

